

東アジア研究

East Asian Studies

20号
2016年9月

中国新型農村合作医療制度の実施効果と課題

—現地調査を中心として— 魏 强

ナラティブ・アプローチによる学校教育における環境教育の再検討

—釜石市諸学校の防災教育からいのちの教育への取り組みを中心に— 長濱 博文

井原西鶴と樋口一葉における「女」の「恋」 尹 慧敏

福岡における釜山からの大学生インターンシップ

受け入れの現状と課題 鄭 有景

東アジア学会

東アジア研究 第20号

目 次 CONTENTS

〈論 文〉

- 中国新型農村合作医療制度の実施効果と課題
—現地調査を中心として— …………… 魏 强 1
Perspectives on the New Collaborative Medical System in Rural China: WEI Qiang
With Fieldwork and Interviews

- ナラティブ・アプローチによる学校教育における環境教育の再検討
—釜石市諸学校の防災教育からいのちの教育への取り組みを中心に— …… 長濱 博文 25
A Re-examination of Environmental Education NAGAHAMA Hirofumi
in Schools using the Narrative Approach:
A Case Study of Disaster Prevention Education in Kamaishi City Schools

〈2015年度若手研究者研究奨励制度 成果論文〉

- 井原西鶴と樋口一葉における「女」の「恋」…………… 尹 慧敏 45
A Study on the “Love” of the “Onna” YOON Hye Min
in the Saikaku Ihara and Ichiyo Higuchi

〈研究ノート〉

- 福岡における釜山からの大学生インターンシップ
受け入れの現状と課題 …………… 鄭 有景 61
The Current State and Problems of an Internship Program JEONG Yukyong
between Busan, South Korea and Fukuoka, Japan

中国新型農村合作医療制度の実施効果と課題

— 現地調査を中心として —

Perspectives on the New Collaborative Medical System in Rural China:
With Fieldwork and Interviews

魏 强

WEI Qiang

Abstract

In today's China, economics, medical care, and education are generally reformed and modernized in terms of market economy. However, there are still social problems left, especially in rural remote areas. Among them the healthcare system in remote farming villages is among the most urgent issues. In order to solve such problems, the government started a collaborative medical system of voluntary-insured (hereafter collaboration system) by raising funds from official, individual, and corporate sources in 2003. After 10 years, it is worth investigating how this collaboration system functions—as opposed to the status quo. This essay analyzes the efficiency, using statistical data of the collaboration system and the percentage of policy holders, and interviews conducted in Xinmin, Liaoning Prefecture, located in northern China.

Both the increasing number of policyholders and the improving standard of medical care indicate benefits of the institution; however, the majority of policy holders still bear unreasonable burdens because of the standards of medical care. Inconvenience of outlanders (those who reside outside of their province) who petition for coverage outside of their own 'home' areas; the high risk of raising the fund by the local government is not fully considered. The inconvenience of outlanders (those who reside outside of their home province) who petition for coverage outside their own 'home' areas and the high risk of raising the fund by the local government is not fully. Furthermore, the impractical medicine lists should be reviewed, while simplifying the provision of outlanders (those who reside outside of their province). In general, the provincial government could be more responsible for fund-raising rather than leaving it to the head of each county.

Room for concrete improvement lies in the inadequate provision and further equalization in benefits between outpatients and inpatients among policyholders.

要 旨

急速な発展を遂げつつある中国では二元社会構造の下、農村部では都市部との経済、社会保障などの格差、特に医療保障格差が拡大している。農村部では「診療を受けるのが難しく、受けることができても医療費が高い」「疾病のために貧困になる」という社会問題が深刻化するようになった。そのため、2003年より社会主義市場経済体制と農村社会発展レベルに応じさせ、農村医療サービスの有効的な利用を促進させ、農村医療保障制度の持続可能な発展を目標として、政府が主導権を握り、主に高額医療費の補助を原則として農民を対象とし、任意加入、政府、個人、集団から資金を集める新型農村合作医療制度の構築が開始された。

新型農村合作医療制度の導入から10年以上が経過した今、現行制度の運営構造、特に実施効果を検証することは、農村医療保障制度の改善、及び将来の医療保障の都市と農村との統合に対して意義あることだと考える。本稿は特定地域の現地調査に依拠し、制度実施以来10年間の実施効果と課題を中心として実証的に検証しようと試みたものである。

制度の高加入率、受益者の増加、医療保障能力の向上を評価するが、まだ受益が十分とは言えず、加入者の負担も重くなっている。制度加入納期、開始給付基準額、「薬剤目録」の規定の不合理的、給付方案の欠如などの問題点を指摘した上で、制度受付を随時とし、外来と入院給付は平等にするなど、更に機能的で、より公平な医療保障制度へと改善されていくことを提言した。

はじめに

中国では二元社会構造の下、社会保障制度は都市と農村とは全く異なったものとして発展してきた。建国後、国防を強固にするために工業、特に重工業が優先発展戦略として位置づけられた。そのため、都市では工業生産の確保のために、企業などがその職場単位の形で労働者の医療保険、養老年金などを一括する社会保障を実施した。一方、農村部は都市住民の食糧などの農産物を確保する必要があったが、1950年代半ばから、農業生産は急速に集団化され、1958年農村人民公社の成立に至る。人民公社は、労働できない老人、身寄りのない老人、所得がない老人、孤児、身体・精神障害者に対して、衣・食・燃料・教育・葬式の保障という「五保戸制度」を実施した。また医療保障は、旧型農村合作医療制度（以下：旧農合制度）によって低レベルで提供されていた。

しかし80年代以降、改革開放政策の実施につれ、経済分野を中心に社会発展が続き、医療市場化、教育市場化など、ほとんどの社会事業が市場経済の軌道に乗ったが、計画経済時代における社会保障は時代により遅れ、さまざまな矛盾が生じた。農村部では、人民公社の崩壊、旧型農村合作医療制度の解体につれ、農民の社会保障体系は壊滅状態となった。

そのため1993年、第8期全国人民代表大会では経済発展レベルに適合する社会保障体系を逐次整備し、失業保険、労災保険、年金保険、医療保険を重点的に構築し、社会保障基金制度の設立が採択された。これより、社会主義市場経済に応じる社会保障制度の再構築が公式的に始まる。その後、都市部では、企業女性労働者を対象として、1994年、労働保険制度から独立した生育保険制度が設立された。企業労働者に対しては、1996年、労働保険制度から独立した労災保険制度が設けられた。1997年には年金保険制度、1999年には失

業保険制度が設立された。都市の貧困者に対しては、1999年、最低生活保障制度が創設された。また、全ての都市労働者を対象として、1998年、都市部従業員基本医療保険制度が設立され、2007年には都市住民を対象として、都市住民基本医療保険制度が確立された。

一方農村部では、農村・農業・農民のいわゆる「三農問題」が注目されており、特に農村での医療保障制度の構築が切実な課題であった。「看病難、看病貴¹」、「因病返貧²」という社会問題が起き、深刻化した。そのため2002年10月、「更に農村衛生工作を強化することに関する中共中央、国務院の決定」が發布された。これは、農民に対して大病により貧困になるという問題の解決、農村医療サービスの公平と医療機構の有効的な利用の促進、社会主義市場経済体制と農村社会発展レベルの折り合い、農村合作医療制度の持続可能な発展等を目標としている。この方針に基づき、2003年、高額医療費の保障を主目的とし、農民が自由に加入でき、政府・個人・農業経済組織から資金を調達する「新型農村合作医療制度」（以下：新農合制度）が打ち出された。それ以後、2007年に農村最低生活保障制度、2009年に新型農村年金保険制度を設けたが、新農合制度は農村社会保障の中で、最も重要な役割を果たしている。

再分配の代表的制度は、社会保障制度である³。周知のように、中国では貧富の差が大きく、特に都市住民と農村農民の経済格差は著しく大きい。90年代からの社会保障制度の再構築は、基本的に都市住民を対象とし、都市部の経済格差を是正しようとしている。農民を対象とし、政府財政を基盤とする新農合制度は、その再構築された社会保障制度の中で政府財政及び医療資源を再分配することにより、農民の病気による経済負担の増加を緩和することになり、都市と農村の格差を縮小し、国家安定を促進できる社会保障制度として位置づけられた。

新農合制度は旧農合制度を受け継ぐと同時に、改革し、新機軸を打ち出した。農民を対象とすること、世帯単位であること、加入が自由であること、政府が宣伝し強力に推進することで急速に発展したこと、加入率が高いことなどは共通であるが、形成要因、時代背景が異なることにより、両制度の制度設計・構造はまったく違う。両者の目的、原則、役割、そして性格も明らかに別物である。

両制度の根本的な相違点は政府財政補助金の有無にある。旧農合制度は政府財政投入がなく、農業集団を責任主体として実施したが、新農合制度は政府補助金を主とし、政府の責任を強調する。新農合制度は、政府財政が原動力となり、医療保障能力が旧制度より大幅に高くなって、画期的な農村医療改革となった。

新農合制度の導入から10年以上が経過した。そこでその現行制度の運営構造、特に実施効果を検証することは、農村医療保障制度の改善、及び将来の医療保障の都市と農村との統合に対して意義あることと考える。新農合制度実施から約10年間、制度の運営実態、実

¹ 「看病難、看病貴」とは、診療を受けるのが難しく、受けられても医療費が高いことを意味する。

² 「因病返貧」とは、疾病により貧困になることを意味する。

³ 井堀利広（2009）、『誰から取り、誰に与えるか』、東洋経済新報社、第42頁。

施効果、農民の制度評価はどうであったかなどについて実態の一端を明らかにすべく、筆者は、2015年8月31日から10月1日にかけて、遼寧省新民市⁴の医療行政主管機関、郷鎮、村において実態調査を行った。特に村衛生室、農家などを訪問し、アンケート・面接調査を実施した。

新民市は、全国食糧生産基地であり、農業大県である⁵。2011年、「全国新型農村合作医療示範県」として授賞された⁶。また、「以薬養医（薬剤利益で病院経営が成り立つ）」を打破し、新農合制度の保障機能を十分に果たすため、2012年6月、國務院は「關於県級公立醫院綜合改革試点的意見（国弁發〔2012〕33号）」を發布した。新民市は全国初の試行県の一つとして選ばれ、瀋陽市でただひとつの試行県として、農村医療改革を実施している⁷。また中国国家衛計委副主任馬曉偉は、新民市を模範的な医療改革県として、2014年5月20日、新民市新型農村合作医療管理センター⁸、及び新民市病院を視察した⁹。

本稿は、東北の一地域で行った調査結果に過ぎないが、代表的な医療改革県を事例として分析すれば、中国東北地方における農村医療保障制度の運営、構造、効果の実情を解明できるのではないかと考える。

I 先行研究

1. 農村医療保障制度の変遷、その形成要因及び役割に関する研究

渡辺克博（2003）は、中国農村社会保障制度、特に農村合作医療制度を歴史的に考察し、農村合作医療制度は、農村医療の発展に貢献が大きく、農民の平均寿命の伸びに役割を大きく果たした結果として人口高齢化を引き起こしたと論考している。また、旧農合制度の衰退要因は、資金基盤の弱体、医療給付の不平等、社会状況の変化に応じて合作医療制度を改革していこうとする姿勢が見られなかったことなどを挙げている。農村の社会保障制度への対応策として、政府財政投入、民間商業保障の導入が必要であるとした¹⁰。喬益潔（2004）、劉雅静（2004）、尚珂（2005）、王何紅等（2005）は、旧農合制度の沿革、1980、

⁴ 新民市は遼寧省の中部に位置し、瀋陽市中心部より60キロメートルあまりの距離にある。1993年7月、新民県を新民市（県クラスの市）に改めたものであるが、行政区画は変わらず、県級行政単位として瀋陽市に管轄されている（瀋陽市人民政府地方志弁公室 2015年6月18日「瀋陽概覽」、<http://www.sydfz.gov.cn/cms/20141105/140954056336852.html> 2016年6月26日）。

⁵ 遼寧省新民県志編纂弁公室編（1992）、『新民県志』、瀋陽出版社、p.1。

⁶ 劉瀾波（2011年12月28日）、「2012年瀋陽市新民市政府工作報告」（新民市第四屆人民代表大會第五次會議における報告資料）。

⁷ 中国衛生部（2012年6月25日）、「關於確定県級公立醫院綜合改革試点県的通知（衛医管發〔2012〕43号）」の關係書類「県級公立醫院綜合改革試点県名單」（遼寧省衛生庁資料）。

⁸ 「新型農村合作医療管理センター」は、中国では「新型農村合作医療管理中心」という。

⁹ 新民市政府（2014年5月20日）、「国家衛計委副主任馬曉偉一行来我市調研」（<http://www.xinmin.gov.cn/system/2014/05/20/010093589.shtml> 2016年7月15日）。

¹⁰ 渡辺克博（2003）、「中国農村部における高齢者社会保障—農村合作医療保障制度について」、『清和法學研究』、第10巻第2号、第199-217頁。

90年代の農村医療改革の幾多にわたる紆余曲折の経過、及び新農合制度の形成発展について考察している。新農合制度は、「農民が大病によって貧しくなる」という問題を解決する鍵となると結論した。喬益潔（2004）は特に、新農合制度の内容を紹介し、新農合制度は都市と農村の差を縮小し、農村社会の安定、都市と農村一体化を促進できると結論づけた¹¹。劉雅静（2004）は、旧農合制度を主とする医療改革の失敗の原因は、基層政府の軽視、政府部門による制度に対する政策の矛盾と衝突、制度に関する法制度の不備、財政支援の不足、管理制度の不健全、農民の健康への投資理念の希薄などであると指摘した¹²。尚珂（2005）は、経済の視点から、旧農合制度の形成、発展、弱体時期を考察し、政府財政の農村重視が新農合制度の形成発展の重要な要因であると論考し、医療サービスと薬剤価格をコントロールすることは、新農合制度の持続発展に大切な役割を果たすと指摘した¹³。王何紅等（2005）は、新農合制度の内容を考察し、新農合制度は三農問題を解決でき、農民の健康を向上させることができると結論した¹⁴。また、陳金霞（2005）¹⁵、羅小娟（2006）¹⁶は、新・旧農合制度の変遷を考察した。陳金霞（2005）は、新農合制度は農村の医療保障の基準を高め、都市と農村の経済社会発展の格差縮小に貢献できるとした。羅小娟（2006）は、旧農合制度は中国の医療制度史上で大きな役割を發揮し、新農合制度はある程度、農村医療機関のサービス条件と品質が改善され、医療従業員チームの建設も強められたと評価した。睢党臣（2006）は新農合制度の役割を検討し、農村の出産育児の水準、農村郷鎮衛生院の利用率、医療技術水準などが向上し、農村医療サービス事業が推進されるようになったと結論した¹⁷。

2. 新農合制度の実施効果に関する研究

荏苒等（2007）は、新農合制度が実施されて以来、農民経済状況別の医療サービス需要・利用および医療負担、受益状況を考察するために、A省の三つの試行県で現地調査を行った。その結果は、低所得の農民は医療サービスに対して、高需要、低利用、高負担、低受益の状況にあるということであった。低所得の農民は、医療サービスの利用率が高所得の農民より低く、受益公平性が不十分であり、医療サービスへのアクセスが低いと結論づけた¹⁸。

陳燕華等（2010）は、2009年度の福州市11県の新農合制度の統計データを利用して、2009年度の福州市新農合制度の運営効果を論考した。彼らは、貧困及び非貧困農民の加入率、

¹¹ 喬益潔（2004）、「中国農村合作医療制度的歴史変遷」、『青海社会科学』、第3期、pp.65-67。

¹² 劉雅静（2004）、「我国農村合作医療保障制度的歴史思考及政策建議」、『社区医学雑誌』、第6期、pp.37-41。

¹³ 尚珂（2005）、「農村合作医療制度的建立与政府責任」、『中国發展』、第4期、pp.8-11。

¹⁴ 王何紅・梁荆霞（2005）、「從傳統到新型—探尋農村合作医療制度的歴史演變」、『技術与市場』、第12期、pp.72-73。

¹⁵ 陳金霞（2005）、「中国農村合作医療制度の發展と改革」、『週刊社会保障』、第59巻第2339号、第54-57頁。

¹⁶ 羅小娟（2006）、「中国における農村合作医療制度の変遷と今後のあり方」、『大学院研究年報』（中央大学大学院研究年報編集委員会）、第9号、第189-204頁。

¹⁷ 睢党臣（2006）、「我国新型農村合作医療制度發展初探」、『寧夏社会科学』、第2期、pp.70-73。

¹⁸ 荏苒・金鳳（2007）、「新型農村合作医療実施后衛生服務可及性和医療負担の公平性研究」、『中国衛生經濟』、第1期、pp.27-31。

基金利用率、受益率を考察指標として分析した。結論として①貧困農民は加入率が低い②合理的に基金利用率を調整する必要がある③郷鎮衛生院の利用率が低く、受益率は不十分であると指摘した¹⁹。

韓氷等（2011）は、新農合制度をさらに改善するために、入院給付公平性の角度から新農合制度実施効果を評価し論考した。研究方法としては、江西省の40制度試行県の2006年から2008年の入院給付データを利用して統計学的に分析した。各級医療機関給付率、及び受益率が毎年上昇傾向にあることを明らかにして、入院給付は基本的に公平性があると評価した。しかし、給付増加金額は医療費用の値上げで相殺され、農民の受益はある程度制約されていることを指摘した²⁰。

辛怡等（2013）は、1997年から2006年の中国健康栄養調査データ（CHNS）を通して、新農合制度実施前後の農村医療サービスへのアクセスの変化を考察し、アクセス上の障壁の要因を分析している。まず、医療サービスへのアクセスを提供側上のアクセスと需要側上のアクセスに分ける。提供側上のアクセスは地理的要素、需要薬剤の提供及び医療費を測定指標とし、需要側上のアクセスは、主に一人当たり所得を測定指標とした。次に、アクセス上の障壁を経済的障壁（医療費と個人所得は農民診療へ影響）と組織的障壁（医療機関の組織管理は農民の医療サービス利用へ影響）に分けて考察した。新農合制度実施以来、医療機関に行く時間が短くなり、診療を待つ時間が年々短縮され、日常薬剤も提供できるようになって、組織的障壁が低くなっている。一方、個人所得成長率が逡減し、医療費用の増加が速すぎることで、経済的障壁が高くなっている。提言として、政府財政投入を増加し、特に薬剤価格を引き下げること、農民の基本的な医療需用に応じることができることとした²¹。

3. 新農合制度の問題点に関する研究

制度の問題点に関する論考は、多数の研究が主に五つの観点に集中している。

- (1) 医療需要側（農民）：①廖松（2008）²² は、農民の健康リスクへの意識が低い②呂琳（2009）²³ は、制度に加入する意識が薄い③呉灝（2014）²⁴ は、制度加入に積極的でないとした。
- (2) 医療提供側（制度の指定医療機関）：①呂琳（2009）は、制度指定医療機関が少なく、医療価額が高い。また医者診療態度が悪い②肖菊（2011）²⁵ は、指定医療機関の医者、

¹⁹ 陳燕華・呉小南（2010）、「2009年福州11県（市）区新農合効果評価と改進建議」、福建医科大学学報（社会科学版）、第4期、pp.27-30。

²⁰ 韓氷・袁兆康・方麗霖・肖雲昌・洪鷹（2011）、「江西省新型農村合作医療住院補償公平性研究」、『中国社会医学雑誌』、第2期、pp.128-130。

²¹ 辛怡・何寧・張麗麗（2013）、「我国農村衛生服務可及性变化及存在障碍」、『長沙民政職業技術学院学報』、第3期、pp.23-25。

²² 廖松（2008）、「新型農村合作医療制度的問題と対策研究」、『決策与信息』、第12期、p.73。

²³ 呂琳（2009）、「新型農村合作医療制度存在的問題と対策初探」、『現代預防医学』、第1期、pp.75-76。

²⁴ 呉灝（2014）、「我国新型農村合作医療存在問題及思考」、『中国衛生標準管理』、第22期、pp.129-130。

患者ベッドが不足しており、受診を待つ時間が長く、農民の収入に対し医薬価額の上昇が速いと指摘した。

- (3) 財政提供側：①陳金霞（2005）は、政府の財源の投入と配分の問題があり、農村医療財源の調達が困難である②廖松（2008）は、貧困地域において政府の財政支援が困難である③張雅青（2010）²⁵は、政府が制度への予算を増額しているが、富裕地域以外、全国的には資金調達が低い水準に止まっている。また、制度運営資金不足により、制度管理やサービスの提供に大きな問題が生じている④呉灝（2014）は、国家による財政補助が限られているとした。
- (4) 制度管理・監督：①陳金霞（2005）は、合作医療の管理能力が低下している②廖松（2008）は、制度医療基金監督は規範化していない②呂琳（2009）は、制度の組織機構が不完全であり、管理が不行き届きである③肖菊（2011）は、制度に対する監督が欠如している④呉灝（2014）は、制度政策の宣伝が不十分であるとした。
- (5) 制度の法整備：①陳金霞（2005）は、法律法規の形式での強制力がない②張雅青（2010）は、制度に対する法的な裏付けは与えられていない。制度実施に対する法的な強制力はない。中国の社会保険に関連する法の整備は低い水準に留まっている③呉灝（2014）は、法的責任は明確ではなく、立法機関の層が低く、立法の主体が明確ではなく、法的救助制度が不健全であると指摘した。

また、張雅青（2010）は、情報化の遅れにより、制度の非効率と農民の制度への加入に悪影響を及ぼしている。流動人口の加入制限、地域による給付金額の格差なども指摘した。陳在余（2012）は、新・旧農合制度発展の歴史を論考し、両制度は政治動員の産物であると考え、合作医療制度は急速に発展できるが、急速に崩壊する可能性もあると指摘した。保障の視点から考えると、低コストの医療サービス体系を構築することが合作医療制度の持続可能な発展の鍵となるとした²⁷。

以上の廖松（2008）、呂琳（2009）、肖菊（2011）、呉灝（2014）は、問題点を指摘した上で、制度が持続可能で発展するためには、新農合制度管理機関の効率性を高め、農村医療機関の医療設備、医療技術を改善し、制度の監督を強化すること、そして政府の財政支援を継続し、農村医療救助体系を構築することなどを提言している。

4. 先行研究の限界

喬益潔、劉雅静、尚珂、王何紅等、睢党臣の事例では、農村医療保障制度の歴史の変遷・内容、新農合制度の形成要因、及び役割を明らかにしたが、制度の実態に基づいた運営構造に触れておらず制度の全体像、及び機能を十分に把握しているとは言い難い。

²⁵ 肖菊（2011）、「新疆新型農村合作医療保障制度的現状及存在問題」、『法制与経済』、第1期、pp.144-145。

²⁶ 張雅青（2010）、「中国農村部における医療保障システムの現状—新型農村合作医療制度を中心に—」、『東北農業経済研究』、第28巻第2号、第8-14頁。

²⁷ 陳在余（2012）、「中国農村合作医療制度歴史回顧与比較」、『農業経済』、第2期、pp.59-61。

韓水等は、入院給付の公平性の視点から制度効果を調べた。荏苒等は、所得の低い農民は医療アクセスが低いことを明らかにしたが、両者とも制度の基盤としての財政補助、及び基金利用の面からは論考していない。また陳燕華等は、基金利用率、加入率などを分析したが、一年度のデータだけにとどまっており制度実施効果の評価の合理性が不十分である。辛怡等は提供側、そして需要側のアクセスの変化、及び組織的・経済的障壁の要因を考察したが、制度加入、基金利用、受益、財政補助の状況を論考しておらず、需要側による満足度と意見にも触れていない。制度に対する評価が客観的とは必ずしも言えない。また、渡辺克博、陳金霞、羅小娟、張雅青などの多数の学者は主に文献研究に基づき、制度の沿革及び問題点などを論考してはいるものの、実態調査がない点はやや論拠に乏しいのではないかと考える。

以上いずれの先行研究も、農村医療保障制度の沿革とその役割、新農合制度の効果、及び問題点がある程度明らかにしている点は評価したいが、断片的研究に過ぎない。また、特定地域における制度実施以来の推移を踏まえて考察していない。制度を利用した人々が制度を実際どのように評価しているのかという「現場の声」に基づいた研究もまだ行われておらず制度を客観的に公平な視点から考察しているとは言い難い。更に中国東北部での制度導入に関して起こった変化についても管見の限りまだ事例がないままである。

小論は、こうした先行研究が触れていない観点を考慮に入れて、特定地域の制度制定側としての医療行政部門によるデータ、及び現行制度利用者によるアンケートと面接調査に基づき、新農合制度の実態、特に制度加入率、基金調達と利用状況、医療サービスの受益率など、約10年間にわたる実施効果及び農民側の評価を明らかにしようと試みたものである。新農合制度実施以来、農村医療サービスへのアクセスは改善したか、農民医療負担はどの程度軽減したかなどを客観的に考察し、問題点を明らかにしたうえで、改善提言を検討して論じている。

II 新型農村合作医療制度の形成背景

1976年、文化大革命政治運動が終結した。1978年、経済体制の改革が始まり、1985年、人民公社制度が全面的崩壊した。旧農合制度の政治的後ろ盾を失い、経済的基盤も存在しなくなる。政府財政の支援がなく、農業集団と農民個人との共同拠出する集団福祉である旧農合制度は解体状態になった。その結果、農民の医療費は基本的に自己負担となった。

80年代に入ると、中共中央は農村発展を重視し、1986年まで5年連続で、国家の年度第一号戦略的な公文書「中共中央一号文件²⁸」の形で農村経済発展、農業生産能力、農民収入などの面を指導・規定した。これにより農村経済、農業生産、農民収入は大幅に改善

²⁸ 「中共中央一号文件」とは、第一位に位置する当該年度の戦略的な公文書を意味する。これは、1982年1月「全国農村工作會議紀要」、1983年1月「当前農村經濟政策的若干問題」、1984年1月「關於1984年農村工作的通知」、1985年1月「關於進一步活躍農村經濟的十項政策」、1986年1月「關於一九八六年農村工作的部署」を指す。

されたが、1986年の「中共中央一号文件」以後、農村に関する中央一号公文書は公布を停止し、経済発展は都市部に偏ってきた。1987年、第13期党代表大会は公有制を経済基礎とする計画的な市場経済の方針を打ち出し、1992年、第14期党代表大会では社会主義市場経済体制を明確に確立した。

当然ながら社会発展は経済発展を根本的な目的として行うことで、社会保障、特に医療保障も市場化するようになる。本来公共財政の範囲にある任務が社会に押し付けられ、過度の市場化につれて、過剰処方、過剰診査という過剰医療がはびこることになった。かくして農民に対してさらなる経済的負担が増加し、病気によって貧しくなり、医療費が高く、病気にかかっても治療できないという深刻な社会問題が生じてきた。2002年11月、中国共産党第16期全国代表大会が、「全面建設小康社会（全面的にゆとりがある社会を構築する）」を目標として掲げ、中国経済発展レベルに適應する社会保障システムを建設することを打ち出した。都市部に偏った予算、施設設備などを農村に移転する医療資源の再分配機能を果たすため、特に農村医療保障制度を改革しなければならないとの建議があった。

一方、改革開放以来、中国経済発展は著しく、産業構造が変化する中で都市部の財政力もさらに増加した。90年代末に至って中国は農業国から工業国へと転換しようとする段階に到達し、財政・経済力は改革開放前に比べ大幅に上昇し、農村を支援する物質的条件を備えた。また、90年代、医療改革について政府主導か市場主導かという「医療改革大議論²⁹」が巻き起こった。結果、政府が医療保障の主な責任を持たなければならないという観点に相違はなく、21世紀に入ると農村医療保障システム再建の必要に迫られ、その上、中央、地方財政条件を備えることで農村部に政府からの財政援助、支援が当然のこととなった。政府は農村医療保障を積極的に推進することだけでなく、責任の主導的地位に位置づけられるようになり、こうした政治経済の変化を踏まえて新農合制度が打ち立てられた。

2003年1月16日、国務院弁公庁は「国務院弁公庁が衛生部など部門の〔新型農村合作医療制度を建設することに関する意見〕を配布する通知（国弁発〔2003〕3号）」（以下：「新農合医療制度意見（2003）」）を發布した。この「新農合医療制度意見（2003）」の主な内容は次の通りである。①政府が主導権を握り、政府・個人・農業経済組織から医療基金を調達し、大病入院のような高額医療費の補助を主とする②原則として加入自由、農家を単位として世帯全員納付する③一般的に県を単位として制度を運営し、各省、市政府は衛生、財政、農業などの部門を組織して協調グループを設け、各地衛生行政部門内部に農村合作医療管理の専門機構を設立する³⁰。その後、全国に新農合制度が展開して行き、2004年まで新農合制度に加入した県数は333、加入率は11.6%で、制度に参加した農民は0.8億人である³¹。

²⁹ 曹海東・傅劍鋒（2005年8月4日）、「中国医改20年」、『南方周末』。

³⁰ 国務院弁公庁（2003）、「国務院弁公庁転発衛生部等部門關於建立新型農村合作医療制度意見的通知（国弁発〔2003〕3号）」（2003年1月16日發布実施）。

³¹ 中国統計局（2009）、「中国統計年鑑」、国家統計出版社。

Ⅲ 調査地域の新型農村合作医療制度実態

1. 制度の運営構造

(1)、制度の管理組織体系

制度の管理体系については、遼寧省新型農村合作医療指導グループ、省新型農村合作医療管理センター、下級各新型農村合作医療管理センターが主に制度の管理組織として新農医制度を管理している。遼寧省新型農村合作医療指導グループの方針で省新型農村合作医療管理センターは省域内のマクロの合作医療制度の政策を制定し、それに基づき下級新型農村合作医療管理センターは基本的に具体的な制度の政策制定、運営管理、監督検査、指定医療機関の選択、認定、管理などを行っている。

遼寧省では、政策決定機関として省新型農村合作医療指導グループを設立し、中共中央及び國務院の方針に基づき、省新型農村合作医療業務計画を立て、重大な政策を制定し、関連部門が協調して全省新型農村合作医療業務を推進している。省指導グループは、グループ長（副省長）、副グループ長二名（省政府副秘書長と省衛生庁長）、グループ員七名（省衛生庁副庁長、省民政副長、省財政長、省食品薬品监督管理局長など）で構成されている。指導グループの事務室は省衛生庁にあり、事務室主任は省衛生庁副庁長が兼任し、政策執行機関として省新型農村合作医療管理センターを設けている。職責は省級新型農村合作医療指定医療機関の医療費の審査及び管理、また、下級新型農村合作医療業務の指導、検査及び評価などである³²。

新民市は新型農村合作医療管理センターを設立し、制度の制定、県級指定医療機関³³の認定及び管理、基金の予算及び決算を行う。また、制度実施、給付などの規則の制定、医療費給付の審査、郷鎮合作医療部門の管理監督などの責任を持つ。特に、制度の基金支出正当化のために、審査課は、指定医療機関の薬剤使用が適切か否かなど検査を行う。査察課は、指定医療機関を視察し、実際に入院しているか否かなどを調査する。

(2)、制度の医療提供体系

新農合制度は指定医療機関で実施される。指定医療機関は基本的に医療機関の総合管理、医療管理、財務管理の三つの面で考察され、認定される。指定医療機関のみで医療費給付ができる。調査地域の新型農村合作医療指定医療機関は遼寧省人民病院、瀋陽市赤十字会病院、大連市中心病院などの省市級98³⁴、新民市人民病院などの県級7、郷鎮衛生院が26、村級標準衛生室が335である³⁵。

³² 遼寧省人民政府弁公庁（2005）、「遼寧省新型農村合作医療領導小組成立」、『遼寧省人民政府公報』、第2期。

³³ 注4の説明のように、新民市は県級行政区画単位であるので、新民市の市級医療機関は県級医療機関にあたる。

³⁴ 遼寧省衛生計生委（2013年11月12日）、「關於98家新農合省級定點醫療機構和37家農村兒童重大疾病救治定點醫療機構通過復核與資格確認的通報」（遼衛函〔2013〕628号）。

(3)、制度の保障対象及び給付手続き

全国都市部、農村部に居住している新民市の農業戸籍所有者は戸籍所在地で新農合制度に加入することができる。新民市域内の指定医療機関で診療する場合、その医療機関で給付されるが、新民市域外指定医療機関で診療する場合、患者は全額医療費を支払った後、証明書、領収証などの書類を揃えて新民市で給付請求手続きをする。

(4)、制度医療基金調達・管理の実態

遼寧省は基本的に県級行政区画を単位として新農合制度基金調達、運営を行っている。調査地域では、制度医療基金は農民個人納付金と中央政府補助金及び主に地方政府補助金で構成されている。農民個人納付金は農家単位で納付する。農家構成員である老人・成人・子供のいずれも同額で一括して徴収される。つまり、農家全員の個人納付金を納付して制度加入となる。

制度医療基金は「基金の収入によって支出を定め、基金の収入と支出のバランスがとれており、剰余金が少々ある³⁶⁾」という原則で管理され、黒字分は次年度に繰越され使用する。各県は基本的にこの原則の下で、給付開始基準額・給付率設定及び給付範囲を主な内容とする給付方案を制定する。

基金支出の用途は主に給付である。原則により、給付額を基金総額の限度内にコントロールしているが、給付額が基金額を超え、赤字を生じる場合、地方政府、主に県級政府財政で補うようにする。

基金調達基準額は、年度によって違い、基本的に年々増加する。個人納付金の調達については、基本的に毎年11月中旬前後、新民市副市长、市衛生局長、新型農村合作医療管理センター主任主催の下で、郷鎮関連部門責任者を集めて次年度の農民個人納付金の調達に関する動員会議を行い、郷鎮責任者に納付金調達の呼びかけを奨励する。個人納付は年末締め切りとし、受益期間は次年度の1月1日から12月末までである。また、納付方式及び流れについては、村幹部が任意加入の形で一軒一軒を農家単位で徴収し、個人納付金を集め、一括して郷鎮政府に納付する。郷鎮政府は総括して市財政部門の新型農村合作医療基金専用口座に預け入れる。各級財政補助金も専用口座に預け入れる。

2. 制度の給付保障

調査地域では、新農合制度は指定医療機関で受診することが給付できる必須条件となる。県・郷鎮級医療機関により給付率は別々に規定されている。また、給付開始基準額³⁷⁾を規

³⁵⁾ 2012年11月末より瀋陽市管轄の区、県に標準衛生室（村ごとに一つ）は新型農村合作医療制度に組み込まれている（瀋陽市人民政府弁公庁（2012）、「瀋陽市人民政府弁公庁關於印發瀋陽市村衛生室實施國家基本藥物制度工作方案（試行）的通知」（瀋政弁發〔2012〕93号）、『瀋陽市人民政府公報』、第24期）（2012年11月30日実施）。

³⁶⁾ 新型農村合作医療制度基金管理原則は、「以収定支、收支平衡、略有結余（基金の収入によって支出を定め、基金の収入と支出のバランスがとれており、剰余金が少々ある）」である（衛生部・財政部・國家中醫藥管理局衛（2007）、「關於完善新型農村合作醫療統籌補償方案的指導意見」（農衛發〔2007〕253号）2007年9月10日実施）。

定し、給付開始基準額以下の医療費は自己負担となり、給付開始基準額を超える医療費は規定率で給付される。大病入院保障を主とし、入院・外来給付を行っている。「遼寧省新型農村合作医療薬剤目録」（以下：「薬剤目録」）による薬剤を使う場合は給付対象となるが、「薬剤目録」以外の薬は給付対象外であり、自己負担となる。また、給付方案は県により異なり、以下は調査地域の実態である。

(1)、外来給付

一般的に普通外来給付、特殊慢性病外来給付を区別して給付を実施している。

- ①普通外来給付の場合、年最高給付額として村衛生室が20元であり、郷鎮衛生院が130元である。合わせて年間定額150元である。県級及び以上医療機関では原則として給付されない。
- ②特殊慢性病外来給付の場合、給付開始基準額の設定がある。新民市域内の指定医療機関で受診の場合、給付開始基準額はゼロであり給付率は約60%である。域外指定医療機関で受診の場合、給付開始基準額は1000元であり、超える医療費の給付率は約45%である。年最高給付額は3000元である。

2013年より、新民市人民病院は、新民市域内で唯一の特殊慢性病を認定できる医療機関である。特殊慢性病の病種範囲は悪性腫瘍、高血圧Ⅲ期、結核病、冠状動脈心臓病、慢性肝炎、精神病、HIV など18種類、及び器官移植手術後の拒絶反応を含めている。

特殊慢性病外来給付方式について新民市域内指定医療機関で診療する場合、その医療機関で給付されるが、新民市域外指定医療機関では、患者が医療費を立て替えて医療費の領収書原物、処方箋、『合作医療証』を持って新民市郷鎮新型農村合作医療部門に申請し、『外来特殊慢性病外来受診手冊』を以上の書類と合わせて提出した上、新民市人民病院特殊慢性病審査科で認可されると給付を受けることができる。

(2)、入院給付

入院給付の場合、新民市域内郷鎮衛生院は給付開始基準額がゼロであり、給付率約75-85%である。新民市域内県級指定医療機関は給付開始基準額がゼロであるが、医療費が600元以内の場合、25%給付となり、600元以上の場合、約70-75%給付される。新民市域外指定医療機関では給付開始基準額は1000元であり、給付率は45%である。

入院給付方式は、新民市域内医療機関で診療する場合、その医療機関で給付される。新民市域外医療機関では患者が医療費を全額立て替え、入院カルテ複写、入院費用明細書原物、診断書原物、入院領収書原物、村委員会証明書、合作医療証、転診証明書或いは現地住居証明書（現地交番発行）などを揃えて戸籍所在地の郷鎮合作医療管理部門に提出し、給付請求手続きをする。

³⁷ 給付開始基準額とは、基準額までの医療費は自己負担となり、基準額を超過した金額に対して給付率をかけたものが給付されることを意味する。

IV 調査地域の新型農村合作医療制度の実施効果（2005-2014年）

1. 新型農村合作医療制度の網羅した範囲

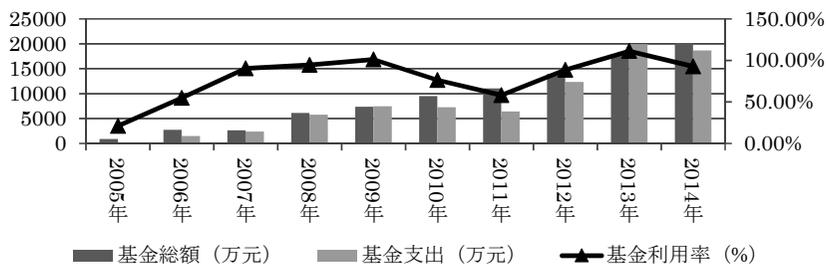
新民市では、2005年6月より新農合制度の実施が始まった。表IV-1に示すように、初年度に全ての郷鎮・村が制度に加入し、農民の加入率も88%であったが、2010年以後、95%以上に達した。十年間の平均加入率が92.43%であり、新農合制度が新民市全域をカバーしており、基本的に新民市の農民は医療保障を享受している。総合的に考えると農民は制度加入に積極的で、制度加入率が高く、農民の医療サービスへのアクセスを改善したといえる。

表IV-1 新農合制度の網羅範囲状況（2005-2014年）

年 度	農民加入率 (%)	加入行政村 (個)	行政村加率 (%)	郷鎮加入数 (個)	郷鎮加入率 (%)
2005年	88.00	338	100	25	100
2006年	93.74	338	100	25	100
2007年	79.13	338	100	30	100
2008年	92.31	338	100	30	100
2009年	94.06	338	100	30	100
2010年	95.26	335	100	30	100
2011年	95.03	343	100	30	100
2012年	95.19	335	100	30	100
2013年	95.92	335	100	30	100
2014年	95.65	335	100	29	100

出所：新民市新型農村合作医療管理中心「新農合統計調査数据報表（2005-2014年報）」に基づき筆者作成

2. 新型農村合作医療制度の基金利用状況



図IV-2 新型農村合作医療制度の基金利用状況（2004-2014年）

出所：新民市新型農村合作医療管理中心「新農合統計調査数据報表（2005-2014年報）」に基づき筆者作成

図IV-2に示すように、基金利用率（支出／総額）は、2005年から2009年にかけては上昇しているが、その後、2011年にかけて58.03%まで急低下し、2009年より約43.03ポイント減少している。この背景には、2010年に新民市は遼寧省衛生庁「薬剤目録」に基づき、もともとの給付対象となる薬剤1775種を1200種に縮小したことがある³⁸。国家基本薬剤制度

により、給付対象となる「薬剤目録」の薬は、零差益（医療機関は薬に利益をかけられない）であり、病院の利益を上げるため、「薬剤目録」以外の薬を使う医療機関が少なくない状態となったため給付率は大幅に低下し、基金利用率が低くなったのである。また、高額な薬を処方し、利益を上げる医療機関も現れた。制度の医療負担軽減という機能を十分に果たしていなかった。

しかし2012年には、基金利用率は88.75%と大きく回復した。この背景には、新民市では、遼寧省衛生庁「2012年全省農村衛生工作要点」に基づき、2012年0-14歳児童の白血病、心臓病、子宮頸がん、乳腺がん、重度精神病、HIV感染など重病の給付水準を引き上げたことなどがある³⁹。また、医療サービス費で薬剤収入減収を補うようになり、医療サービス費も新農医制度の給付範囲に組み込まれ、各級政府財政は病院の補助金を増額した。2012年基金利用率88.75%は、前年度の58.03%より30.72ポイント上昇している。全体から見れば、基金利用率は2005年の21%から2014年には92.95%になり、約72ポイント増加している。それは、加入者の受益を増加し、制度の医療保障機能を高めるようになったといえる。

3. 新型農村合作医療制度の年一人当たり調達金基準状況

表Ⅳ-3 新型農村合作医療制度の年一人当たり調達金基準状況（2005-2014年）

年度	年一人当たり 調達金基準(元)	年個人納付金 (元)	個人納付率(%)	年一人当たり 財政補助金(元)	財政補助率(%)
2005年	20	10	50	10	50
2006年	50	10	20	40	80
2007年	60	10	17	50	83
2008年	110	10	9	100	91
2009年	145	20	14	125	86
2010年	175	30	17	145	83
2011年	230	30	13	200	87
2012年	290	50	17	240	83
2013年	350	70	20	280	80
2014年	400	80	20	320	80

出所：新民市新型農村合作医療管理中心「新農合統計調査データ報表（2005-2014年報）」に基づき筆者作成

表Ⅳ-3をみると、新民市の年一人当たり調達金基準額及び個人納付金は、年々増加し、それぞれ2005年の20元及び10元から2014年の400元及び80元に増加した。一人当たり調達金基準額の増加につれ、個人納付金も増加している。制度加入の壁は高くなるが、医療保障能力も高くなる。また、一人当たり財政補助金は同様に10元（2005年）から320元（2014年）へと大幅に増えた。このために一人当たり財政補助率は50%（2005年）から80%（2014年）へと大幅に増えた。

³⁸ 遼寧省衛生庁（2010）、「関于印発〔遼寧省新型農村合作医療薬品目録（2010年版）〕的通知」、（2010年8月11日実施）。

³⁹ 遼寧省衛生庁（2012）、「関于印発2012年全省農村衛生工作要点的通知」、（2012年3月7日実施）。

年)に増加した。それでも2008年の91%からは大きく低下していることに注意が必要である。それに比して、2008年より個人納付率は上昇している。個人納付金は初年度の10元より2014年には8倍の80元となり、農民医療負担が増加するようになった。

4. 個人納付金の純収入に占める比率の状況

表Ⅳ－4 個人納付金の純収入に占める比率の状況 (2005-2014年)

年 度	年 間 個 人 納 付 金 (元)	農 民 年 一 人 当 た り 純 収 入 (元)	個 人 納 付 金 の 純 収 入 に 占 め る 比 率 (%)
2005	10	4,600	0.22
2006	10	5,152	0.19
2007	10	6,565	0.15
2008	10	7,285	0.14
2009	20	8,115	0.25
2010	30	9,450	0.32
2011	30	10,953	0.27
2012	50	13,000	0.38
2013	70	14,300	0.49
2014	80	15,470	0.52

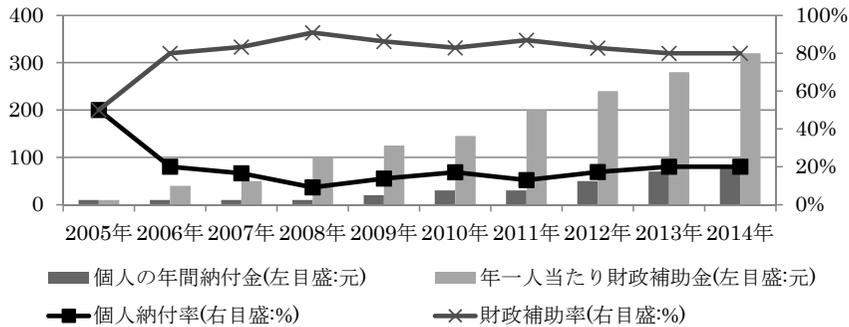
出所：農民年一人当たり純収入のデータは新民市政府「新民市政府工作報告(2005-2015年)」のデータに基づき筆者作成。年間個人納付金のデータは新民市新型農村合作医療管理中心「新農合統計調査データ報告表(2005-2014年報)」に基づき筆者作成

表Ⅳ－4は、2005年から2014年にかけて新民市における農民個人納付金が農民一人当たり年純収入に占める比率の変動を表している。2005年から2008年まで四年間個人納付金は据え置き10元であったが、年純収入が年々上昇したために、農民個人納付金の年純収入に対する比率は低下し、農民経済的負担を軽減したといえる。しかし、以後、毎年個人納付金は上昇し、2014年には2008年に比べて8倍に達する。一方、年純収入の増加は約2倍の増収にとどまったために、農民の負担が年々増加の一途を辿っていることがわかる(2011年を除く)。

5. 新型農村合作医療制度の個人納付金及び財政補助金の比率

下図Ⅳ－5は、調査地域の新農合制度が2005年に発足して以来の財政補助金と個人納付金の変動とその比率の変動を表したものである。一人当たり調達金は財政補助金と個人納付金で構成されている。初年度の財政補助金と個人納付金は同額10元で、合わせて年間一人当たり調達金が20元であり、比率はどちらも50%であった。その後、個人納付金は2008年までそのまま10元で変わらず横ばい状態に対して財政補助金は大幅に上昇し、2008年には個人納付金の10倍の100元となり、年間一人当たりの調達金基準額は110元となって、比率が91%に達する。個人納付率はわずか9%に過ぎない。しかし、2008年以後、財政補助金と個人納付金は年々増加したが、財政補助金比率は徐々に低下した一方、農民個人納付率

が年々上昇してきていることが明確にわかる。個人納付率は2008年の9%より2014年には20%になり、11ポイント上がっている。一方、財政補助率は2008年91%より2014年には80%になり11ポイント低下した。2005年から2008年までと2008年から2014年までを分けると、前期は政府財政補助率が高くなっており、農民経済負担を軽減していた。だが後期は政府財政補助率が段々に低下し、農民個人給付率が徐々に上昇している。農民医療負担が増加する傾向にあるとすることができる。



図IV-5 新型農村合作医療制度の個人納付金及び財政補助金の比率 (2005-2014年)

出所：新民市新型農村合作医療管理中心「新農合統計調査数据報表 (2005-2014年報)」に基づき筆者作成

6. 新型農村合作医療制度の受益率

表IV-6 新型農村合作医療制度の受益率の状況 (2005-2014年)

年度	加入人数 (人)	給付延べ人数 (人)	受益率 (%)
2005年	467,000	11,536	2.47
2006年	448,100	162,481	36.26
2007年	439,400	329,331	74.95
2008年	480,000	234,789	48.91
2009年	507,000	182,357	35.97
2010年	502,000	162,850	32.44
2011年	478,000	143,344	29.99
2012年	475,000	311,457	65.57
2013年	494,000	352,569	71.37
2014年	506,000	323,179	63.87

出所：新民市新型農村合作医療管理中心「新農合統計調査数据報表 (2005-2014年報)」に基づき筆者作成。受益率の計算方法について、遼寧省新型農村合作医療統計資料の計算方法は、給付延べ人数を加入人数で割るものである。筆者がこれに基づき、新民市の受益率を作成したものである。

表IV-6をみると、調査地域の受益率は2005年の2.47%から2014年には63.87%に達し、約61.4ポイント増加し、医療サービス利用が高くなっている。しかし、一番高い2007年(74.95%)では、加入者439,400人の中、110,069人が不受益で、制度の医療サービスを利用していない。加入者の個人健康状態上で考察した場合、たとえば地域の疾病予防活動の結

果受診者が減少すれば、受益率は低下することになるが、制度データ上で考えれば、2005年から2014年までの十年間平均受益率は約46.18%で加入者は十分に医療サービスを利用したとはいえない。

V 新型農村合作医療制度の問題点及び改善提言

筆者は制度の運営構造に基づき、調査のアンケート調査表を作り、満足度調査を行った。新農合制度の加入、基金の調達世帯を単位として実施されているので、筆者は新民市三つの郷鎮のそれぞれのA、B、C村の農家390戸を対象とし、訪問調査で合計390部のアンケート調査用紙を配布した。最終的に379部回収した。回収率は97.2%であった。そのうち、有効アンケート数は371部で、有効回収率は97.9%であった。そのアンケート調査結果、インタビューを踏まえて、以下に制度の問題点を指摘した上で検討する。

1. 加入納期限定及び納付方式による障害

調査地域では基本的に毎年11月中旬前後から年末までが加入受付及び納付期間であり、その期間に加入して、次の年1月から12月まで医療保障を受けるようになる。また、村幹部が自ら一軒一軒領収証を持って納付金を徴収に行く形で行っている。納付期間は一年に一回でその期間を過ぎると、年間加入ができない。つまり、11月中旬から年末までに納付しないと、次年一年間、医療保障を受けることができないのである。

アンケート調査は、「個人納付金の納付期限の設定に対する満足度は」の質問の回答に対し、「満足」、「普通」、「不満足」、「わからない」という四つの選択肢を設置した。調査結果は、「満足」(11.05%)、「普通」(42.05%)、「不満足」(45.01%)、「わからない」(1.89%)である。そのうち、「不満足」を選んだ農家が占める割合が一番多い。その「不満足」と回答したいくつかの農家を対象として、その理由についてインタビューした。

A村村民A氏(男性40代)は、「わが家は、全員だいたい10月中旬から翌年1月まで大連に商売に行っている。納期が来ると、妻は納付してから行くが人手が足りず、商売に影響する。いつでも納付できたらいいのに」と答えた。C村C氏(男性20代)は、「家族は体が丈夫なので、2013年には加入していなかった。本当は2015年に子供を作る計画であったので2014年末に加入手続きをしたかった。でも、去年初め(筆者:2014年)妻が予想外の妊娠をして、去年出産した。妊娠の時、加入したかったが、納付締め切りが過ぎていたので、加入できず全て自己負担となった」と答えた。

以上から分析すると、制度に加入受付及び納付金の納付期間が規定されている故の不都合がある。現代中国農民は出稼ぎが常態になっているにも関わらず戸籍制度の制限により戸籍所在地で医療制度に加入することが規定されている。農民は出稼ぎなどで家を留守にすることがあるが、納付期間を逃すと次年度の医療保障が受けられない。また、加入希望の場合、加入受付期間が来るまで待たなければならず、加入までの医療費、出産費などの

保障を受けることができない。そのため、制度の母子健康保護の機能をうまく使いこなすことが難しい。調査地域は毎年11月中旬から12月末が加入受付期間のため、新生児はすぐに加入できない。基本的に新生児は誕生後、11月中旬までに大病、入院など疾病した場合、保障がないのだが当然ながら新生児は疾病して入院する可能性が高い。つまり加入納付期限の限定は、出稼ぎ労働者にとって納付が不便であり、母子保健などに対する医療サービスを利用することを妨げているのである。

医療福祉事業としては年間いつでも加入受付できるようにすべきである。また新規加入は、取扱窓口で加入受付をし、継続の場合は都合のよい時、取扱窓口で納付するか、銀行などの口座に振込むなどという方法があれば、便利になるのではないだろうか。

2. 外来給付率の低さ、開始給付基準額、「薬剤目録」の不合理及び医療資源浪費

「外来給付率に関する規則は」の質問に対し、アンケート調査結果は、「満足」(9.97%)、「普通」(32.08%)、「不満足」(54.99%)、「わからない」(2.96%)である。そのうち、「不満足」の回答が一番多い。その理由について、以下は調査証言である。

B村郷村医者B氏(男性70代)は「2013年から今年(筆者:2015年)まで、ずっと外来は毎年一人当たり最高給付額20円であるが非常に足りない。衛生室で普通風邪による点滴でも35円あまりかかる」と答えた。B村村民D氏(男性50代)は、「今年(筆者:2015年)2月、腹痛で、郷衛生院で超音波検査だけで100円かかり、他の費用を合わせると150円あまりかかった。一回で一年の130円を使い果たしても足りない」と話した。

「入院給付率に関する規則は」の質問に対し、調査結果は、「満足」(16.98%)、「普通」(40.97%)、「不満足」(38.01%)、「わからない」(4.04%)である。入院給付は外来給付と違い、「不満足」の回答が「普通」より低く、第二番目になり、新農合制度は大病入院保障を主とする原則を表している。「不満足」の回答について以下は農民の証言である。

C村村民D氏(男性60代)は、「去年(筆者:2014年)入院、市病院(筆者:県級医療機関)で5000円あまり払ったが、2800円あまり給付され、60%にもならない(筆者:実際給付率56%)。使われた薬が「薬剤目録」以外のものが多いので給付が少なくなったそうだと答えた。

調査結果から考えると、給付規則が複雑で、村民は給付率に対して、特に外来給付状況に不満率が高い。外来給付の定額は小額で、疾病予防などの役割を十分に果たせていないといえる。通常軽い病気の場合、早期治療しないと、入院するほどの大病になることがあるだろう。また、県級医療機関で診察を受ける場合、超音波検査だけでも260円、B型肝炎検査となると500円になる。これらの外来診療費用は全て自己負担である。入院した場合、「薬剤目録」の薬以外を使うことで規定の給付率は約70-75%であっても、実際には50-60%あまりになることが多い。村衛生室では、治療よりも基本的に薬を出す。郷鎮衛生院は一般に軽い病気の治療を行い、薬を出すという役割を果たしている。また農民は、病気だけでなく村衛生室、郷鎮衛生院で合わせて年定額150円の外来費用給付があるために、診療を

受けることがある。深刻な病気の病人にとっては、給付が非常に足りない。それに対して、病気ではない人にとってはその定額外来給付金（150元）は福利となる。

県級及びそれ以上の医療機関・郷鎮衛生院・村衛生室による医療サービスを自由に利用できるように、給付開始基準額の規則を撤廃すべきである。また、郷鎮衛生院・村衛生室の外来定額給付の規則を是正することで、無用な利用がなくなり、医療資源の浪費防止ともなる。医療を平等、公平にするために外来と入院共に、給付率を統一すべきであろう。また、医療開発が日進月歩で進む現在、新薬などの「薬剤目録」以外の薬が使われることは必然であり、また、薬剤による利益のために使用されることもあるが、これが患者個人の負担になっている。したがって「薬剤目録」の規定については、種類を増やすか、「薬剤目録」に含まれていない薬も給付の対象とするなど検討の必要があろう。そうすることで、医療費給付が増加することが当然となるが、足りない医療基金は政府筋を主として援助すべきと考える。つまり、財政の投入が制度改善のカギとなるのではないだろうか。

3. 域外の給付手続きの煩雑さ

「域外給付手続きに関する規則は」という質問に対し、アンケート調査結果は、「満足」（1.08%）、「普通」（11.05%）、「不満足」（84.91%）、「わからない」（2.96%）である。「不満足」の回答が一番多い。以下はその理由についての農民の証言である。

C村村民E氏（男性40代）は、「私は、去年（筆者：2014年）まで瀋陽市に出稼ぎにいつてきた。一昨年（筆者：2013年）、瀋陽市市内の省級病院で入院したことがあった。医療費を立て替え、その上、給付手続きも手数がかかり大変だった。入院カルテ複写などは当日できないので、二週間かかった。また、現地住居証明書のため、現地交番で申し込みして、それを貰って新民市に帰り、村委員会証明書の手続きをして、入院費用明細書、診断書、入院領収書 入院カルテ複写、合作医療証、現地住居証明書（現地交番発行）を揃えてわが郷の合作医療管理部門に提出した」と話していた。新民市域外入院の給付手続きについては、受けた病院、村委員会、現地交番、戸籍所在地の郷鎮合作医療管理部門などの部門で手続きしないと給付を受けることができない。要するに域外入院については、時間、金銭ともかかり、農民に対して負担が大きくなる。

そのため、医療費の立て替えを是正し、医療機関の給付方式を域内、域外の区別をなくし、受けた医療機関の窓口で一括して給付すべきではないかと考える。これによって煩雑な手続きを省略でき、農民の負担を軽減することができる。

4. 狭い基金調達範囲と高い制度運営リスク

新農合制度は県を単位として、県域内に基金の運営・調達管理、納付金基準、制度業務管理を行い、県級財政は主な基金の補助金提供者である。県での制度加入人数が少なく、県の財政が不良の場合、制度運営基金の収支バランスが取れなくなる可能性があり、制度の運営が困難になる可能性もある。県単位では資金の調達範囲が狭く、資金の調達レベル

が低い。運営リスクへの対応能力不足と考えられる。省級運営であれば、例えば、省を単位として制度を運営し、省内統一的に基金調達となり、制度の運営リスクは大幅に軽減できるはずである。

しかし、この制度は発足以来10年間、県単位の制度のままである。なぜ、県単位を省単位に制度統合しないのかを検討してみたい。

中国農村部医療保障は、基本的に県域内の県級医療機関（県病院）、郷鎮級医療機関（郷鎮衛生院）、村級医療機関（村衛生室）という三級医療サービス体系を通して行っている。農民の医療サービス利用は県域内が主となっている。県単位という新農合制度は三級医療体系を基礎として制定されているのである。

周知のように、中国では地域によって経済格差が大きい。各県は、その経済状況によって制度の基金調達基準、給付水準などを決定している。経済状況の良い県は経済不良県より一人当たり基金調達額が高く、給付率がよい。省級運営になれば、折り合いをつけ、全省一律給付方案となる。その結果、貧しい県は給付水準が上がるようになるが、豊かである県は給付水準が下がり、加入意欲が減少し、加入率へ影響を及ぼす可能性がある。そのため、豊かな県の高給付率で実施されれば、省財政に負担がかかることになる。各県の経済格差が省級統合改革の障害となると考えられる。

また、現行制度は県級の運営管理をしているため、赤字の場合、県財政で補っているが、省級の運営管理になれば、赤字になった場合、省級財政の負担となり、省財政が圧迫されるようになる。

要するに、主に省級財政の負担になるから統合しないと考えられるのである。しかし、省級運営は制度の運営安全性、公平性、持続可能な発展などの面で有利である。将来、県単位の制度を統合し、省級運営への移行が必然であると考えられる。

5. 検 討

(1)、現行制度の問題点

以上の問題点から考えると、新農合制度は農民負担を目に見える形で軽減出来ていない。

まず、実際給付率が低い。外来給付は少ない額の定額であり、入院給付は「薬剤目録」以外の薬は給付対象とならないという規則により、実際の給付率は低くなる。次に、開始給付基準額の設定により、県級以上の医療機関で診察を受けると一定医療費は自己負担となり、給付率も非常に低くなる。そして、給付手続きに大変手間がかかり、これも農民に負担がかかる。

また、農民は未だに低レベルの医療サービスを受けている。県級以上の医療機関は制度の指定医療機関として農村医療保障体系に組み込まれているが、普通外来の場合は給付がなく、入院の場合は開始給付基準額の設定という制限があって給付率も低い。また、県級医療機関は開始給付基準額の設定はないが、普通外来給付がなく「薬剤目録」の規定により実際入院給付率は低い。したがって、実際には農民は郷鎮、村級の医療保障体系に縛ら

れているといえる。郷鎮医療機関は医療設備、医療技術レベルが低く村衛生室は主に薬を出し、点滴などができる程度である。高額医療費保障を原則としている新農合制度は、外来保障、疾病予防の機能を十分に果たしていないのが実情である。

郷鎮衛生院、村衛生室などの農村最下部の医療機関の医療設備を完備し、医療技術を高め、特に、郷村医者への育成訓練、待遇などを改善することが急務と考える。そして、都市部と農村部の各医療機関の医療格差を縮小し、医療資源を平等、公平に利用することを可能にすれば農民負担を軽減することで、農民も都市住民と同じ医療保障を享受することができるようになるのではないだろうか。

(2)、現行制度の高加入率

表Ⅳ－1をみると、新農合制度の加入率は2010年より95%以上の水準が続いている。なぜ新農合制度への不満が多いにもかかわらず、高加入率が維持されているかということ、新農合制度は年々医療保障機能を高めるようになり、農民が受益を受けているからである。また、各級政府の強力な奨励、各級幹部の積極的な動員の要因もある。

まず、表Ⅳ－3に示すように、調査地域では、一人当たり調達金基準額は2005年の20元から2014年には400元となり、そのうち、個人納付金は80円で8倍になったのに対して、財政補助金は初年度の10元より32倍に達した。その結果、表Ⅳ－2から明らかになるように、主に財政補助金が年々大量投入されることで、医療基金が大幅に増加した。基金の増加によって医療保障能力も強化されるようになった。次に、給付を主とする基金支出は、初年度の186.4万元より、2014年度の18675.21万元まで、100倍あまりに達した。基金利用率も初年度より約72ポイント増加した。表Ⅳ－6を見ると、受益率は2014年度まで約61.4ポイント増加した。農民の受益率が上昇することで、加入意欲は維持されるようになる。

次に、新農合制度加入率は各級幹部の業績とつながっている。A村の郷村医者は「新型農村合作医療制度の宣伝、政策の説明、チラシを撒くなどは、村幹部の仕事であるが、私も参与了。当初、たいへんであった」と話した。A村長は、「ほぼ毎年11月ごろ、次年度の資金調達のため、動員会議が開かれ、ノルマを受ける」といった。村幹部は戸戸を訪問し、加入ノルマ達成に努める。個人納付金の調達は県・郷鎮・村幹部の単に業務だけではなく、業績を上げるひとつの指標となった。

以上のようなことにより、新農合制度自体はさまざまな問題点があるにもかかわらず、加入率が高止まりしていると考ええる。

おわりに

新農合制度は、農村経済の発展を促進させ、農民の健康水準の向上を目的としている。この制度は、特に農村住民に対して、疾病治療のためさらに貧しくなり、豊かであっても貧困になるという悪循環を断ち切るために、政府が主として責任を負い、入院大病保障に

重点を置いて財政投入、個人拠出の形で実施している現代農村医療保険制度である。

調査地域の新農合制度の運営実施効果は、以下の5点にまとめられる。①農民の高加入率：特定地域でどのくらいの農民が医療保障を享受しているかを考察すると、郷鎮・行政村全てで、農民の95%以上が制度に加入しており、基本的に農民は医療保障を享受している②受益者の増加：基金の利用は主に給付である。基金利用率は、2005年から2014年までに約72ポイント増加しており、給付延べ人数は、311,643人増加した③まだ不十分な受益率：制度の十年間平均受益率が46.18%であることから考えると、加入者は医療保障を十分に利用していないことがわかる④医療保障能力の向上：制度保障能力を年一人当たりの調達金基準状況から考察すると、2005年の20元から2014年の400元に達しており、医療保障能力は向上している⑤加入者の負担増加：個人納付金はその個人の純収入に占める比率の状況、及び制度の個人納付金と財政補助金の比率から考察すると、10年間（2005-2014年）の農民純収入は約3倍に増加したが、個人納付金は8倍に達している。また、個人納付率は2008年より2014年までに11ポイント上がり、財政補助金の率は同期間11ポイント低下して加入者の経済的負担が増加している。

新農合制度にはさまざまな問題点があるが、主に次の6点を指摘したい。①制度加入納期の設定、及び納付方式が不合理である。決まった納付期間における戸別訪問による徴収は家を空けている出稼ぎ農家にとって不都合であり、新生児が生まれても即時に加入できず、出産直後の母子は医療面での恩恵を享受できない②給付方案が欠如している。普通外来給付は、村・衛生院で小額の定額給付のみであり、県級及びそれ以上医療機関では給付対象外である③開始給付基準額の設定が不公平である。域外医療機関では開始給付基準額が設定されており、受診が制限されてしまう④「薬剤目録」の規定は農民に医療負担がかかり、不公平である⑤域外の給付手続きが煩雑であり、農民への負担が重い⑥県を単位とする基金調達には制度運営リスクが高い。

これらの問題点に関して、次のように改善を検討する。制度受付は随時とし、新規加入以外は、銀行など金融機関を利用できるようにする。外来と入院給付は平等とし、開始給付基準額の設定、及び「薬剤目録」の規定を撤廃すべきである。域外医療機関の給付手続きも簡略化できよう。制度を持続的に発展させるために、制度運営及び基金調達を省級運営にするよう進めることを提言する。

今後、農村医療保障制度を是正することだけではなく、都市との間に開いている医療格差を縮小することが課題となる。都市と農村の医療格差は中国だけの問題ではなく、急速に発展した中国がこの問題にどう対処したかという事例は今後経済的発展が見込める途上国にとっても重要な示唆になるであろう。

参考文献

日本語

- 井堀利広 (2009)、『誰から取り、誰に与えるか』、東洋経済新報社。
- 渡辺克博 (2003)、「中国農村部における高齢者社会保障—農村合作医療保障制度について」、『清和法学研究』、第10巻第2号。
- 陳金霞 (2005)、「中国農村合作医療制度の発展と改革」、『週刊社会保障』、第59巻第2339号。
- 羅小娟 (2006)、「中国における農村合作医療制度の変遷と今後のあり方」、『大学院研究年報』(中央大学大学院研究年報編集委員会)、第9号。
- 張雅青 (2010)、「中国農村部における医療保障システムの現状—新型農村合作医療制度を中心に—」、『東北農業経済研究』、第28巻第2号。

中国語

- 遼寧省新民県志編纂弁公室編 (1992)、『新民県志』、瀋陽出版社。
- 劉瀾波 (2011年12月28日)、「2012年瀋陽市新民市政府工作報告」(新民市第四屆人民代表大會第五次會議における報告資料)。
- 中国衛生部 (2012年6月25日)、「關於確定県級公立醫院綜合改革試点県通知(衛医管發〔2012〕43号)」の關係書類「県級公立醫院綜合改革試点県名單」(遼寧省衛生庁資料)。
- 喬益潔 (2004)、「中国農村合作医療制度の歴史変遷」、『青海社会科学』、第3期。
- 劉雅靜 (2004)、「我国農村合作医療保障制度の歴史思考及政策建議」、『社区医学雑誌』、第6期。
- 尚珂 (2005)、「農村合作医療制度の建立与政府責任」、『中国發展』、第4期。
- 王何紅・梁莉霞 (2005)、「從傳統到新型—探尋農村合作医療制度の歴史演變」、『技術与市場』、第12期。
- 睢党臣 (2006)、「我国新型農村合作医療制度發展初探」、『寧夏社会科学』、第2期。
- 荏苒・金鳳 (2007)、「新型農村合作医療実施后衛生服務可及性和医療負担の公平性研究」、『中国衛生經濟』、第1期。
- 陳燕華・吳小南 (2010)、「2009年福州11県(市)区新農合効果評価与改進建議」、『福建医科大学学報』、第4期。
- 韓水・袁兆康・方麗霖・肖雲昌・洪鷹 (2011)、「江西省新型農村合作医療住院補償公平性研究」、『中国社会医学雑誌』、第2期。
- 辛怡・何寧・張麗麗 (2013)、「我国農村衛生服務可及性变化及存在障碍」、『長沙民政職業技術学院学報』、第3期。
- 廖松 (2008)、「新型農村合作医療制度の問題与对策研究」、『決策与信息』、第12期。
- 呂琳 (2009)、「新型農村合作医療制度存在的問題和对策初探」、『現代預防医学』、第1期。
- 吳灝 (2014)、「我国新型農村合作医療存在問題及思考」、『中国衛生標準管理』、第22期。
- 肖菊 (2011)、「新疆新型農村合作医療保障制度の現状及存在問題」、『法制与經濟』、第1期。
- 陳在余 (2012)、「中国農村合作医療制度歴史回顧与比較」、『農業經濟』、第2期。
- 曹海東・傅劍鋒 (2005年8月4日)、「中国医改20年」、『南方周末』。
- 國務院弁公庁 (2003)、「國務院弁公庁轉發衛生部等部門關於建立新型農村合作医療制度意見的通知」(国弁發〔2003〕3号)。
- 中国統計局 (2009・2015)、『中国統計年鑑』、国家統計出版社。
- 新民市新型農村合作医療管理中心 (2005-2014)、「新農合統計調查数据報表(2005 - 2014年報)」。
- 遼寧省人民政府弁公庁 (2005)、「遼寧省新型農村合作医療領導小組成立」、『遼寧省人民政府公報』、第2期。
- 遼寧省衛生計生委 (2013)、「關於98家新農合省級定点医療機構和37家農村兒童重大疾病救治定点医療機構

通過復核与資格確認の通報」(遼衛函〔2013〕628号)。

瀋陽市人民政府弁公庁(2012)、「瀋陽市人民政府弁公庁関于印発瀋陽市村衛生室实施国家基本藥物制度工作方(試行)的通知」(瀋政弁発〔2012〕93号)、『瀋陽市人民政府公報』、第24期。

衛生部・財政部・国家中医藥管理局衛(2007)、「関于完善新型農村合作医療統籌補償方案的指導意見」(農衛発〔2007〕253号)(2007年9月10日实施)。

遼寧省衛生庁(2010)、「関于印発〔遼寧省新型農村合作医療藥品目録(2010年版)〕的通知」、(2010年8月11日实施)。

遼寧省衛生庁(2012)、「関于印発2012年全省農村衛生工作要点的通知」、(2012年3月7日实施)。

ホームページ

瀋陽市人民政府地方志弁公室(2015年6月18日)、「瀋陽概覽」、

<http://www.sydfz.gov.cn/cms/20141105/140954056336852.html>、2016年6月26日。

新民市政府(2014年5月20日)、「国家衛計委副主任馬曉偉一行来我市調研」

<http://www.xinmin.gov.cn/system/2014/05/20/010093589.shtml>、2016年7月15日。

【付記】

本稿は、2016年6月18日-19日に開催された、2016年度アジア政経学会春季大会における報告原稿である「新型農村合作医療制度实施効果の研究—遼寧省現地調査を中心に—」を加筆・修正したものである。

ナラティブ・アプローチによる 学校教育における環境教育の再検討

— 釜石市諸学校の防災教育からいのちの教育への取り組みを中心に —

A Re-examination of Environmental Education
in Schools using the Narrative Approach:
A Case Study of Disaster Prevention Education in Kamaishi City Schools

長濱博文
NAGAHAMA Hirofumi

Abstract

This paper re-examines Japanese environmental education from the perspective of disaster prevention, with the aim of highlighting the much stronger connection with sustainable development. Japan's environment and disaster prevention education is thus analyzed through an investigation of Kamaishi City, Iwate Prefecture, where, despite suffering extensive damage from the Great East Japan Earthquake, more than 99% students escaped the tsunami. This analysis adopts the “narrative approach,” which is a new medical, personal, and social psychological methodology.

To date, Japan has provided education on both domestic and global environmental pollution and destruction, as part of UNESCO's “Education for Sustainable Development (ESD)”； however, this traditional curriculum is about to be revised. In particular, the impact of the Great East Japan Earthquake cannot be ignored when considering the change in the meaning of “environment,” in Japan and worldwide. Failing to take into account alterations in the Japanese natural environment and continuing with the current environmental curriculum would undermine the original objective of environmental education: protecting lives.

The author therefore believes that future environmental education could be greatly improved by learning from disaster prevention education in Kamaishi City. What has become known as “the miracle of Kamaishi” refers to the success of its schools in evacuating virtually all the students and avoiding the huge tsunami, which was based on 10 years of disaster prevention education. As a result, students' ideas of earthquakes and tsunamis had been changed from the dominant to the alternative story, in terms of narrative approach theory. Previously, the original, traditional narrative (the dominant story) in the region emphasized caution with regard to earthquakes and tsunamis; but the development of modern infrastructure cast doubt over this dominant story, reducing the need for caution due to increasing trust in modernization. However, disaster prevention education successfully demonstrated the importance of original narratives to students, by converting the dominant story into the new, alternative story: disaster prevention is inevitable for any generation.

In addition, the recent “reconstruction” education in Iwate Prefecture, as well as the new so-called “life education” in Kamaishi, are examined as examples of future environmental education.

要 旨

本稿は、防災教育の観点から日本の環境教育を再検討し、持続可能な発展のための教育の一環としての可能性を開くことを目的とする。また、日本の環境及び防災教育を分析、考察する方途として、ナラティブ・アプローチの観点から先の東日本大震災で地震、津波で被災した釜石市の事例を分析する。

これまで、日本の環境教育は公害や環境破壊について、そして、国連・ユネスコによる「持続可能な開発（発展）のための教育（ESD）」の流れの中で、推進されてきたと考えられるが、大災害をもたらした東日本大震災の影響は、今後の日本の「環境」の概念と環境教育を考える上で看過できない。この日本の自然環境の変化を考慮せずに、これまでの環境教育を継続していくことは、環境教育本来の目的である、児童・生徒の生命を守ることから距離を置くことになってしまうのではないか。その意味において、釜石市の防災教育は、これからの環境教育を検討する上で、多くの示唆を与えてくれると考える。釜石市の諸学校では、“釜石の奇跡”と言われるように、ほとんどの児童・生徒が大津波を回避して避難することに成功している。釜石市の防災教育が成功した背景には、ナラティブの観点から考えれば、本来地域に根ざしているドミナント（支配的）なストーリーの役割を担う伝統的ナラティブが形骸化して、伝統を正確に継承していないことを認識し、伝統的ナラティブをオルターナティブ（代替的）なストーリーとして再生させ、新たな地域の伝統として学校教育に根づかせることに成功したことにある。

さらに、現在の岩手県の復興教育、そして釜石市のいのちの教育についても考察し、これからの環境教育に期待されている生命尊厳の持続可能な発展のための教育の方途を考察する。

I. 本研究の問題意識と目的

本稿は、防災教育の観点から日本の学校教育における環境教育を再検討し、持続可能性のある教育の一環としての可能性を開くことを目的とする。また、日本の環境及び防災教育を分析、考察する方途として、ナラティブ・アプローチの観点から先の東日本大震災で地震、津波で被災した釜石市の事例を分析する。

戦後の日本の環境教育は、1960年代の公害問題を受けて盛んとなり、70年代からは「公害」に対する環境教育として定着していったと考えられる¹。水俣病や四日市ぜんそく、イタイタイ病といった四大公害病や、駿河湾の製紙工場からの廃液問題では、工場の廃液が原因だと疑われる環境汚染により、治療方針の立たない難病が広がり、また魚の汚染によって漁業が成り立たなくなるなど、日本は重層的な公害問題を解決できずにいた。そのような状況から、公害や環境破壊の原因や現状を調べようと立ち上がった市民の中に、工場や工業地帯を抱える諸学校の教員も加わり、児童・生徒と一緒に調べ学習を行い、地域の環境状態を自分達で確認し、自分達の健康を自分達で守ろうとの意識の高まりが現在の環境教育の礎となっていったと考えられる。このように、日本の環境教育は地域の諸学校において、自発的に推進されるようになったのである。学校や家庭にもたらされる環境汚

¹ 小澤紀美子（2015）「学校教育における環境教育」（小澤紀美子編『持続可能な社会を創る環境教育論—次世代リーダー育成に向けて—』東海大学出版部、p.74-5。

染の深刻な状況を教え、あるいは校外での調べ学習を実施することによって、学校の教員の努力が地域の環境問題への関心を喚起してきたのである²。

しかし、東日本大震災は、これまでの日本の各教科を通した環境教育の調べ学習や体験学習及びその教育内容を再考させる程の未曾有の大災害であった。巨大地震だけでなく、それに続く巨大津波、そして想定外の福島原発事故の惨禍を如何に乗り越えるかは、現在も続く日本全体の課題である。それは、これまでの公害から児童・生徒を守る環境教育とは異なる観点からの人間と環境との関わり方について、考察するべき環境教育への転換を求めるものであると考えられる。

一方、東日本大震災では日本人の高い自制心（道徳心）は世界からの称賛を得た。東北の方々の姿を通して、日本には今も伝統に根ざす誇るべき道徳心があり、全国から集ったボランティアに励む青年層にもそれらが引き継がれていると感じられた。グローバル経済を牽引する日本は、高度な都市化によって、地域社会との深い人間関係を持たずとも生活できる「無縁社会」となり、痛いこと、苦しいこと、辛いことを出来るだけ経験しなくて済むような仕組みや技術が発達した、生死を忘れた「無痛文明」化した社会であるとの指摘もある³。しかし、無痛文明化したとも考えられた日本社会において、日本は決して無縁社会などではなく、今でも地域の伝統が引き継がれているのではないかと思われる。だからと言って、あの震災の中で、大切な家族や友人、仕事、日々の生活と郷土（地域社会）を奪われた人々の心の痛手は、とても容易に克服できるものではない。それは福島原発事故の解決と同様に大変困難な課題であると考えられる。なぜなら、自らが受けた心の負荷は、外部から容易に見てとることができるものではないからである。そして、大震災から5年しか経たずに、熊本・大分を中心とした九州を大地震が襲った。これらに先立つ1995年1月には阪神・淡路大震災が発生し、現在においても南海トラフ地震、首都直下型地震等の発生が専門家から予測されている。

これからの学校教育において求められる環境教育の方向性とは何か、そして、それは如何に実践されることが求められているのか。この課題を考察するため、これまでの釜石市の防災教育を中心とした取り組みを手掛かりに、ナラティブ・アプローチの観点から考察していく。“ナラティブ”の概念は、「語り」や「物語」を意味し、児童・生徒の健全な精神的発達を助ける臨床心理学的アプローチに基づくものである。

² 国際社会においては、1975年の「国際環境教育会議」において採択された「ベオグラード憲章」などが、環境教育の基本的な考えとして環境教育に指針を与えた。国立教育政策研究所（2014）『環境教育指導資料 [幼稚園・小学校編]』国立教育政策研究所教職課程研究センター、p.3-7。

³ 森岡正博（2003）『無痛文明論』、トランスビュー。

II. 日本の環境教育の現状

1. 日本における環境教育の経緯と原則

日本の環境教育とは、先述した大気や水質汚染、あるいは騒音などの「公害」による環境問題、さらには1980年代以降急速に社会問題化した気候変動や自然破壊などの地球的問題群を学校で取り上げ、その実態や原因、防止策などを学び、環境問題への関心を高め、将来的な解決を目指す教育をいう⁴。環境問題は森林や空気などの自然だけでなく、人体などの内的環境、生物多様性の問題、経済活動、法、行政等、多様な分野と関連しているため、その教育は、生活科、社会科、理科をはじめとした多くの教科目で扱われてきた。特に小学校3年生以降の「総合的な学習の時間」での扱いが重要となってきたが、それは環境問題そのものが学校の教科目と多くの接点を持つ課題であり、題材として取り上げやすいことが指摘できる⁵。

一方で、日本の環境教育の流れは、世界的に深刻化する環境破壊や地球温暖化の問題などへの関心を深め、学習指導要領の改訂ごとに「環境問題」が重視され、1991-2年の「環境教育指導資料」の発行に至る。これは「持続可能性」の観点から制定された1993年11月の環境基本法、2003年7月の環境教育推進法の成立にも影響を与えたと考えられる⁶。それは、結果として世界の環境問題を知るための知識としての環境教育の傾向性を強めていく。確かに日本の業者によるマングローブ林の大量伐採などのニュースは国際社会における日本の商業主義を象徴するものとして、環境教育や開発教育の主要な題材とされてきた。また、平均気温の年毎の上昇による地球温暖化の問題が、同時期に締結が目指された気候変動に関わる京都議定書締結への日本政府の取り組みなどもあいまって、主要な環境教育の主題であり続けたのが現状である。しかし、この間に、日本は1995年の阪神・淡路大震災を経験したことは忘れてはならない自然災害と思われる。

環境教育・環境学習の専門家である今井雅晴氏は、主な環境教育の基本原則として以下の12のポイントを示している⁷。これらのポイントは環境教育に取り組む多くの教員、研究者によって共有される観点である。

- 1 環境の全体性、自然と人工、技術と社会（経済、文化、歴史、倫理、審美）の側面を考慮する。
- 2 学校教育、学校外教育を問わず就学前から生涯にわたって継続する。
- 3 全体を見通したバランスのとれた視野を得るために各分野から学際的なアプローチをとる。

⁴ 今井雅晴（2011）「環境教育」（汐見稔幸・伊東毅・高田文子・東宏行・増田修治編『よくわかる教育原理』）ミネルヴァ書房、p.146-47。

⁵ 同上、p.146-47。／高橋仁「自然とのつながり 環境教育」（2003）（日本ホリスティック教育協会・中川吉晴・金田卓也編『ホリスティック教育ガイドブック』）せせらぎ出版、p.106-9。

⁶ 小澤紀美子（2015）「国内外の環境教育の動向」（小澤紀美子編『持続可能な社会を創る環境教育論—一次世代リーダー育成に向けて—』）東海大学出版部、p.28-37。

⁷ 今井雅晴（2011）「私の環境教育」、（汐見稔幸・伊東毅・高田文子・東宏行・増田修治編『よくわかる教育原理』）ミネルヴァ書房、p.148-49。／高橋仁（2003）「自然とのつながり 環境教育」、p.106-9。

- 4 学習者が他の地域における環境状況について理解を得られるように自分たちの住む地域、国全体、アジアなどの地域全体、国際的な視野から主要な環境問題を取り上げる。
- 5 歴史的な視野を取り入れつつも現在と未来の環境の状態に焦点を当てる。
- 6 環境問題の解決と予防のためには地域、国、国際的な協力の必要性和重要性を啓発する。
- 7 開発や経済の計画において、環境の側面をきちんと考える。
- 8 学習活動を計画する際に学習者が役割を担ったり、意思決定や決定結果を受け入れる機会を提供する。
- 9 環境に対する感性、知識、問題解決技能、価値観の明確化は各年齢に応じたものとするが、早期段階では自分たちの生活する環境への感性の形成を重視する。
- 10 学習者が環境問題の現象や原因を発見できるように手助けする。
- 11 環境問題が複雑に絡み合っていることを強調し、問題解決技能の開発の必要性を重視する。
- 12 実践活動や直接体験を重視しながら、環境から学びそして指導できる広範な手法を活用する。

これらの原則は、学習指導要領にも則った環境教育の基本的な指針であり、現行の「環境教育指導資料」の指針にも即したものである⁸。更に、これらの原則を定着させるために、以下のポイントが指摘できる。第一に、総合的であること。環境問題は様々な分野と密接に関連しているため、環境教育・環境学習においては、物事を相互連関的かつ多角的にとらえていく総合的な視点が欠かせない。第二に、目的を明確にすること。現在行われている活動が持続可能な社会の実現という目標に至る全体像のなかで、どの段階にあたり、具体的に何を目的としているのかを明らかにしておくこと。第三に、体験を重視すること。環境問題の現状やその原因について単に知識として理解するだけではなく、実際の行動に結びつけるには、課題発見、分析、情報収集・活用などの能力が求められる。そのためには、学習者が自ら体験し、感じ、感得するプロセスが重要である。第四に、地域に根ざし、地域から広がるものであること。環境教育・環境学習の中心となるのは、日々の生活の場としての、多様性をもったそれぞれの地域である。地域の素材や人材、ネットワークなどの資源を掘り起こし、活用していくことが大切である。また、地域の伝統文化や歴史、先人の知恵を環境教育・環境学習に生かしていくことが望まれている⁹。

2. 日本の環境教育を実学にする視点としてのナラティブ

上記の環境教育・環境学習の原則に異議を唱える人物はまずいないであろう。それは、「環境」に関わるあらゆる要素を提示しているからである。しかし、様々な自然災害による被害を直接経験し、間接的にも海外の自然災害や気候変動の問題に接してきた日本の学校教育における環境教育が現状のままではいかどうかは再検討すべき時期をむかえているのではないかと考えられる。それは、これまでの環境学習の学習法や問題提起に基づいて、

⁸ 国立教育政策研究所（2014）『環境教育指導資料 [幼稚園・小学校編]』国立教育政策研究所教職課程研究センター、p.3-13, 33-37。

⁹ 今井雅晴（2011）「環境教育」、p.146-47。／高橋仁（2003）「自然とのつながり 環境教育」、p.106-9。

自然災害に対処できるのかどうかとの問題意識からである。私達の環境の課題にリアリティをもって接するには、私達の環境を語る際に用いられる様々なナラティブ（「語り」「物語」）を客観的に分析する必要がある。

事実を事実としてだけ解説する環境教育は、それが如何に体系化されていようと有用性とリアリティに欠ける。それらを学ぶことにより、児童・生徒、あるいは全ての人々に内発的な行動を促す教育がこれからは求められる。もしも有用性に欠けるのであれば、「原則」として提示された時点において、その原則は、ナラティブ・アプローチの一つである「説明モデル」¹⁰ となってしまう可能性がある。それは、様々な臨床の現場（特に心療疾患）にみられる治療者（医師）- 来談者（患者）の関係を示したナラティブであるが、治療者は来談者の「語り」には関心がなく、マニュアル通りの受け答えの中で、来談者の病理（と思われる）診断を行い、来談者の病理の原因をすくい出す“カウンセリング”の行為は、カウンセラーがいるのだからと自らは深く関与しようとししない行為につながる。ここでの治療者- 来談者の関係は教師- 生徒の関係にも並置できる。あくまでも‘病気に対する処方箋、’あるいは‘問題の解き方’を提示し、カルテ（点数）を記述することが自らの治療者（教師）としての職務であり、その範疇から外れることは自らの“治療者（教師）としての”アイデンティティにも関わることも捉えられる考えをもって、来談者（生徒）との関わりを治療者- 来談者（教師- 生徒）の客観的關係性においてのみ維持しようとする思考に基づく。そこでは、来談者が思う病理（生徒が抱える諸問題）の要因、あるいは原因が来談者（生徒）の「語り」の中にあることに気づこうとする意思を持ち合わせていない治療者（教師）の振る舞い・行為が、説明モデルを特徴づけている。しかし、敢えて説明モデルの治療者（教師）の立場に立てば、自らも臨床の経験を蓄積し、その経験に基づいて来談者（生徒）と関わっているのであり、治療者（教師）として、誠意をもって来談者（生徒）に接しているとの自負もあると考えられる。しかし、これはいわゆる現実社会に内在している、あるいは張り巡らされたドミナント（支配的）・ストーリーの域を出ない人との接し方である¹¹。

これからの環境教育は、更に柔軟で、自己と他者の関係性をどこまでも広く捉える事が求められているのではないか。震災後に集う青年達と同様に、震災前に“備える”必要性についても深く教授することが求められているのではないか。私達の環境が変容しているにも関わらず、これまでの学問の在り方を維持あるいは、細かく修正しているだけでは現実に即した教育を実践することはできない。特に、環境教育が多くの教科目で取り上げられる題材であれば、その特徴を見据えたホリスティック（全人的）な教育内容として、各学校のニーズに応じた柔軟な教育が求められる。

¹⁰ 野口裕二（2002）『物語としてのケア-ナラティブ・アプローチの世界へー』医学書院、p.51-68。

¹¹ 森岡正芳（2015）「ナラティブは臨床でどのように使えるか」（森岡正芳編『臨床ナラティブアプローチ』ミネルヴァ書房、p.19-34。

3. 持続可能な開発のための教育（ESD）の観点からの環境教育の考察

この環境教育も、現在はESD（持続可能な開発〔発展〕のための教育）の観点から分析されることが多い。ESDとは、環境教育をはじめ、国際理解教育、平和教育、開発教育、多文化共生教育などを統合した教育と考えることができる。日本の発案により、国連は2005年から2014年を「持続可能な開発（発展）のための教育の10年」に制定したが、同時に、国連では2015年を目標にミレニアム開発目標（MDGs: Millennium Development Goals）が制定され、「万人のための教育（EFA）」の実現を目標に教育開発が推進された。ミレニアム開発目標とは、2000年9月の国連ミレニアム・サミットにて採択された国連ミレニアム宣言と、1990年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたものである。その内容は、1. 極度の貧困と飢餓の撲滅、2. 普遍的初等教育の達成、3. ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上、4. 幼児死亡率の削減、5. 妊産婦の健康の改善、6. HIV／エイズ、マラリアその他疾病の蔓延防止、7. 環境の持続可能性の確保、8. 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進が目標として提示された¹²。

このミレニアム開発目標の終了を受けて、2015年9月25日に国際連合が向こう15年間の新たな持続可能な開発の指針を策定したものが、持続可能な開発のための2030アジェンダ（The 2030 Agenda for Sustainable Development）である。そこでは、以下の17の目標（アジェンダ）が策定された。それが、1. 貧困の撲滅、2. 飢餓撲滅、食料安全保障、3. 健康・福祉、4. 質の高い教育、5. ジェンダー平等、6. 水・衛生の持続可能な管理、7. 持続可能なエネルギーへのアクセス、8. 包摂的で持続可能な経済成長、雇用、9. 強靱なインフラ、産業化・イノベーション、10. 国内と国家間の不平等の是正、11. 持続可能な都市、12. 持続可能な消費と生産、13. 気候変動への対処、14. 海洋と海洋資源の保全・持続可能な利用、15. 陸域生態系、森林管理、砂漠化への対処、生物多様性、16. 平和で包摂的な社会の促進、17. 実施手段の強化と持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップの活性化である¹³。17の目標のうち、実に12の目標が環境に関わるものである。この環境問題の重要性の認識は、2000年9月の国連ミレニアム・サミットでは十分に認識されていた為、日本が持続可能な開発〔発展〕のための十年を提唱した際にも認められたものと考えられるが、今回の2030アジェンダにおいて、開発によって破壊されてきた環境が主要課題となったことは、地球的問題群となった環境問題が如何に深刻であることを示すと同時に、不十分な準備や対応は、多くの人々の生活を脅かす喫緊の課題であることを示すものである。

このように、環境教育とESDの垣根は取り払われ、ESDは開発の専門家からだけでなく、環境教育者からも克服すべき課題と認識されるに至っている¹⁴。では、ESDの内容に

¹² 「ODAとは？ミレニアム開発目標（MDGs）とは」（2014）『国際協力 政府開発援助ホームページ』（外務省 HP）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/about.html> [2016/04/16]

¹³ 「持続可能な開発のための2030アジェンダ/SDGs」（2016）『地球環境・国際環境協力』
<http://www.env.go.jp/earth/sdgs/index.html>（環境省 HP） [2016/04/16]

取り組むことが、日本の環境教育の活性化につながるのか。今一度、教育の本意に立ち戻る意味からも、ナラティブ・アプローチに基づいた分析をすすめる。

Ⅲ. 教育的観点に立ったナラティブ・アプローチ

本稿において分析・考察に援用する“ナラティブ”の概念は、元々は国際関係の理論にも連なる社会構成主義が発展し、医学、心療、心理、そして現在では教育といった多様な臨床の現場において盛んに実践されているアプローチである。その背景には、精神的な病理について診断するだけでなく、実際に改善に導く実践的な方法論として注目されているからである。人は生きていく上で起こった様々な出来事に「意味」を見出し、その意味を構成して自らに言い聞かせて「物語」を作り上げる。それは「当然こうなるだろう（こうあるべきだ）」との潜在的に形成された価値規範が作用した結果である。この我々の自己の「物語」に対する認識は、同様に、伝統的な地域に対する我々の認識にも類似した傾向性があると考えられる。しかし、「物語」を構成する潜在的意識や価値規範を客観視できた時、人間の内面世界は大きく変容し、主体的な人生に関わり始める。臨床の症例と同様に、自らと自らを取り巻く環境や地域社会の価値を客観視し、時に再構築する時、人生と環境・地域社会を肯定的に認識できる教育の真の目的を可能にすると考えられる¹⁵。

1. ナラティブの生成基盤の転換

日々の生活の中で、このナラティブを通した、“こうでなければならない”といった社会通念や固定観念に縛られることが私達には多い。あるいは、無意識のうちに、“自分の生き方（あるいは人生）はこのようなものだ”と信じたり、感じたりしているかもしれない。そのような社会通念は、現在の社会を維持する機能も持ち、一定の有用性の上に成り立っているものと考えることができる。しかし、それらの考え方に縛られて生きることは、描いてきた自らの人生のイメージから自らの人生が外れたと感じた時に、多大なストレスの原因となってしまう。自らの人生が社会通念上、否定的なものと感じてしまう状況に入ってしまった場合、自らの人生をどのように捉え直すかが課題となってくる。

先述のように、ナラティブ・アプローチは元々、‘臨床’と呼ばれる職業の領域・分野から編み出されたアプローチであり、特に医療の分野において実践されてきた。生死を分ける場面や家族が重篤な病気に罹っていると分かった時、それまでの平穏な日々は一変する。その時に自らの、また家族の人生をどのように捉え直したらよいかは大変な心の葛藤となる場合が多い。普通に生活を送っている私達でも悩みは多い。況やこの度の東日本大震災を経験された人々にとっては不可避的な状況でもありと考えられる。日本の学校教育は

¹⁴ 日本環境教育学会編（2014）『環境教育とESD』東洋館出版社。

¹⁵ 高橋浩「キャリア・カウンセリングにおけるナラティブ・アプローチ」（2015）（渡部昌平編『社会構成主義 キャリア・カウンセリングの理論と実践—ナラティブ、質的アセスメントの活用—』）福村出版、p.188-229。

自ら学び、自ら考える「生きる力」の育成を教育目標と掲げているが、人生において大変厳しい場面を経験した際の「生きる力」の獲得には、私達の社会通念を支配しているドミナント（支配的）・ストーリーから自らを解放することが求められると考えられる。その上で、支配的な社会通念や日々の社会生活の規範としてきた観念〔特に、幸不幸に関わる観念〕から自らを解放し、それらに代わる代替的なオルターナティブ・ストーリーの価値を発見、あるいは作成する力量が求められる¹⁶。

ただ、このように自らの問題を「外在化」させ、新たな価値観に基づいた自らの「物語」を形成することは極めて困難な作業であると考えられる。その際に、伝統的な地域社会への愛情や伝統文化への畏敬の念に溢れた精神性に根ざす「生きる力」の育成、その延長上として自己肯定感を裏打ちする地域的な“ナラティブ（物語）”が形成されていたとすれば、自らの問題を「外在化」させて、新たな自らの「物語」を形成する一助となるのではないかと考えられる。伝統的な地域の力と新たな「物語」とは相反するイメージがあるが、地域の持つ可視化はできない‘連帯’や‘伝統’は、「物語」を形成する「語り」となってくれる可能性があるのではないか。

2. 問題の「外在化」によってみえてくる、「語り」の可能性

では、私達にとっての「物語」や「語り」とは何か。説明モデルの内に内在するドミナント（支配的）・ストーリーの構造とカラクリを理解し、オルターナティブ（代替的）・ストーリーに意識を転換するにはどうしたらよいのか。ドミナント・ストーリーが形成されるまでに、社会は執拗に我々にその価値観の正当性を吹聴していたであろう。しかし、一昔前の「立身出世」「刻苦勉励」といった支配的なストーリーの社会における有用性が、社会や社会維持にとって有用であり、人間の社会性の獲得に必要であると信じている時は良いが、一端自己意識の形成の観点に立って、有用性よりも精神的な障害と感じた場合、それらの「語り」「物語」の創作性に愕然とする場合も多い。一方、自ら創出したオルターナティブ・ストーリーには、自らの問題を「外在化」し、自身の現状から離れて、あるいは自身の人生において様々な不可能と考えられる状況を超越して、肯定的に人生を創出しようとする主体的な意識が感じられる。それは、自身の抱える問題を俯瞰する勇気を持ち、別の観点から人生を立て直してみようという主体性が導き出す「語り」であり、ここからは新たな「物語」が生まれる可能性が高い¹⁷。

マイケル・ホワイトが指摘するように、社会に張り巡らされたドミナント・ストーリーの構造を理解し、さらにはそれらから精神的に解放され、オルターナティブ・ストーリーを構築することは極めて挑戦的な人生への転換を意味する。そして、間断なく意識下に徘徊するドミナント・ストーリーからの働きかけやけしかけに対して、さらなる意識の外へ

¹⁶ 野口裕二 (2002)、p.70-87。/ ホワイト, M. & エプストン, D. (1992) / 小森康永 (訳) 『物語としての家族』 金剛出版、p.47-63。

¹⁷ 野口裕二 (2002)、同上、p.70-87。/ ホワイト, M. & エプストン, D. (1992)、同上、p.47-99, 158-60。

追いやるオルタナティブ・ストーリーを見出す、あるいは常に意識付けする精神闘争が続く。それは問題を「外在化」する大いなる助けとなると考えられる¹⁸。

それを可能にするのは、**ケア（他者の存在）**であり、自己に「内在化している言説」の悪循環を遮断する手立てとしての「学校」や「教師」、「友人」、「地域」、そして「家族」をはじめとした外界との関わりである。上述したように、ドミナント・ストーリーで覆われている伝統を持つ地域社会かもしれない。しかし、そこに「自己肯定感」を高めるケアの役割があるだけでなく、地域社会の変容の中で、同様に変容したドミナント・ストーリーからオルタナティブ・ストーリーを支援する機能が期待されるならば、多大な災害を経験した地域に住む人々にとって、伝統的でありながらも新たな人生への挑戦を肯定する社会の「語り」の現出が期待される。しかも、そこに青少年の自己肯定感を改善する役割も見出されるとすれば、伝統的な地域社会の重要性は無視できないものと考えられる¹⁹。現在の環境教育の在り方が多様化している現状は、常に「環境」を取り巻く学問領域が拡大していることを示す。その歩みはグローバル化の流れを超える勢いで地球規模に達している。学校現場では、地域の環境についてばかりでなく、グローバルな環境問題についても学ばなければならない現状を迎えている。それは、大人が教えなければならないものではなく、子ども達の未来のために求められる生きた知恵を学ぶことが期待されているのであり、そして、自然災害後の現状を生き抜く為の、より実践的な学習と知識が求められている。

上記の問題意識から、次節において釜石市の防災教育を事例として取り上げ、これからの環境教育に求められる課題について考察する。

IV. 釜石市における防災教育の事例：成果と展望

1. 釜石市防災教育の伝統的ナラティブ再生による教訓

釜石市では、平成16（2004）年から、群馬大学教授の片田敏孝氏を迎えて、防災教育を実施し始めていた。他の東北地域でも防災教育は実施されていたが、専門家を迎えての体系的な取り組みは釜石市の特徴と指摘できる。また、震災が起こるまでの十年間に地域の諸学校に定着するまでの蓄積がなされていた。そして、この教育上の蓄積が子ども達の意識に、子ども達の“ナラティブ（語り）”として定着していたこと、



（写真）小中学生とともに逃げる地域の人々

（釜石市教育委員会（2014）『釜石市の防災教育の実践』発表資料、釜石市教育委員会。）

¹⁸ 野口裕二（2002）、p.70-87。/ ホワイト、M. & エブストン、D.（1992）、p.59-99。

¹⁹ 荒井浩道（2014）『ナラティブ・ソーシャルワーカー〈支援〉しない支援の方法―』新泉社、p.128-45。

そして、釜石市の防災教育が他地域とは異なる実践力として発揮されたことが、釜石市の防災教育を差別化できる論拠と考えられる²⁰。

釜石市での学校教育における防災教育に片田氏が専心するようになった理由として、講演会をしても大人の参加者が限られていたこと、そして、「津波が来るのは知っているよ。でも逃げないよ。」との子どもの言葉に接したことでであると記している²¹。片田氏は防災の専門家として、大変な危惧を持たれたことが想像できる。この片田氏が東北における地震・津波の危険性を説く必要性を痛感したこと、そして、各学校の先生方がその主張に共感と共通理解を示したことが、子ども達の99%を超える命を救うことになる“釜石の奇跡”の礎となったのである。さらに片田氏は、「家に1人有的时候大きな地震が発生しました。あなたならどうしますか?」との質問紙調査を行っている。ほとんどの回答は、「お母さんに電話する」「親が帰って来るまで家で待つ」というものだった。そのアンケート用紙に、「子どもの回答をご覧になって、津波が起きた時に、あなたのお子さんの命は助かるとおもいますか?」という質問文を添付し、子どもたちに、家に帰ってから親に見せるように指示している²²。

この試みは奏功し、親子で参加する防災マップ作りや、避難訓練の実施に繋がっている。津波による、釜石市内の小中学生の親で亡くなった人の数は31人（2011年4月5日当時）と報告されているが、釜石市全体で約1,000人が亡くなられたことを考えれば少ない数と考えられる。親の意識改革が子どもへの教育浸透を助けるだけでなく、親自身への一定の波及効果もあったと考えられる²³。この釜石市独自の防災教育の取り組みにより、「想定にとられるな」、「最善を尽くせ」、「率先避難者たれ」といった津波避難三原則が市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校に定着していった。そして、小学生が幼稚園生の、中学生が小学生の手を引いて、地域の人々と迅速な避難行動を取る事に成功したのである。本年3月の現地調査において釜石市の学校を訪問した際、ある先生が言われた謙虚な言葉が心に響いた。「私達は、訓練を受けた通りに子ども達を助きたい一心で行動しただけです。」しかし、幼稚園、保育園、小学校、中学校があった跡地を訪れた際、海岸からの近さ



(写真) 学校を襲った津波の高さ

(釜石市教育委員会 (2014)『釜石市の防災教育の実際』発表資料、釜石市教育委員会。)

²⁰ 片田敏孝 (2011)「小中学生の生存率99.8%は奇跡じゃない「想定外」を生き抜く力」
<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/1312?page=3> (Wedge Infinity HP) [2015/11/16]

²¹ 片田敏孝 (2013)「これからの防災教育」『平成25年度第2回いのちの教育研修会』基調講演資料 (平成25年8月1日 釜石商工高等学校はまゆりホール)

²² 片田敏孝 (2011)「小中学生の生存率99.8%は奇跡じゃない「想定外」を生き抜く力」[2015/11/16]

²³ 同上。

に愕然とした。あの大地震、大津波の中、園児／児童／生徒を誘導して避難できたとはとても考えられない近さであった。避難現場に行かなければ分からない事実であるが、激しい地震の後に、第一次避難先でも危ないと冷静に判断して、更に高台を目指して直ぐに避難できた事が子ども達の生命を助ける結果となったことを考えれば、それは奇跡としか言いようがない。

それは、東北の伝統的な社会に伝承されてきた「津波でんでんこ」の重要性を復活させ、新たな東北の伝統として再生させた結果であった。つまり、地域の伝統的ナラティブが、大人達の“防波堤で守られているから大丈夫”との認識に無意識にすり替わったドミナント・ストーリーに気づき、本来伝統的社会にあるべきドミナント・ストーリーを意識的にオールターナティブ・ストーリーとして転換し、再生させた結果なのである。

釜石市の諸学校の事例は、この伝統的ナラティブを新たなオールターナティブ・ストーリーとして再評価し、新しい時代に即したドミナント・ストーリーに再生させる取り組みと考えられる。そこでは、ドミナント・ストーリーとオールターナティブ・ストーリーの意識的垣根が低く、伝統的ナラティブへの畏敬の念とその伝統性を現代的に刷新することの大切さを市民が共有できる風土が形成されてきていると考えられる。

2. 震災後の岩手県の復興教育の取り組み

この釜石市のある岩手県を含む三陸地方は、大津波による甚大な被害を被った。5年が経過した現在でも、日々道路が変更されるほどの復旧・土木作業が続いている。しかし、震災当時、小学校一年生だった児童は中学生になり、中学一年生だった生徒は大学への進学や、就職などで地域や地元を離れる時期を迎えている。それは先生方も同様である。震災を直接経験した先生方の大半は、人事異動により三陸地方を離れている。地域と人々の心に消し難い傷痕だけを残して、震災の記憶は「語り」から「物語」としてのナラティブに変容しようとしている。しかし、これからの環境教育・防災教育を考える際に、これまでの釜石市の教育経験をこれまでのような科学的関心を促す‘調べ学習’の対象としてのある種の教材化は避けなければならない。それは、環境問題が地球的問題群となって世界の喫緊の課題となっている現在、地震大国、自然災害大国である日本の環境教育が、持続可能性のある発展を続けていくために不可欠な生きた教育への変革であり、日本の環境教育が本来目指した環境保全の理念にある伝統的ナラティブを再構築する試みである。

現在、岩手県では、「**いわての復興教育**」プログラム²⁴を立ち上げ、新たな岩手建設に取り組んでいる。その特色の第一は、教育の目的の復興を目指した明文化である。震災を乗り越え、未来を創造しゆくために、未来の復興を担う子ども達の育成を主眼とし、**郷土を愛し、その復興・発展を支える人材の育成（復興・発展を支えるひとづくり）**を目的に掲げている。

²⁴ 釜石市教育委員会（2013）『平成25年度釜石市いのちの教育 防災教育実践事例集』釜石市教育委員会、p.1-2。

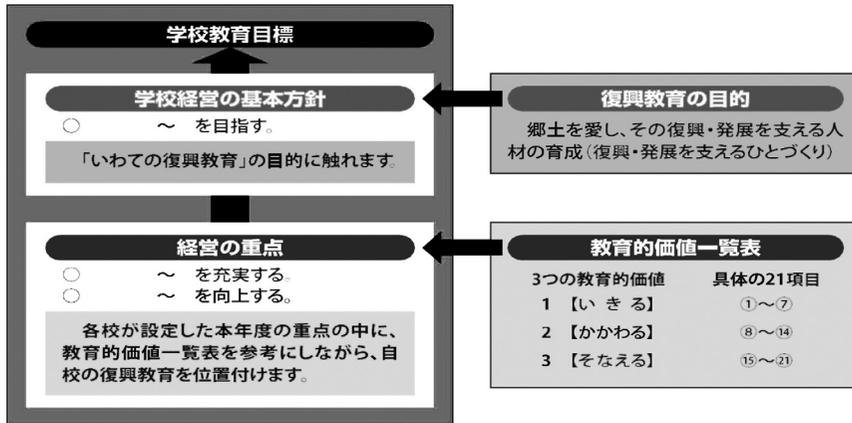


図1. 学校経営の基本方針 / 重点への位置付け

(参照：岩手県教育委員会 (2013) 『いわての復興教育プログラム』〔改訂版〕岩手県教育委員会、p.11。)

第二に、教育的価値の明文化である。3つの「いきる」「かかわる」「そなえる」の価値に即して、震災後の岩手を生き抜く具体的な実践項目（価値）が提示されている。

1. 生命や心について【いきる】：震災津波の経験を踏まえた **生命の大切さ・心のあり方・心身の健康**（①かけがえのない生命、②自然との共存、③価値ある自分、④夢や希望の大切さ、⑤やり抜く強さ、⑥心の健康、⑦体の健康）

2. 人や地域について【かかわる】：震災津波の経験を踏まえた **人の絆の大切さ・地域づくり・社会参画**（⑧家族のきずな、⑨仲間や地域の人々とのつながり、⑩県内外や海外の人々とのつながり、⑪ボランティア、⑫自分と地域社会、⑬地域づくり、⑭復旧・復興へのあゆみ）

3. 防災や安全について【そなえる】：震災津波の経験を踏まえた **自然災害の理解・防災や安全**（⑮東日本大震災津波の様子と被害の状況、⑯自然災害発生のメカニズム、⑰自然災害の歴史、⑱自然災害のライフラインへの影響、⑲災害時における情報の収集・活用・伝達、⑳学校・家庭・地域の日頃の備え、㉑身を守り、生き抜くための技能）

第三に、上記の「いわての復興教育」プログラムにおける教育的価値の学校経営への積極的導入である。多様な価値が提示されているので、どの価値をどのように学校経営で展開するかは各学校の裁量に任されているが、「いきる」「かかわる」「そなえる」の価値の観点を軸として、各教科・領域を横断し、総合的な学習や探求的な学習が実践されることを目指している。

この教育目標には「体験から学ぶ」「組織的・有機的指導」「各校の実情に応じた内容」の観点から、上記の教育的価値と各教科・領域等の教育活動との関連が提示され、各学校が主に取り組みたい教育活動（防災教育、心のサポート、ボランティア教育、道徳教育、地域交流、学校間交流）などが自由に選択できるようになっている。

また、この教育的価値の重点化は、各学校だけで完結するのではなく、年度ごとに活動

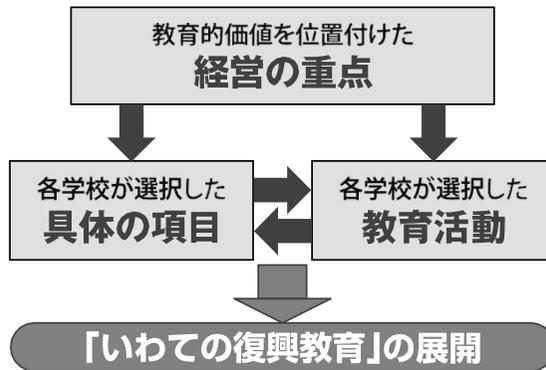


図2. 経営の重点と教育活動の連環

(参照：岩手県教育委員会 (2013) 『いわての復興教育プログラム』〔改訂版〕岩手県教育委員会、p.11。)

を発表・公表する機会を設け、「いわての復興教育」の継続的な展開が図れるように計画されている。

この岩手県全体の復興教育プログラムから理解できることは、先の持続可能な開発のための2030アジェンダ (SDGs) と比較して、貧困の撲滅、飢餓撲滅、食料安全保障、健康・福祉、質の高い教育、ジェンダー平等、雇用、強靱なインフラ、産業化・イノベーション、国内と国家間の不平等の是正といった課題は異なるが、それら以外は共通あるいは類似した環境教育の課題である点である。いわての復興教育、それは世界の子供達への教育環境の改善と方向性を同じくするものであり、環境教育の主要な分野を含むものである。

3. 震災後の釜石市の「いのちの教育」の取り組み

この岩手県の「いわての復興教育」プログラムを基に、釜石市では、「いのちの教育」の推進が計画、実行されている。その教育目標は、『「未来を担う人づくり」を進めるために、教育活動全体で防災教育を核とし、自他の命を大切にしていくための資質・能力を向上させるとともに、地域に対する理解と愛情を育てる。』というものである。さらにその内容は以下の5つの実践項目 (価値) で構成されている。

(1) **自然災害に対する理解** (1. 地域で起こりやすい災害、2. 過去の災害、3. 災害発生のメカニズム、4. 備えの重要性等)

(2) **安全確保のための行動** (1. 危険の予測、2. 訓練等を生かした行動、3. 津波避難の三原則等)

(3) **地域社会への参加・参画** (1. 人の絆の大切さ、2. 家庭・地域とのつながり、3. 地域のよさ、自分にできること等)

(4) **交通事故からいのちを守る** (1. 通学路での危険箇所、2. 身近な地域での危険箇所、3. 交通ルールの徹底等)

(5) **日常生活の中での事件・事故からいのちを守る** (1. 学校生活の中での危険の理解と

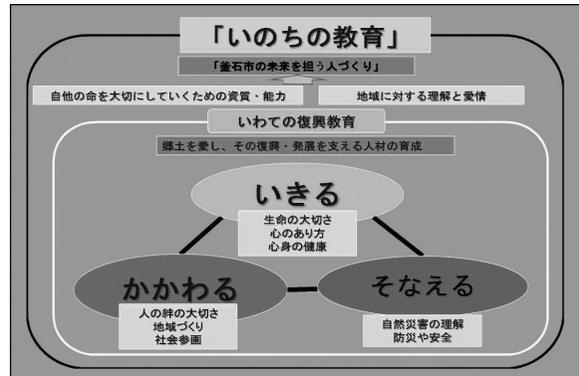


図3. いわての復興教育と釜石のいのちの教育の関係図

(参照：釜石市教育委員会（2014）『釜石市の防災教育の実際』発表資料、釜石市教育委員会。)

安全確保、2. 犯罪に対する適切な行動の仕方、3. 情報ネットワーク活用における犯罪被害の防止等)

これらの実践項目は「いわての復興教育」プログラムとの連携において、「いきる」「かかわる」「そなえる」の指針を推進するとともに、「地震・津波被害を風化させない」「子ども達の“いのち”を守る」との観点から、発展させたものである。そして、この「いのちの教育」では、「各教科における学習で行うこと」「道徳の時間で行うこと」「特別活動の自主的、実践的な学習で行うこと」「総合的な学習の時間で行うこと」の明文化と、相互の活動の関連付けが具体的アプローチとして計画、実践されている²⁵。

この「いのちの教育」の実践が計画された背景には、先述の片田氏が既に指摘しているように、まだ復興は緒に就いたばかりに関わらず、東日本大震災を過去の出来事にしてしまふ流れができてしまう恐れがあるとの指摘がある²⁶。その意味で、防災教育は継続して行わなければならない。

そして、興味深いことに、あの大津波を経験した子ども達から、なぜ津波が自分達を襲ったのかを詳しく知りたがっているとの報告が先生方から挙がっているという事実である。津波が起こる仕組みを示した模式図や、プレート境界で津波が多発することを示す地図を見せると、子ども達は強い関心を示すとのことである。更には、猛暑となった夏には、以前と変わらず海に出て遊びたがった子ども達もいるとの指摘もある。子ども達は、心に傷を残しつつも、海に対する畏敬の念も芽生えるようになり、冷静に海に向かい合おうとしていると片田氏は分析している²⁷。釜石市ではこれまで以上に体系的な防災教育の実践と環境教育の統合、「いのち」を大切にすること、その「いのち」を育む海との共生の思想を「語り」伝えていくことを実践している。1000年に一度と言われた巨大地震。しかし、その

²⁵ 釜石市教育委員会（2013）『平成25年度釜石市いのちの教育 防災教育実践事例集』。

²⁶ 片田敏孝（2011）「小中学生の生存率99.8%は奇跡じゃない「想定外」を生き抜く力」〔2015/11/16〕

²⁷ 片田敏孝（2013）「これからの防災教育」。

経験は新たな地域的「物語（ナラティブ）」として、伝承されていかなければならない。

V. おわりに：新たな学校教育と環境教育の可能性の創出

これからの日本の環境教育を考える上で、先述の釜石市の事例を提示したのは、現在の環境教育の取り組みを批判するためではなく、釜石市の事例に、現在の日本の環境教育において、最も留意すべき課題が示されていると考えられるからである。

これまで、日本の環境教育は地域、国家、地球から少しでも環境の問題がなくなることを目指して推進されてきた。それは母なる地球の「いのち」を守るという理念に根ざした崇高なものである。しかし、現在は我々の「いのち」を我々自身で、時に機嫌を損なう母なる地球から守るための環境教育も喫緊の課題として示されていると考えられる。その意味において、既に防災教育は環境教育の主要な柱であり、環境教育こそ防災教育を推進し、今後起こりうる自然災害から児童・生徒を守り、そして多忙な大人達の意識改革を担う使命があると思われてならない。釜石市の取り組みのように、ドミナント・ストーリーとなりがちな学校教育の指導内容を再考し、私達に最も必要とされている教育内容とは何かをあらゆる先入観を排した「無知の姿勢」に立って再検討した場合、守るべき「いのち」は子ども達の生命であり、その子ども達の内発的な行為が我々の環境という「いのち」を守る精神性を獲得していくことが期待されている²⁸。

『世界食料農業白書2013年報告』によると、推定で世界の子どもの26%が発育不全で、20億人が一種類以上の微量栄養素欠乏に苦しむ一方、14億人が過体重であり、うち5億人が肥満とされている。また、世界の食糧の3分の1は消費されずに処分されているとの量的・質的なハーベスト・ロス（収穫後の損失）に関する報告がなされている²⁹。そして、大気汚染、気候変動を含む環境破壊も最重要の課題である。これまでの環境教育の推進も重要であることが理解できる。しかし、現在の国際・国内環境では、想定外の自然災害が起きることを認識していかなければならない。2004年のスマトラ沖の大津波から日本は十分な知見を得ることができていたであろうか³⁰。内閣府のホームページでは、阪神・淡路大震災に関連して、家屋の中で亡くなられた方は死者の約9割にのぼり、倒壊家屋などに閉じ込められた住民のおよそ8割が、近隣の住民によって救助されたと指摘している。しかし、防災対策における「自助」「共助」の大切さに対して、この事実は特に注目を集めることに

²⁸ 野口裕二、同上、p.89-106。

²⁹ 国際連合食糧農業機関（FAO）（2014）『世界食料農業白書2013年報告—栄養向上のための食料システム—』公益社団法人国際農林業協働協会（JAICAF）p.ix, 14-5, 43-44。

³⁰ 金菱清編（2012）『3・11働きの記録 71人が体感した大津波・原発・巨大地震』新曜社、p.vii-viii。同様に、金菱氏は、東日本大震災時の浸水区域の日本全国にあてはめた場合、海岸線からの距離が10キロ以内で標高30メートルとなり、日本の国土の10パーセント、総人口の35パーセントに当たる4438万人が居住している地域に当たること、そして活断層などはそれら以外の地域にも分布していることを、国土交通省の分析などを通して指摘している。同上、p.vii-viii。

なったにも関わらず、家具固定をしている人は全体の4人に1人程度、家の耐震化をしている人に至っては、10人に1人程度との調査結果が出ている³¹。環境教育のフィールドが世界に拡大した現在、あらゆる事象から学ぶ姿勢が求められている。

日本の環境教育を推進されてきた小澤紀美子氏が、子ども一人ひとりの思考過程や価値観の違い、あるいは子どもが自己と環境との相互作用による変容の過程を重視し、他者からの承認や自己肯定感を醸成し、「学ぶ意欲」を育むことが大切であり、その意味で環境教育の「教育」の意味は、社会システムの変革の意味を包含しているとの考えを提示している³²。その意味において、これからの環境教育は「いのち（生命）の教育」として、道徳教育との連携も不可欠になってくる。そして、臨床の現場で実践されてきたナラティブ・アプローチにおいても、公教育における教科目間連携、アクティブ・ラーニングの推進の中で、教育臨床の実践手法として導入されることが期待される。ナラティブによる「いのち（生命）の教育」は、いかに社会が変化しようと、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する、日本の教育目標である「生きる力」を育むものである。

これまでの総合的な学習を中心とした環境教育と同時に、あらゆる教科目の連携によって、「いのち」の大切さ、他者を尊重する生き方の大切さ、自己肯定感を育むこと、そして、我々の生命は環境という生命とともにあることを教授していく必要がある。日本に求められているのは、如何なる災害が起こっても、必ず再生できる、あるいはしていこうと言える、児童・生徒－学校－地域社会の連携と自己肯定感に根ざす環境教育の在り方への転換である。

参考文献

公的刊行物

- 岩手県教育委員会（2013）『いわての復興教育プログラム－郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育成するために－』〔改訂版〕岩手県教育委員会。
- 釜石市教育委員会・群馬大学災害社会工学研究室・危機管理監／防災危機管理課（2013）『釜石市津波防災教育のための手引き』、釜石市教育委員会。
- 釜石市教育委員会（2014）『平成25年度釜石市「いのちの教育－防災教育 実践事例集－』釜石市教育委員会。
- 釜石市教育委員会（2014）『釜石市の防災教育の実際』発表資料、釜石市教育委員会。
- 国立教育政策研究所（2012）『学校における持続可能な発展のための教育（ESD）に関する研究最終報告書』（研究代表者角屋重樹）国立教育政策研究所教育課程研究センター。
- 国際連合食糧農業機関（FAO）（2014）『世界食料農業白書2013年報告－栄養向上のための食料システム－』公益社団法人国際農林業協働協会（JAICAF）。

³¹ 平成19年の内閣府特別世論調査に基づく。「平成21年度 広報ほうさい」（2012）『内閣府防災情報のページ』http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h21/01/special_01.html（内閣府 HP）〔2016/04/10〕

³² 小澤紀美子（2014）「過去に学び、今を知り、未来から学ぶESD」『ESD 環境教育プログラム ESDを知る』<https://edu.env.go.jp/esd/column/236>（環境省 HP）〔2016/04/10〕

国立教育政策研究所 (2014) 『環境教育指導資料 [幼稚園・小学校編]』 国立教育政策研究所教職課程研究センター。

著書・論文

- 阿部治・野田研一・鳥飼玖美子 (監訳) (2005) 『持続可能な未来のための学習』 ユネスコ、立教大学出版会。
- 荒井浩道 (2014) 『ナラティブ・ソーシャルワークー〈支援〉しない支援の方法ー』 新泉社。
- 小澤紀美子編 (2015) 「学校教育における環境教育」 『持続可能な社会を創る環境教育論—次世代リーダー育成に向けて—』 東海大学出版部。
- 金菱清編 (2012) 『3・11 慟哭の記録—71人が体感した大津波・原発・巨大地震—』 新曜社。
- ガーゲン, K. J. 永田 素彦・深尾 誠 (翻訳) (2004) 『社会構成主義の理論と実践—関係性が現実をつくる—』 ナカニシヤ出版。
- 三陸河北新報社「石巻かほく」編集局編 (2012) 『津波からの生還 東日本大震災・石巻地方100人の証言』 旬報社。
- 全国環境学習支援ネット編 (2009) 『みんなで地球温暖化を防ごう 小学校環境教育実践事例集』 小学館。
- 日本環境教育学会編 (2014) 『環境教育とESD』 東洋館出版社。
- 野口裕二 (2002) 『物語としてのケア—ナラティブ・アプローチの世界へ—』 医学書院。
- ホワイト, M. & エプストン, D. (1992) 小森康永 (訳) 『物語としての家族』 金剛出版。
- ホワイト, M. & モーガン, A. (2007) 小森康永・奥野光 (訳) 『子どもたちとのナラティブ・セラピー』 金剛出版。
- ホワイト, M. (2009) 小森康永・奥野光 (訳) 『ナラティブ実践地図』 金剛出版。
- 藤岡達也編 (2007) 『環境教育からみた自然災害・自然景観』 協同出版。
- 森岡正芳編 (2015) 『臨床ナラティブアプローチ』 ミネルヴァ書房。
- 森岡正博 (2003) 『無痛文明論』、トランスビュー。
- 今井雅晴 (2011) 「環境教育」、「私の環境教育」 (汐見稔幸・伊東毅・高田文子・東宏行・増田修治編『よくわかる教育原理』) ミネルヴァ書房、p.146-49。
- 高橋仁「自然とのつながり 環境教育」(2003) (日本ホリスティック教育協会・中川吉晴・金田卓也編『ホリスティック教育ガイドブック』) せせらぎ出版、p.106-9。
- 高橋浩「キャリア・カウンセリングにおけるナラティブ・アプローチ」(2015) (渡部昌平編『社会構成主義 キャリア・カウンセリングの理論と実践—ナラティブ、質的アセスメントの活用—』) 福村出版、p.188-229。
- 片田敏孝 (2013) 「これからの防災教育」 (『平成25年度第2回いのちの教育研修会』基調講演資料) 平成25年8月1日 釜石商工高等学校はまゆりホール。

URL

- http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h21/01/special_01.html (内閣府 HP) [2016/04/10]
- <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/about.html> (外務省 HP) [2016/04/16]
- <http://www.env.go.jp/earth/sdgs/index.html> (環境省 HP) [2016/04/16]
- <https://edu.env.go.jp/esd/column/236> (環境省 HP) [2016/04/10]
- <http://wedge.ismedia.jp/articles/-/1312?page=3> (Wedge Infinity HP) [2015/11/16]

付 記

本研究は、平成公益財団法人 上廣倫理財団 平成26-27年度研究助成「ユネスコの価値理念に連携した地域文化振興に関する比較研究」、及び平成27-29年度文部科学省科学研究費基盤研究（C）〔研究代表者 長濱博文〕「自己肯定感を促進する地域的ナラティブ形成に関する国際比較研究」の助成により行われた。また、釜石市教育委員会と釜石市の諸学校の協力により現地調査を行うことができた。記して感謝を述べたい。

井原西鶴と樋口一葉における「女」の「恋」

A Study on the “Love” of the “Onna” in the Saikaku Ihara and Ichiyo Higuchi

尹 慧 敏

YOON Hye Min

Abstract

In Japanese literature, the term ‘onna’ indicates a female who lives in the circumstance in which they can’t choose the ‘love’ independently.

Characters in works of Saikaku and Ichiyo can’t have a date freely or ‘love’ in the Confucian system. Even considering the difference of sex between two writers, Ichiyo described the ‘onna’ loves passively and ended the story as a tragedy. On the other hand, in Saikaku’s works, the ‘love’ of ‘onna’ was active and independent, excluding the male’s view.

It was adapted to early works of Ichiyo in Meiji period that the ‘onna’ doesn’t live independently in the feudal system before modern times. However it was able to see the process that women confirm their identity in Ichiyo’s works, not like in Saikaku’s. Most of ‘onna’ in Saikaku’s works couldn’t escape from the fetters of love affair and faced tragic ending even though they showed enthusiastic attitude about ‘love’. In Ichiyo’s works, the ‘onna’ tried to reach self-realization as an individual while they failed the ‘love’ and happy ending.

The contribution of this study is to research female characters in the Japanese literature comparing early modern and modern times. Before this study, there have been needs for the research of comparative study about literature in Edo period and Japanese modern literature. However, previous works are not enough to meet with these needs, especially the study about ‘onna’ that is common object described by Saikaku and Ichiyo. Therefore, this study is meaningful to identify the flow that ‘onna’ becomes to ‘woman’ in the literature.

要 旨

本稿は近世文学の井原西鶴と近代文学の樋口一葉がそれぞれ「女」の生と「恋」をテーマにした作品の共通点を見つけ出し、比較分析したものである。西鶴と一葉は庶民出身の作家として庶民階層または遊郭を背景に作品を書いた作家である。近世と近代の違った時代を生きていたが、社会制度の中で制限された人生を生きなければならない悲劇のヒロインという共通したキーワードを持っている。西鶴の作品に登場する「女」たちは、儒教的な制度で自由な「恋」をすることは容易ではなかった。むしろ近代初期浪漫主義の「女性」よりも、西鶴が住んでいた時代の密通法は死刑まで直面する厳格な環境で「恋」しなければならなかった。ただし、西

鶴の作品は男色が共存する男性中心の世界であった。両者は性別が異なるということもあったが、一葉が描いた「女」の「恋」は消極的で悲劇的な結末で終わるものがほとんどである。むしろ西鶴の作品では、男の視線を排除して比較すれば、「恋」に限っては能動的であり、主体的であったと言えるかもしれない。西鶴の「女」たちが命をかけて密通していたのとは違い、一葉の場合は、なかなか家父長的な男性中心社会の制度で愛を勝ち取る積極的な「女」ではなかった。しかし、一葉の「女」は必ず悲劇的な「恋」の破綻を迎えたとは言い切れない。一葉は近代的個人としての自我を探そうとする動きが見え始めたと言える。西鶴の「女」に見られなかった自分のアイデンティティを確認する自我獲得の過程が、一葉文学にあらわれていることが見られる。

はじめに

井原西鶴（1642-1693、以下、西鶴）による日本近世文学の記念碑的作品となる『好色一代男』が1682年出版された。この作品によって、新しいジャンルである浮世草子が創始されることになったのである。『好色一代男』が出版されるまで仮名草子が約80年間、主に啓蒙的、教訓的、娯楽的内容を持って、近世前期の小説類の総称として用いられていた。この仮名草子は「女」を対象とし、教訓的内容の作品が多く現れていたが、中国の故事を例話にした説話的なものがほとんどであった。「女」を描く主体としての作者を考えれば、散文文学において女性から男性に変わっており、「恋」の内実も近世の儒教的封建制の下、むしろ衰退したと言っても過言ではあるまい。主に上方において人気を集めていた『好色一代男』に始まる西鶴の小説は、写実的な風俗小説として、その構想と表現の目新しさによって、その後、約100年間に及ぶ浮世草子の全盛期の始まりであった。西鶴は、町人の日常的な様子や感情を写実的に伝えており、庶民の哀歓と男女の「恋」を描いた小説家であった。近代に入り、西洋の影響を受けた近代小説は、坪内逍遙の『小説神髓』（1885）が提唱した写実的描写を中心に、勧善懲悪や滑稽的内容を敬遠していた。ところが、西鶴は近代の文学者にまで、その名声が伝えられていたのである。特に硯友社で活躍していた幸田露半や尾崎紅葉などが西鶴の漢文体に影響を受けていたことは周知のとおりである。古典回帰の擬古典主義の文学者に西鶴の文体は受け入れやすいところがあり、その経緯は多くの先行研究によってもたびたび指摘されてきた。また、出版業界にも西鶴文学の出版ブームが起きていた。1889年『帝国文庫』から『好色一代女』が出版されたことを始め、約7年の間に15巻の「西鶴本」が再登場することになり、西鶴の人気が近代に入って再到来したのである¹。

西鶴への再照明は「紅露」などの硯友社系の文学者に限ったことではなかった。初期浪漫主義の一人にも影響を与えていたようである。1892年4月7日付「大阪朝日毎日新聞」の書評欄に次のような短い書評が掲載されていたので紹介する。

一葉女史の「閨桜」趣向新しからねど文章艶麗にてイヨ女西鶴さまとお覚申したし

樋口一葉（1872-1896、以下、一葉）の処女作『闇桜』（1892.3）に対する一行の書評に過ぎないが、西鶴と一葉の関係を指摘した最初の文章であろう。当時、珍しい女流文学者に対する好意があったとしても、「女西鶴」という賞賛は興味深い。近代初期浪漫主義の一葉も西鶴と同様、遊郭に生きる「女」の哀歎と「恋」を描いた文学者であった。西鶴と硯友社の文学者の文体に関して影響関係が論じられているように、一葉にも同様の研究がある。しかし、一葉と硯友社系の文学者たちと違う点は、文体だけでなく、同じ町人出身として「女」の描写に卓越した能力があった。

一葉がはるかに世俗体験に密着しつつ西鶴との結合をはかっている点で、それが一葉小説を紅葉流の趣向主義的な物語の位置におかず、また露伴流の脱俗的な「風流」小説の圏外へと去らしめた要因であった²。

西鶴と一葉は約200年間の時間的隔たりをおいて、儒教の厳格な制度の下、遊郭を生活の場として生きる「女」の生と「恋」を素材にしている。西鶴の「女」は、浮世草子成立以前の近世前期小説の仮名草子、以後の近世後期小説として、遊里小説の洒落本、滑稽本、人情本と違う「女」描写に特徴があった。その特徴は作品の構想や表現、写実的描写によるものであろう。また、1790年の寛政改革の一環として、出版取締が行われたことにより、西鶴の後を追う作品がなかったことも、西鶴の「女」が際立った要因の一つとして考えられる。

一方で、一葉が「女西鶴」と呼ばれるようになったのは、彼女の作品に西鶴に負けない「女」の描写が認められるようになったからである。だが、先行研究では、一葉文学が西鶴の影響を受けていたと指摘しながらも、本格的な比較研究に至らず、作家論の立場での断片的な指摘や言及にとどまっている。石丸久は、一葉は『帝國文庫』で発行された『西鶴全集』を『文学界』の知人から借りて、西鶴の作品世界に心酔したという。その影響から、同じ年の1894年12月に『大つごもり』を執筆したという見解である。しかし、一葉の作品に対しては、森鷗外が『めさまし草』（1896）で評したことを引用し、一葉自らの主体性があったと叙述するにとどまっていた³。その他の研究者も『大つごもり』執筆直前、西鶴に

¹ 『好色一代女』（博文館、『帝國文庫』、1889.7） 『好色五人女』（博文館、『帝國文庫』、1889.9）

『好色二代男』（2巻まで、『しからみ草紙』第1号-12号、1889.10-1890.9）

『本朝桜陰比事』（日本之文華、1890.1-2）

『好色一代男』（武蔵屋叢書閣、1891.1）

『万の文反古』（金桜堂、1891.3）

『好色一代女』（三三文房、1891.4）

『西鶴全集 上巻』（博文館、『帝國文庫』、1894.5）

『懷硯・名残の友』（博文館、『帝國文庫』、1895.4）

『好色五人女』（武蔵屋叢書閣、1890.12）

『男色大鑑』（紅葉校訂、吉岡書店、1891.2）

『西鶴置土産』（三三文房、1891.3）

『世間胸算用』（磯川出版会社、1891.7）

『西鶴全集 下巻』（博文館、『帝國文庫』、1894.6）

『近代艶隠者』（博文館、『帝國文庫』、1894.6）

² 竹野静雄（1980）『近代文学と西鶴』（新典社研究叢書2）、新典社、119ページ。

³ 石丸久（1973）「樋口一葉と西鶴—西鶴・近世小説の源流（特集）—」『国文学解釈と鑑賞』38（4）、至文堂、122-125ページ。

傾倒していたと述べ、中でも白倉一由は『大つごもり』と西鶴の作品との比較を行い、文体と形式の類似性を指摘し、文体と構造の関連を調べているが、商業資本主義からあらわれる金銭関係を分析した論として、西鶴の「町人物」に限定した比較研究である⁴。一方、竹野静雄(1980)は、「一葉は西鶴を一つの駆動力として、生活者の切実な体験と心情を刻印した。その結果、『大つごもり』にはじまり『たけくらべ』完結に至る、いわゆる奇跡の期間を創り出し、傑作・代表作のほとんどは西鶴と切り結んだものであった」という直接的関連性を指摘した⁵。これは本研究の可能性を開いてくれる見解であろう。創作活動が比較的短い一葉が『大つごもり』に限って文体のみの影響を受けていたとは考え難い。そこで本稿では、西鶴と一葉において共通の素材であった「女」の類似性と違いを比較分析することに意義を見いだしたいと思う。一葉は生計を立てるために小説家を目指し、短い生涯を終えるまで浪漫主義の始祖となる文学者であった。一葉が登場するまで近代の小説はほとんど男によって書かれており、彼らを通して「女」の姿が描かれていたのである。西鶴と一葉は同じ町人出身の小説家である。さらに庶民と遊郭を背景にして、儒教の道徳や倫理に強要された「女」の悲劇をキーワードに持っていたと言えよう。キーワードになる前近代的「女」は、自我に覚醒する近代的「女性」像と区別し、それに対応して「恋」と「恋愛」の概念を持って記述しようと思う。

I 井原西鶴における「女」

江戸時代の「女」は男の補助的存在であり、儒教の論理が定着していた社会のなかで、良い娘、良い妻として生きることが理想的な「女」の人生であると言われていた。しかしこれは「女」が自ら言い始めたことではなく、親、夫、世間から求められた理想的な女性像であった。江戸幕府は中央集権体制を安定させるために朱子学を官学にして、身分制度と家族制度を作っていた。身分制度は士農工商という縦の人間関係を作り、家族制度は男性中心の上下の秩序と体系を作った。「女」は嫉妬を禁忌にし、幼い時は親に、結婚してからは夫に、老いてからは子に従う、いわゆる「三従の道」を守らなければならなかった。西鶴の見解も例外ではなかった。

女の一生に男といふ者、独りの事なるに。其身持あしく、さらされて後夫を求めるなど、すゑずゑの女の事なり。人たる人の息女は、たしなむべき第一なり。縁結びて二たび帰るは、女の不孝、是より外なし⁶。

西鶴の『本朝二十不孝』(1686)は、当時社会が要求する人間の「道理」について執筆し

⁴ 白倉一由(1993)「西鶴文芸と一葉文芸—「大つごもり」論—」『日本文芸学』(30)、桜楓社、62-75ページ。

⁵ 竹野静雄(1980)『近代文学と西鶴』(新典社研究叢書2)、新典者、119ページ。

⁶ 『本朝二十不孝』、岩波書店、1963、52ページ。

たものである。「女」は一生一人の男についていくものであり、「女」の離婚は親不孝のなかで第一の行為であるという。当時の「女」の離婚に対する見解は、一般的なことであり、虚構の世界を通して「女」の「恋」を描いていた彼にとっても、封権制度によって定められた価値観から自由ではなかった。だとすれば、頻繁に「女」の「恋」を作品の素材として用いていた彼の作品ではどのように描かれていたのであろうか。白倉一由は西鶴の『好色五人女』（1686）が二つの価値観を見せていたと言う⁷。社会によって定められた絶対的生の方式と相対的価値観を同時に見せることによって、西鶴の新しさをあらわしていたという。言い換えれば、西鶴文学の特徴は、儒教的制度の下で嘆いている「女」の生を超越した「恋」を描いた点にあり、「女」の「恋」が現実から離れた虚構の世界の中で、倫理や道徳より優先されていた。

水谷隆之も西鶴の『好色五人女』（1686）の「〈女性〉は恋慕の情や愛欲の念といった、私情による〈好色〉性が旺盛であり、そのために理非の分別の間もなく、遵守すべき道徳倫理や社会制度から逸脱し、禁忌を犯す」と指摘した⁸。儒教の倫理とかかわらないところで「恋」に落ちて悲劇的展開を迎える「女」の「好色」は、当時の教訓的、啓蒙的性格の仮名草子や近世後期の小説にみられる「女」の「好色」とは違う。好色物が活発に出版されていた時代の「恋」とは、身分制度や家族制度を破壊するものとみなして禁止され、これに違反すれば、処罰をうける場合もあった。しかし、西鶴の作品は現実を生きる町人たちの間で、自然に発生する「恋」、あるいは「恋物語」である。したがって西鶴の作品での「好色」というのは男女の愛情関係を示す概念であったようである。

西鶴の様々な作品に登場する「女」たちは「恋」に対しては社会制度に反する積極的な姿を見せていた。西鶴の『西鶴諸国ばなし』（1685）の「忍び扇の長歌」（巻4-2）における「女」は、未婚の男女が「恋」をするのは当然であり、何の誤りもないと言う。

「いかに、女なればとておくれたり。最後をいそがぜ」と、大殿より仰せければ、姫の御かたに参りて、「世の定まり事とて、御いたはしくは候へば、御最後」と申しあげれば、「我命借しむにはあらぬども、身の上に不義はなし。人間と生を請けて、女の男只一人持つ事、これ作法なり。あの者下々おもふはこれ縁の道なり。おのおの世の不義といふ事をしらずや。夫ある女の、外に男を思ひ、または死に別れた、後夫を求むるこそ、不義とは申すべし。男なき女の、一生に一人の男を不義とは申されまじ。また下々を取りあげ、縁を組みし事は、むかしよりためしあり。我すこしも不義にはあらず。その男は殺すまじき物を」と、涙を流したまひ、この男の跡とふためなりと、自ら髪をおろしたまふとなり⁹。

⁷ 白倉一由（1990）『『好色五人女』の主題』『日本文芸論集』21、山梨英和短期大学国文学会、6ページ。

⁸ 水谷隆之（2006）「西鶴『好色物』の女人像」『国文学 解釈と感想』71（12）、至文堂、133ページ。

⁹ 『好色五人女』『新編日本古典文学全集67』、小学館、1996、110-111ページ。

「女」は自殺する理由がないと強弁している。未婚の男女が「恋」をすることは自然なことであり、社会的に何の罪もないと言っている。しかも、「女」は社会が要求する秩序を破り、「恋」を成就するために逃げてしまう。西鶴の「女」はせめて「恋」に関しては主体的であり、社会に反することでも積極的に自己主張を行う、個体としての「女」であったと言える。

『好色五人女』（1686）にも同様の「女」が描かれている。『好色五人女』は実在した事件を素材にして書き上げた作品である。作品には五人の「女」が登場するが、巻一のお夏、巻四と巻五に登場するお七、おまんは未婚の「女」である。そして、巻二のおせんと巻三のおさんは既婚の「女」である。制度を破った「女」は悲劇的結末を迎える。ところが、最後の「恋の山物語」（巻五）だけは次のように「女」の「恋」が叶っている。

おまん二親は、この行方たづね侘わびしに、やうやうさがし出して、よろこぶことのかずかず、「とかく、娘のすける男なれば、ひとつになしてこの家をわたせ」と、あまたの手代来りて、二人をむかへれば、いづれもよろこびなして、物数三百八十三の諸々の鍵を、源五兵へにわたされける¹⁰。

当時は男女の自由恋愛が不可能であり、さらに相手は出家した人で「不義密通」に当たる。12世紀以後生まれてきた「密通」の概念は、その後「密通法」として定められ、16世紀に入って、婚外の出会いは固く禁止されていた。『御仕置裁許帳』（1657-1699）に記載されている裁判の記録によると、江戸時代の「密通」は現代の姦通より厳しく、家族の許可がない未婚男女の出会いも「密通」として処罰されていた。しかし、おまんは幸せな結末を迎えていた。『好色五人女』の「女」たちはみんな積極的に男に近づき、「恋」をする。その他の作品でも西鶴の「女」は社会制度に反することに躊躇しない。水谷隆之は「さまざまな制約を受けるなかで、良くも悪しくもあくまで自分に忠実に生きようとする、それら女性たちの姿に、なによりもよく表れている」¹¹という。水谷の見解を借りて言えば、一人の個体として存在する西鶴の「女」の性格が「近代小説に近い性格を表している」ことを暗示するのである。

『好色五人女』は五つの独立した話として各話をまとめると、未婚の「女」は先に男に近づき、「恋」に落ちる話である。一方、既婚の「女」はある事件を契機として始まった関係が、次第に「恋」に発展するという展開の方式であり、未婚の事件との違いを見せている。『西鶴諸国ばなし』の「女」が自由恋愛を求めたように、こちらの未婚の「女」は男に近づき、「恋」をする。いくら西鶴であっても、既婚の「女」は積極性がなく、「恋」の展開を偶然性に頼っている。密通による結末は次の三つに分類することができる。

¹⁰ 『好色五人女』『新編日本古典文学全集』、小学館、1996、387-388ページ。

¹¹ 水谷隆之（2006）「西鶴『好色物』の女人像」『国文学 解釈と鑑賞』71（12）、至文堂、133ページ。

- ①自殺または死刑（女主人公の死で終わる密通事件）：「情けを入れし樽屋物語」（巻二）・「中段に見る暦屋物語」（巻三）・「恋草からげし八百屋物語」（巻四）
- ②出家（仏教に帰依）：「姿姫路清十郎物語」（巻一）
- ③ハッピーエンド：「恋の山源五兵衛物語」（巻五）

②と③の密通事件はハッピーエンドの結末がみられる。中世日本では仏教が流入し、三世観が自然に広がるようになった。三世観は現世で得られなかった縁を死後に極楽浄土で成し遂げて永遠の幸せを追求しようとする。したがって、「女」が出家をして男の魂を祀るのは第3の世界（来世）で縁がつながることを意味して、②の出家した結末もハッピーエンドと言えよう。

一方、①の場合は「女」が死んで終わるので否定的とも見える。しかし、巻四のお七は死刑になって死を迎えるが、その理由が密通のためではなく放火という重罪を犯したことによる。そして、周りの人たちの勧めで男主人公が出家することにより来世の縁をつないでいた。それゆえにこの話も「恋」の成就で言えば、ハッピーエンドと言えるのではないだろうか。『好色五人女』の「女」たちが密通する契機と結末は「女」の婚姻の有無によって異なるように設定されていた。西鶴は作品の素材になった実際事件をモチーフにしたが、当時、伝わった実話の根拠が明確でなく、西鶴の虚構がかなり書き込まれていたと思われる。

さらに西鶴は、未婚の「女」が恋に陥り、積極的に求愛をしている「女」については非難しない。未婚の男女の「恋」が現世で行われなことを、むしろ残念に思う姿を描写している。さらにおまん（巻五）は、最後に両親に許されたことまで書いている。つまり、悲劇で終わる他の話と違って、未婚の「女」の「恋」を成就させていた。ただ、既婚の密通事件は「恋」の感情で話が始まるのではなく、復讐するつもりで寄り付き、結末も男女共に死で終わっている。『本朝二十不孝』のなかで儒教的な「女」の「道理」を説いていた西鶴であったが、作品では当時の時代状況に反する行動を犯した「女」の「恋」を美化していく。「恋」に関して能動的かつ積極的に行動した「女」が、社会制度から脱する虚構の世界において描かれていたのである。

さて、江戸時代には「好色」を扱った作品が多数あり、男女関係が自由に見えてしまうが、実際には婚姻外に男女の間の私的な関係は容認できない行為であり、また、両親の許諾のない「恋」は、状況によって死刑まで処することができる重罪と規定して統制されていた。当時の儒教の理念に基づいた家父長的な制度は自然な「恋」までも不倫で扱われ、厳しくなった身分制度のため「恋」をする男女には非常に不幸な環境であった。このような時代的背景の中で西鶴の作品の「女」たちは、当時の社会制度に反する「恋」を追求したため、最初から悲恋の「女」になるしかなかったのである。しかし、『好色五人女』の「女」は主体的であり、社会に反することでも積極的に自己主張を行う、個体としての「女」であったのではないだろうか。ここに近代小説に近い「女」の「恋」があったのであろう。前近代的価値観のなかで、西鶴の作品にける「女」は特殊な人物であり、当時の制度や認

識から例外的に「恋」に命をかけていたのである。無論、登場人物の心理や写実的描写から言えば、近代小説とは程遠い距離があったが、近代に入って、紅葉や露伴、また一葉の目にとまっていたのは、近代に近い「女」の能動的な「恋」を発見していたためであろう。

II 樋口一葉における「女」

近世から近代へ時代は変わったとしても、「女」の身分と差別、儒教的道徳と倫理の強要は依然として残されており、一葉は『十三夜』（1895. 12）のなかで次のように「女」の悲劇を描いていた。

いつでも父様と噂すること、出世は出世に相違なく¹²

「家にゐる時は斎藤の娘、嫁入っては原田の奥方ではないか。」（中略）と父親の滑稽を入れるに、再び言ひ言ひそびれて、御馳走の栗、枝豆ありがたく頂戴をなしぬ¹³。

「三従の道」に従う、男の補助的存在としての「女」は近世文学だけの問題ではない。明治は江戸の儒教の倫理ほど、社会や家族の上下秩序を形成していた。個人の考えより、社会や家族の論理が優先され、個人より、夫の妻として生きることが強要されていた。無論、『十三夜』における一葉の文章は当時の抑圧された生を生きる「女」の不合理に対する反発から書いたものであったが、制度と闘う積極的な姿勢は見られなかった。片岡哲は『十三夜』の「女」は自ら何かを求める姿を見せず、周りの人として存在し、単に誰かの妻として描写されていると述べている¹⁴。周知のとおりであるが、日本文学で男女関係を表現する「恋愛」や「愛」という言葉は西洋から流入した概念として明治啓蒙家たちによって伝達され普及した新造語である。「love」の訳語であり、「恋愛」という言葉を本格的に使いはじめたのは1880年代に入ってからである。一般的な男女の愛情関係を「恋愛」と称したのは約120年程度にしかならない。北村透谷（1868-1894）と共に近代初期の浪漫主義の代表する作家と呼ばれる一葉であったが、彼女の作品の「女」の「恋」はまだ儒教の制度から脱皮することに精一杯であったようである。写実的な描写を通じて「女」の現実をそのまま反映しながらも、近代的な「恋愛」の主体にはなれなかった。このような限界は一葉の自身にもあったようである。彼女の日記（1896年5月2日付）は、次のように自分の限界について書いている。

¹² 『十三夜』『全集 樋口一葉② 小説短編二』、小学館、1979、156ページ。

¹³ 『十三夜』、前掲書、157ページ。

¹⁴ 片岡哲（1997）「樋口一葉の『十三夜』—現実認識・その甘さの悲劇—」『東横学園女子短期大学女性文化研究所叢書・女性文学の現在』8（3）、1997、11ページ。

我を訪ふ人十人に九人までは、たゞ女子なりといふを喜びて、もの珍しさに集ふ成けり。さればこそ、ことなる事なき反古紙作り出でて、「今清少よ、むらさきよ」とはやし立る。誠は心なしの、いかなる底意ありてともしらず、我をたゞ女子と計見るよりのすさび¹⁵。

日本近代最初の専業女性作家として、西洋の影響を受けた浪漫的な「女」の姿を追求した一葉であったが、周りの評判は女性作家という珍しさが、少なからず作用していたようである。家父長的な制度で呻吟する西鶴と一葉の「女」たちであったが、単に近世の「粹」や「通」の概念として処理するには、西鶴の「女」は能動的に男を選び、「恋」に〈殉死〉している。もちろん、西鶴の場合は「恋」に「好色」という楽天的な概念が入っていて、一葉との違いがある。江戸の西鶴と異なる「明治の新しい国家体制の深層で、孤絶を抱えながら生きる人たち、樋口一葉の作品の主要人物は、ほぼその線で捉えきれられるのではなかろうか」¹⁶ という指摘のように、一葉の文学には明治の悲劇的な生と「恋」があったのである。西鶴と一葉の「女」との差を示す先行研究に次のような見解がある¹⁷。

兎に角一葉の人生観は純日本的現実主義の極点まで行って居た観がある。随て此の極致に於ては近松よりは寧ろ西鶴の楽天的悲観と相通じた所がある。人生観そのものに於ても一葉は、舊き日本の女の到るべき最後を極めたものと至ってよい。

「三従の道」に象徴される儒教的な道徳と倫理が支配する男性中心の社会がつづき、その延長戦の上から一葉が処した人生観を「純日本的現実主義」と述べている。ところが、西鶴文学の「女」が積極的な恋に貫きながらも密通という絆から脱せず、ほとんど悲劇的な結末を迎えたことを「楽天的悲観」とするなら、一葉の「女」が必ずしも悲劇的な結末と「恋」の破綻をもたらしてきたわけではない。一葉には西鶴の「女」に見られなかった自分のアイデンティティを確認しようとする自我獲得の過程があったと思われる。再び、一葉の『十三夜』（1895.12）を引用してみたい。

「親々の言ふ事なれば何の異存を入れられやう、烟草やの録さんにはと思へどそれはほんの子供ごゝろ、先方からも口へ出して言ふた事はなし、此方は猶さら、これは取らぬ夢の様な戀なるを、思ひ切つて仕舞へ、思ひ切つて仕舞へ、あきらめて仕舞うと心を定めて、今の原田へ嫁入りの事には成つたれど、其際までも涙がこぼれて忘れかねた人、私が思ふほどは此人も思ふて、夫れ故の身の破滅かも知れぬ物を、我が此様な

¹⁵ 「みづの上日記」『全集 樋口一葉③ 小説短編三』、小学館、1979、304-305ページ。

¹⁶ 藪禎子（2003）「一葉文学—〈世〉を視座として」『国文学 解釈と鑑賞』68（5）、33ページ。

¹⁷ 相馬御風（1910）「樋口一葉論」『早稲田文学』、引用は『樋口一葉集』（明治文学全集30）、筑摩書房、1972、376ページによる。

丸髷などに、取済したる様な姿をいかばかり面にくゝ思はれるであらう、夢さらさうした楽しらしい身ではなけれども」と阿關は振へつて録之助を見やるに¹⁸、

前述したように社会的制度から逃れようと試みるが、結局、他人の説得に従い、あきらめてしまう。三好行雄は、一葉の「女」は社会的弱者であって、仕方ないと思いながら、悲劇を向かえているという¹⁹。親の命令を拒否できない「三従の道」に従う「女」であった。続く『にごりえ』（1895.9）でもその姿はあまり変わらない。

「それは今の身分に落ぶれたは、根つからいいお客ではないけれども、思ひ合ふたからには仕方がない。年が違をが、子があるがさ、ねへ、さうではないか。(中略) 御遠慮ばかり申してなる物かな。お前は思ひ切りがよすぎるからいけない」²⁰

やがて雁首を奇麗に拭いて一服すってポンとはたき、又すいつけてお高に渡しながら、「気をつけておくれ、店先で言われると人間きが悪いではないか。菊の井のお力は土方の手伝ひを情夫に持つなど、考へ違いをされてもならない。それは昔の夢がたりさ、何の、今は忘れてしまって、源とも七とも思ひ出されぬ。もうその話は止め々」²¹

先ほど紹介した論文において、三好行雄は「一葉は女たちの悲劇を書く。だから、『にごりえ』がそうであり、『三十夜』がそうであったように、一葉文学のリアリティの根拠は悲劇の解決を放棄したところに成立する」と語る²²。彼女の日記から分かるように一葉の「女」における消極的な「恋」は、時代の問題ではなく、一葉個人の問題であったかもしれない。西鶴の「女」は処刑される立場であっても、「恋」のために他の手段は選ばない。専ら自分に忠実であった。一葉の「女」は他人の視線を恐れ、世間を怖がる。自らの限界を認めてあきらめてしまう。一葉に近代の浪漫主義の女流小説家というレッテルがはられてしまったことによって、こうあるべきだという一葉の姿に、誤解が生じてしまうのではないか。その意味で言えば一葉は近代における古き「女」であったと思う。従って、一葉の「女」には西鶴に見られない「悲哀」を感じずにはいられない。

もし命があったなら、一葉は、世に毅然と対峙し得る主体の創出に進み得たのだろうか。「狂氣」と呼ぶまでの激しい恋情念（「うつせみ」）、姦通（「裏紫」）、「われから」のお町が漂わずエロチシズムなど、「性」（エロス）をバネとしてそれを予覚しつつあ

¹⁸ 『十三夜』、前掲書、1979、172-173ページ。

¹⁹ 三好行雄（1980）「一葉と日本近代の低底辺—「にごりえ」を中心に—」『国文学 解釈と教材の研究』25（15）、学灯社、53ページ。

²⁰ 『にごりえ』『全集 樋口一葉② 小説短編二』、小学館、1979、110ページ。

²¹ 『にごりえ』、前掲書、111ページ。

²² 三好行雄（1980）、前掲論文、53ページ。

たようにも推察できるが、今そこに踏み込む準備はない²³。

上の言及でもやはり、夭折した一葉が描いた「女」に「主体の創出」という近代的な自我に対する覚醒がなかったことを論じている。しかし、「恋」をテーマにした一葉の文学に一葉自身の前近代的な思考が投影されたり、「一葉の悲哀はあらゆる日本の女の悲哀の権化であった」という先行研究の指摘などは、一葉文学に登場する人物たちの変化過程に対する分析が不足した点を認めざるを得ない。一葉の、「女」に直面した人生が平凡ではなかったとしても、漸進的に自分を振り返り、恋を勝ち取っていく前向きな方向が存在したと見ている。言い換えれば1894年12月に発表された、『大つごもり』以前の作品においては、『やみ桜』から『やみ夜』までの十一篇の作品まで極論すればそのほとんどが若い男女の悲恋の物語ないしはそれを内包する物語に他ならなかった²⁴ という指摘の通り、『大つごもり』の以前と以後の作品展開の様相は次第に変わりつつあった。

1892年文芸雑誌『武蔵野』に掲載された一葉の処女作である『夜桜』（1892.3）から『大つごもり』が発表される前までの「女」はほとんど悲劇的な結末をもたらす悲恋の物語で結末を迎える。したがって、「主体の創出」に無自覚な「一葉はやはり旧い日本の最後の女であった。彼女は又最後の江戸の女であった²⁵」と言えよう。しかし、一葉が西鶴の影響を受けて書いたという『大つごもり』からの「女」は自分のアイデンティティを探す過程にあったと思う。また、微かに主体的な「恋」に目覚める「女」を捜すことができる。何故なら、一葉の『大つごもり』、『たけくらべ』（1895.1-1896.1）はもちろん、ほぼ同じ時期に発表された『軒もる月』（1895.4）などに触れ、近代的な自我を獲得していく「女」の姿を確認できるからである。

たしかに、『大つごもり』が発表されるまでの一葉の作品は、結末がほとんど曖昧な状態で終わりを結んでいた。

（引出しの分も拜借致し候 石之助）さては放蕩かと人々顔を見合せて、お峰が詮議は無かりき。孝の餘徳は、我れ知らず石之助の罪に成りしか、いやいや知りて序に冠りし罪かも知れず。さらば石之助はお峰が守り本尊なるべし。後の事しりたや²⁶。

「さらば石之助はお峰が守り本尊なるべし。後の事しりたや」という手法に近代小説としての欠点が見つかるが、一葉は悲恋の物語として近代的自我を獲得した「女」を確認することに自信がなく、結論を後に回していたようである。また、『大つごもり』から続く作品に

²³ 藪禎子（2003）「一葉文学—世）を視座として」『國文学 解釈と鑑賞』68（5）、至文堂、40ページ。

²⁴ 山田有策（2003）「『大つごもり』の演劇性」『國文学 解釈と鑑賞』68（5）、至文堂、86ページ。

²⁵ 相馬御風（1910）「樋口一葉論」『早稲田文学』、引用は『樋口一葉集』（明治文学全集30）、筑摩書房、1972、376ページによる。

²⁶ 『大つごもり』『全集 樋口一葉① 小説短編一』、小学館、1979、270-271ページ。

登場する「女」はほとんど美貌に注目される。

「思へばお峰は辛棒もの、あれに酷く当たれば天罰たちどころに、この後は東京廣しといへども、山村の下女になる物はあるまじ。感心なもの、美事の心がけ」と賞めるもあれば、「第一容貌が申分なしだ」と、男は直きにこれを言ひけり²⁷。

「第一容貌が申分なし」という男からの視線は男女の三角関係や緊張感を招くものであり、一葉はこのような前近代的手法や設定を好んでいた。それにしても、下記の先行研究は西鶴の影響を受けた一葉の変身を知ることができる見解として、本研究に意味するところが大きい。

一葉は「大つごもり」を執筆するにあたって西鶴を読みふけり、さまざまな作品からアイデアを借用、援用している。それが「やみ夜」までの作品に色濃くにじみ出ていた王朝物語的色彩をぬぐい去る機能をはたしたことは事実として確認できる²⁸。

『大つごもり』以後の一葉の作品活動は「王朝物語的色彩」が抜けつつ、わずかながら近代的自我を探す少女たちに変化していく。続いて作品分析を通じて『大つごもり』の主人公のお峰は優しい女の子として描かれている。この結末に西鶴の影響を見る論がある。

お峰の犯行が発覚されず、石之助の受取り一枚で処理された結末の、やや前近代的に見られる方法は、一葉の計算のうえで設定された効果的な西鶴の方法だったとおもわれる²⁹。

石之助の設定は単純にお峰を同情することで満足してはいない。作品の末尾の「さらば石之助はお峰が守り本尊なるべし。後の事しりたや。」が意味することは、お峰と石之助の縁の始まりを暗示することではないか。作品のなかで、「第一容貌が申分なしだ」と、「男は直きにこれを言ひけり」は描写と一緒に放蕩した石之助がお峰をそのまま放置するはずがない。もし西鶴なら、お峰と石之助の密通で決着がついたと推測できるが、一葉は描くことができなかった。お峰は優しい「女」の姿で書き終わっている。

1895年1月から翌年1月まで『文学界』に掲載された『たけくらべ』は一ヵ月繰り上げて発表された『大つごもり』に続く秀作として、次のように評価されている。

実際に世に評価を受け始めたのは、訂稿のうえ明治二十九年四月「文藝倶楽部」に一

²⁷ 『大つごもり』、前掲書、256-257ページ。

²⁸ 山田有策（2003）『『大つごもり』の演劇性』『国文学 解釈と鑑賞』68（5）、至文堂、86ページ。

²⁹ 金栄哲（2003）「西鶴の浮世草子と近代『大つごもり』の場合」『文明』1、東海大学文明研究所、49ページ。

掲掲載され、森鷗外、斎藤緑雨、幸田露伴らによる「三人冗語」に激賞を受けてからその名声があがったことは周知のとおりである³⁰。

『閨桜』の書評に「女西鶴」という破格的な称賛を受けた一葉であったが、『大つごもり』が発表される前までほぼ無名に近かった。そして『たけくらべ』によって、世の中に一葉の名前を刻むようになったのである。『たけくらべ』は以下の指摘のように、一葉の実際の経験が作品の素材になった。

一葉は明治二十六年七月から約十ヵ月間、下谷龍泉寺にて荒物と駄菓子屋を営み、店に出入りする子供たちの会話や動向を観察したと思え、繊細な心理分析まで緻密に写實的に描写されたのは、この時の体験が礎材になったものと考えられる³¹。

西鶴の影響を受けた「王朝物語的色彩」が抜けたことを、「繊細な心理分析まで緻密に写實的に描写」されたという作風の変化として受け止めてよい。また、吉原を舞台背景として、遊女に成長していく過程を描いたものに西鶴と直接的な影響関係がないとしても、遊郭の風俗や苦悩を描いた素材は西鶴と類似した部分である。『大つごもり』のお峰には自我獲得や近代的女性としてのアイデンティティが見られなかったが、『たけくらべ』の美登利は、少女から「女」に成長していく過程があらわれ、「繊細な心理分析」が読み取れる。「廊のなかに生きることを余儀なくされた美登利にとって、残酷なかたちで子供の時間を奪われることに変りはない³²」という指摘の通り、すでに彼女の運命は娼婦の道で定められてしまった。自分の運命を「孝行」に昇華させようとする美登利の決心は、自分の運命を認識していたと言えよう。

龍華寺の信如が我が宗の修業の庭に立出る風説をも、美登利は絶えて聞かざりき。ありし意地をばそのまゝに封じ込めて、此處しばらくの怪しの現象に、我れを我れとも思はれず、唯何事も恥かしようのみありけるに、或る霜の朝、水仙の作り花を格子門の外よりさし入れ置きし者のありけり。誰れの仕業と知るよし無けれど、美登利は何ゆゑとなく懐かしき思ひにて、違ひ棚の一輪ざしに入れて、淋しく清き姿をめでのけるが³³、

『大つごもり』のお峰の運命が曖昧に終わっていたことに対して、確かに美登利は娼妓としての自分の運命を自覚しており、お峰より成長した「女」である。信如がさし入れておいた水仙花に「何ゆゑとなく懐かしき思ひにて、違ひ棚の一輪ざしに入れて、淋しく清き姿

³⁰ 朴那美 (2003) 『『たけくらべ』』『国文学 解釈と鑑賞』68 (5)、至文堂、90ページ。

³¹ 朴那美 (2003)、前掲論文、90ページ。

³² 上杉省和 (1988) 「美登利の変貌—『たけくらべ』の世界—」『文学』56 (7)、岩波書店、48ページ。

³³ 『たけくらべ』『全集 樋口一葉② 小説短編一』、小学館、1979、59ページ。

をめでける」美登利の心に「恋」が芽生えはじめたと言えよう。ここに「恋」についての西鶴との違いがあり、ようやく近代的「恋愛」が現れていたのではないだろうか。西鶴の作品の中に「恋」に積極的な女性の姿を見出すことによって、近代的女性の在り方に気づきはじめていたのであろう。西鶴の「女」が「恋」に〈狂死〉していたとすれば、一葉は「少女」から「女性」へ、また「母」に成長していく人物を書き上げていた。続く『軒もる月』のお袖はお峰や美登利と同様に注目される美貌の「女」である。しかし、お袖は夫と子供を持つ「女」であった。さらにお袖は周りの男によって定められた自分の運命に従わず、母親としての「女」を選択する。

女子はあたりを見廻して高く笑ひぬ。その身の影を顧り見て高く笑ひぬ。「殿、我良人、我子、これや何者」とて高く笑ひぬ。目の前に散乱れたる文をあげて、「やよ殿、今ぞ別れまいらするなり」とて、目元に宿れる露もなく、思ひ切りたる決心の色もなく、微笑の面に手もふるへで、一通二通八九通、残りなく寸断に為し終りて、熾にもえ立つ炭火の中へ打込みつ打込みつ、からは灰にあとも止めず、煙りは空に棚引き消ゆるを、「うれしや、我執着も残らざりけるよ」と打眺むれば、月やもりくる軒ばに風のおと清し³⁴。

男から不倫を勧められる手紙を目の前において、お袖は「高く笑ひぬ」。結局、母親としての主体的な生を選んだ「女」と読み取れる。自分の運命に対する回避ではなく、母親としての「女性」の道を選んだのである。『大つごもり』から、自分の運命を自覚していく「女」の変化は徐々に見えている。近代的な意味の「恋愛」に目覚めていく、「女」から「女性」に変わっていく姿があったのではないだろうか。西鶴からの影響を受けながら、一年足らずの短い「奇跡の期間」の間、前近代的「女」から近代的「女性」に目覚めていく一葉の小説的手法が真に〈奇跡〉であったと思われる。

おわりに

近世文学の西鶴と近代文学の一葉を比較するのは根本的な文学の性格が異なり、その他にも時代的ジャンルの差による問題点を抱えており、その接点を見いだすことが容易ではない。しかし、一葉が「女西鶴」と呼ばれただけに、一葉に西鶴の影響を認める先行研究を複数確認することができており、先行研究では文体や素材にわたって分析されてきた。本研究は西鶴と一葉がそれぞれ「女」の生と「恋」をテーマにした作品の共通点を見つけ出し、比較分析したものである。西鶴と一葉は庶民出身の作家として庶民階層または遊郭を背景に作品を書いた作家である。近世と近代の違った時代を生きていたが、社会制度の

³⁴ 『軒もる月』『樋口一葉集 明治文学全集30』、筑摩書房、1972、106ページ。

中で制限された人生を生きなければならない悲劇のヒロインという共通したキーワードを持っている。作品に登場する「女」たちは、儒教的な制度で自由な「恋」をすることは容易でなかった。本論で言及したように、むしろ近代初期浪漫主義の「女性」よりも、西鶴が住んでいた時代の密通法は死刑まで直面する厳格な環境で恋しなければならなかった。ただし、西鶴の作品は男色が共存する男性中心の世界であった。両者は性別が異なるということもあつたが、一葉が描いた「女」の「恋」は消極的で悲劇的な結末で終わるものがほとんどである。むしろ西鶴の作品では、男の視線を排除して比較すれば、「恋」に限っては能動的であり、主体的であったと言えるかもしれない。

西鶴の「女」たちが命をかけて密通していたのとは違い、一葉の場合は、なかなか家父長的な男性中心社会の制度で愛を勝ち取る積極的な「女」ではなかった。しかし、一葉の「女」は必ず悲劇的な「恋」の破綻を迎えたとは言い切れない。一葉は近代的個人としての自我を探そうとする動きが見え始めたと言える。西鶴の「女」に見られなかった自分のアイデンティティを確認する自我獲得の過程が、一葉文学にあらわれていることが見られる。時代の違いから言えば、あまりにも当然の話になってしまうが、一葉が西鶴の影響を受けて書いた『大つごもり』からの「女」は、本人の自我を探す過程でもあったと言えるのではないだろうか。近代的女性像から離れた西鶴の「女」から「恋」の積極性を学び、微かに主体的な「恋愛」に目覚め始める「女」たちを捜すことに本稿の意義がある。

参考文献

テキスト

- 『本朝二十不孝』、岩波書店、1963、52ページ。
 『軒もる月』『樋口一葉集 明治文学全集30』、筑摩書房、1972、106ページ。
 『大つごもり』『全集 樋口一葉① 小説短編一』、小学館、1979、256-257ページ、270-271ページ。
 『たけくらべ』『全集 樋口一葉② 小説短編一』、小学館、1979、59ページ。
 『にごりえ』『全集 樋口一葉② 小説短編二』、小学館、1979、110ページ、111ページ。
 『十三夜』『全集 樋口一葉② 小説短編二』、小学館、1979、172-173ページ、156ページ、157ページ。
 『みづの上日記』『全集 樋口一葉③ 小説短編三』、小学館、1979、304-305ページ。
 『好色五人女』『新編日本古典文学全集67』、小学館、1996、110-111ページ、387-388ページ。

論文

- 相馬御風 (1910) 「樋口一葉論」『早稲田文学』（『樋口一葉集』明治文学全集30、筑摩書房、1972）376ページ。
 石丸久 (1973) 「樋口一葉と西鶴—西鶴・近世小説の源流（特集）—」『国文学解釈と鑑賞』38（4）、至文堂、122-125ページ。
 竹野静雄 (1980) 『近代文学と西鶴』（新典社研究叢書2）、新典社、119ページ。
 三好行雄 (1980) 「一葉と日本近代の低底辺—「にごりえ」を中心に—」『国文学 解釈と教材の研究』25（15）、学灯社、53ページ。
 上杉省和 (1988) 「美登利の変貌—『たけくらべ』の世界—」『文学』56（7）、岩波書店、48ページ。
 白倉一由 (1990) 「『好色五人女』の主題」『日本文芸論集』21、山梨英和短期大学国文学会、6ページ。

- (1993) 「西鶴文芸と一葉文芸—「大つごもり」論—」『日本文芸学』(30)、桜楓社、62-75ページ。
- 片岡哲 (1997) 「樋口一葉の「十三夜」—現実認識・その甘さの悲劇—」『東横学園女短期大学女性文化研究所叢書・女性文学の現在』 8 (3)、1997、11ページ。
- 金栄哲 (2003) 「西鶴の浮世草子と近代『大つごもり』の場合」『文明』 1、東海大学文明研究所、49ページ。
- 朴那美 (2003) 「『たけくらべ』」『国文学 解釈と鑑賞』 68 (5)、至文堂、90ページ。
- 山田有策 (2003) 「『大つごもり』の演劇性」『国文学 解釈と鑑賞』 68 (5)、至文堂、86ページ。
- 藪禎子 (2003) 「一葉文学—〈世〉を視座として」『国文学 解釈と鑑賞』 68 (5)、至文堂、33ページ、40ページ。
- 水谷隆之 (2006) 「西鶴『好色物』の女人像」『国文学 解釈と鑑賞』 71 (12)、至文堂、133ページ。

福岡における釜山からの大学生インターンシップ 受け入れの現状と課題¹

The Current State and Problems of an Internship Program
between Busan, South Korea and Fukuoka, Japan

鄭 有 景²

JEONG Yukyong

Abstract

The present study focuses on an internship program for sending university students from Busan, South Korea, to Fukuoka, Japan, set against the backdrop and current state of such internship programs in South Korea. It clarifies both the current state of the receiver side and the significance and tasks of the accepting side.

Internship programs have been promoted for university students in South Korea as a potential solution for the country's job shortage and unemployment problems amid prolonged economic recession. As a case study, the author interviewed personnel in charge of local government administration and universities, and people who had participated in the Busan-to-Fukuoka internship program. The responses illustrated the current state of the internship program and showed related problems and challenges.

The current state of the Busan-to-Fukuoka internship program was divided into viewpoints of international exchange and of employment. The viewpoint of international exchange is pertinent to human resources training over the long run, in that these human resources may serve as a bridge between South Korea and Japan. Such a view also expects to positively impact building of good relations between the two countries.

From the viewpoint of employment, trainees have strong expectations of their employers for the internship. Conversely, there are systemic deficiencies on the accepting side in developing the program and with tasks such as managing trainees. Companies generally accept trainees from abroad as a form of social contribution and to improve international understanding as part of employee development. Consequently, it was found that a difference in perspective toward the internship program exists between the two sides.

Internships can be seen as promoting an environment in which Japanese and overseas

¹ 本論文は、2015年度九州経済調査協会「地域研究助成・顕彰事業」による研究調査の報告書（鄭有景・花松泰倫・山田良介「九州における韓国からの大学生インターンシップ受け入れに関する実態調査—釜山・福岡間での取り組みを中心に—」）をもとに作成したものである。

² 九州大学持続可能な社会のための決断科学センター・助教。

employees can work together effectively. They also have significance as a “trial period” that can help reduce the risk of turnover due to mismatch of the workplace environment and the employee.

To expand the internship program in the future, a system needs to be developed that will provide a variety of programs offered by industry, academia, and government. It would also be desirable to provide a variety of programs tailored to the different objectives and needs of the sending and accepting sides.

要 旨

本稿は、釜山から福岡に送り出すインターンシップ事業に焦点をあて、韓国における大学生インターンシップ制度の背景や現状を踏まえ、受け入れ側の現状と意義、課題を明らかにしたものである。

韓国における大学生インターンシップは、長引く経済不況の中で大学生の就職難や失業率の問題を解決するために推進されてきた。具体的な事例として、釜山から福岡に送り出す大学生インターンシップ事業に関わる行政や大学の担当者、インターンシップ経験者の大学生、受け入れ企業側の担当者の意見を広く聞き、実態把握を行った。両地域間のインターンシップの実態について、大きく「国際交流」と「就業」の観点から整理を行った。まず、「国際交流」の観点では、将来的には日本と韓国の架け橋となる人材養成の意義があり、良好な日韓関係の構築にも影響を与えると期待されている。「就業」の観点の場合、送り出す側の就業を視野に入れたインターンシップへのニーズは多いが、受け入れ側の体制が不備なところもあり、インターンシップを巡る両者の隔たりが生じていることが浮き彫りになった。

今後インターンシップが拡大するためには、産学官による多様なプログラムを提供する体制づくりを整えていく必要があると、送り出す側や受け入れる側のそれぞれの目的やニーズに合わせた多様なプログラムを提供することが望まれる。

はじめに

グローバル化やボーダレス化が言われて久しい現在、日本の中で北東アジアに最も隣接している九州は、これらの地域との間で物的・人的交流を活発に展開してきた。その中でも玄界灘を挟んだ福岡と釜山をはじめとする韓国南部地域とはこれまでも交流が積み重ねられており、2008年には「超広域経済圏」構想³の共同宣言を行い、その実現が目指されている。この構想の中では大学生インターンシップを活用した人的交流および人材養成の推進が含まれていることにもみられるように、今後は日本・韓国という国家の枠を超えて、グローバル時代に対応できる人材を共に育成していく必要があるであろう。

このような問題関心に基づき、今回の調査では釜山と福岡を中心に韓国の大学生インター

³ 姉妹都市である福岡・釜山両市が、国境を越えた地域連携のモデルとして一つの経済圏を目指す構想。九州と韓国南東部（釜山、蔚山両市と慶尚南道）の経済交流の先導的役割を果たすため、協力事業を推進する。2008年3月、釜山市の許南植（ホ・ナムシク）元市長が提案し、同年10月に両市が福岡・釜山経済協力協議会を設立した。西日本新聞 <http://www.nishinippon.co.jp/wordbox/article/3755>を参照（2016年6月30日閲覧）。

ンシップの派遣とその受け入れに関する実態調査をおこなった。インターンシップとは一般的に特定の職業の経験を積むために、企業や組織において労働に従事する活動のことを指しているが、インターンシップの意味合いや実態は一言で語りにくい。インターンシップの期間や形態は職種や参加者の動機および受け入れ体制などによって異なるからである。そのため、今回の調査では、インターンシップを推進する主体や目的、実績などについて整理を行った。特に重点を置いたのは、実際にインターンシップ事業に携わっている関係者の意見を広く聞くことである。この作業を通して公開されている資料では把握できないインターンシップの現状や意義あるいは課題を明らかにすることに努めた。

以下、第Ⅰ節では、大学生インターンシップを送り出す側と受け入れる側である韓国と日本でインターンシップをどのように捉えているのかについて先行研究をもとに整理を行う。すなわち、両国におけるインターンシップに対する認識を把握することによって、本稿で検証する釜山と福岡間のインターンシップ事業の現状と課題との関連性を問う手がかりとなるであろう。

第Ⅱ節では、韓国で大学生の海外インターンシップが推進されるようになった背景を論じる。第Ⅲ節においては、海外インターンシップ事業に関する韓国政府、釜山市そして釜山にある大学の取り組みをそれぞれ紹介する。第Ⅳ節においては釜山から福岡へ派遣されているインターンシップ事業の現状について、派遣する側と受け入れる側の双方の視点から整理し、その現状や特徴などを述べる。最後に日韓におけるインターンシップ事業の意義や課題に関して人的交流や人材養成の観点から私見を述べる。

Ⅰ. 日韓におけるインターンシップの概念と捉え方

日韓両国において、インターンシップはどのような背景で登場し、どのように捉えられているのか。これらに関して本節で述べておこう。

インターンシップとは学校ではなく現場で得られる経験を指し、一般的に職業体験・職業教育を目的とするものである。日本と韓国の大学では、大学講義の単位が認められる活動としてインターンシップが用いられることが多い。

韓国では、2000年代に入って韓国政府によるインターンシップ事業が施行されるようになった。次節で詳細な背景について述べるが、政府の事業によるインターンシップは大学生の就業率を向上させるための失業対策としての傾向があり、人材養成の意義を持った社会的貢献や優秀な人材確保を図る企業側の観点とは異なる。韓国における大学生の就業問題を解決する手段の一つとしてインターンシップを捉えているいくつかの先行研究を紹介する。

例えば、リ・ファンウォン (2011)⁴ は、海外インターンシップに参加した経験のある大

⁴ 이황원 (2011) 「글로벌 인재 양성을 위한 대학생 해외인턴십의 성공요인 분석」 『The Korean Journal of Human Resource Development』 13 (1), No.1, pp.141-142.

学生に対する実証分析を通して、大学生インターンシップの成功要因を論じている。この研究では、インターンシップ後に就業につながったのが成功の判断となる要素として捉えられている。

キン・ヨンギユ (2008)⁵ は、同じくインターンシップに参加した大学生を対象に実証的な分析を行い、インターンシッププログラムの問題点を明らかにした。これを通して、効率的なインターンシップ運用のあり方や就業率を向上させるための方案を提示している。

上記の先行研究では、韓国における大学生の就職問題を解決するために登場したインターンシップがどのように運用され、就職率の向上に活用されているのかが論じられている。インターンシップの活用が就職にどのような効果を与えているのかが論点となる。

次に、日本においてインターンシップはどのような背景で登場し、捉えられているのかに関して述べておく。

日本では、1997年1月に打ち出された教育改革プログラムの中でインターンシップの総合的な推進が謳われ、同年の5月に「経済構造の変革と創造のための行動計画」が閣議決定され、その中に産学連携による人材育成策としてインターンシップの推進が盛り込まれたのがインターンシップ導入の始まりである⁶。それから、フリーターやニートが出現するようになった世相や若年者雇用問題に対処するために、日本政府は「若者自立・挑戦プラン」を打ち出し、小中学校で職場体験型のインターンシップを実施するほか、文部科学省は、大学院生を対象にした長期実践型インターンシップを実施するなど、インターンシップが推進されている⁷。日本の場合、インターンシップが盛んに行われるようになったのは2000年頃からであり、インターンシップを実施する企業と学生の数は増え続けてきた。その背景には、職業体験によるニート・フリーター対策などを含めた国や大学での推進強化の影響や企業側における採用活動の強化の側面がある⁸。

以上、韓国と日本におけるインターンシップ制度の導入の背景に関して検討をおこなった。その背景の要因として、大学生の就業体験を支援するという趣旨は共通しているが、韓国の場合は不況が続く中で、就職難を解決するという目的が強い反面、日本の場合はニートやフリーターの登場のような社会的背景の中で、大学生を自立させる手段としてインターンシップが推進されている傾向にある。すなわち、より多様な職業体験を通して、大学生自身が職業観を設定できるように手助けするのである。このように、日韓両国におけるインターンシップをめぐる認識には違いがあると考えられる。

近年、韓国では海外に送り出すインターンシップ事業が活発に行われ、日本に大学生を送り出すことも増えてきた。そこで、本稿においては、韓国から日本に送り出すインター

⁵ 김영규 (2008) 「해외인턴십을 활용한 지방 4년제 대학 여성인력의 취업 활성화 방안」 『관광연구』 22 (4), pp.328-329.

⁶ 高良和武監修・石田宏之・大田和男・古閑博美・田中宣秀 (2007) 『インターンシップとキャリアー産学連携教育の実証的研究一』 学文社、16ページ。

⁷ 前掲載、高良和武監修・石田宏之・大田和男・古閑博美・田中宣秀 (2007)、17ページ。

⁸ 石渡嶺司 『就活のパカヤロー：企業・大学・学生が演じる茶番劇』 光文社、198～199ページ。

ンシップ事業の現状を通して、それぞれの国でインターンシップに対する認識の食い違いが生じる中で、インターンシップが実際にどのように運用されているのかを把握し、問題点と課題を提示することを目的とする。

II. 韓国における海外への大学生インターンシップ派遣の背景

近年、韓国では中央政府や地方自治体、大学の取り組みによる海外インターンシップ事業が推進されている。その背景には韓国における若者の就職難や失業率の問題がある。韓国社会における若者の就職問題は最近の出来事ではなく、韓国経済そのものに内在する構造的な問題に起因するものだと考えられる。1997年のアジア通貨危機によって韓国が経済危機に陥ると、非正規労働者の増加が問題となった。さらに、2008年に本格化したグローバル金融危機は韓国における非正規労働者問題をより深刻化させた。世界的な不況の中で韓国の多くの企業は非正規労働者や任期付きの不安定な雇用を増やしたのである。

表1は韓国統計庁が発表した「2015年12月及び年間雇用動向」の中で、年齢別失業率を表したものである。15～19歳、20～29歳の年齢層における失業率が目立っている。このように、韓国の大学生の就職難は深刻な社会問題として浮かび上がってきたのである。

表1 韓国の年齢別失業率⁹

(単位%)

	全体失業率	15～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
2011	3.4	10.8	7.4	3.4	2.1	2.1	2.6
2012	3.2	8.8	7.5	3.0	2.0	2.1	2.4
2013	3.1	10.3	7.9	3.0	2.0	1.9	1.8
2014	3.5	9.2	9.0	3.1	2.2	2.2	2.3
2015	3.6	10.6	9.1	3.1	2.3	2.4	2.5

韓国における大学生の就職問題が深刻化する中で、とくに地方大学出身の学生を巡る就職問題はより厳しい状況である。韓国では首都圏と地方大学の格差が大きく、学歴社会の韓国においては、地方大学の卒業生が大手企業に就職することは非常に困難であると言われている。そして、韓国の場合、新卒採用や一括採用の形態はあまり浸透しておらず、卒業後も大企業や公務員を目指して何年も就職活動を続ける傾向がある。そのため、いわゆる就業準備生¹⁰の比率も上がってきている。

厳しい就職難の中で、韓国では大学生になると「スペック積み上げ」を意識するように

⁹ 韓国統計庁「2015年12月及び年間雇用動向」に基づいて作成。

¹⁰ 就業準備生とは、未就業状態にある大卒の若年層を指す。あるいは、表1に出てくる若年失業者に加え、本当は就職したいができないため、大学院に進学したり意図的に留年し、公務員試験や資格取得を目指したりする人たちを指す。

日本商工会議所ニュースライン <http://www.jcci.or.jp/news/2015/0610150238.html> を参照 (2016年6月30日閲覧)。

なる。韓国の大学生がよく見るウェブサイトには「スペック積み上げ」に関するノウハウ・情報があふれている。ここでスペックとは、仕様書を意味する specification に由来する外来語で、「求職者の学歴、学点（大学の単位）、TOEIC スコアなどをまとめて指す言葉」として、2004年に韓国の国立国語院が新言として認定したのである¹¹。韓国では就職活動でアピールする能力や経歴は「スペック」と呼ばれているが、海外留学やインターンシップなどのキャリアを積むことも「スペック」において不可欠な要素であるとみなされている。特に、インターンシップの経歴は正社員の就職につながることも少なくないため重要視されている。

このように、海外インターンシップが推進されるようになった背景には、韓国における大学生の厳しい就職環境や地方大学出身の学生の就職率の低迷があると指摘できる。そのゆえ、次節で述べるように大学生の就職率を向上させるために、韓国政府、地方自治体、そして大学は学生の海外インターンシップや海外就職の支援に力を入れている。

Ⅲ. 韓国における大学生の海外インターンシップ事業の取り組み

本節においては韓国政府、釜山市、そして釜山にある大学による海外インターンシップ事業の取り組みについてそれぞれ紹介する。

1. 韓国政府による海外インターンシップ事業の取り組み

韓国政府による海外インターンシップ推進の取り組みは2008年から2013年までの李明博政権から始まった。同政権が打ち出した「グローバル青年リーダー10万人養成計画」は、若者の就業先を世界へと拡大し、グローバル人材養成を通じた国家競争力を強化するために推進された政策である。韓国政府の雇用労働部、教育部、外交部が主体となり、海外インターンシップなどの機会を提供し10万人のグローバル人材養成及び海外就業5万人を目標としたものである。

現在の朴槿恵政権も、同様に若者の失業問題を解決するために海外インターンシップおよび海外就業を政策として掲げている。若者の海外インターンシップや海外就業などに関する事業は「K-Move school」と呼ばれている。この事業は、韓国雇用労働部と産業人力公団が主体となり、派遣先国家別に分野を特定して学生を派遣する形をとっている。たとえば、アメリカではデザイン分野、日本ではIT分野などがあげられる。

この事業では、政府が大学などの高等教育機関を対象に公募をおこない、採択された教育機関が韓国内での事前研修から海外インターンシップ及び就業までのプログラムを自主的に運用する。韓国政府は、この事業による支援を2016年度に拡大し、派遣国や職種などを多様化させる予定である¹²。

¹¹ 岩瀬秀樹（2013）『韓国のグローバル人材育成力—超競争社会の真実』講談社現代新書、130ページ。

次に、韓国の地方大学を支援する取り組みを紹介しておこう。先に述べたように、韓国の地方大学は財政難や卒業者の就職問題などで厳しい状況にある。さらに、少子化問題が進む韓国では、大学に入学する人口が今後減少していくと見込まれている中で、地方の2年制および4年制の大学は入学定員を満たさない現象がすでに起きている。

このような地方大学の状況を踏まえて登場したのが「地方大学特性化事業」である。CK-1 (University for Creative Korea) と呼ばれるこの事業は、各大学の発展計画の中で比較優位にある分野を設定し、資源をそこに集中することで、現場から望まれる産業分野別の人材を養成し、大学の競争力を高めることを目的としている。

2014年度に始まったこの事業は5年間続く予定であり、2014年度は108カ所（地方80カ所、首都圏28カ所）の大学が採択され、地方の大学には2,031億ウォンが支援された。事業形態は「大学自律型（大学が自律的に事業育成）」、「国家支援型（人文・社会・自然・芸術系・国際化分野を支援）」、「地域戦略型（地域産業との連携）」に分かれている。この事業に採択された地方大学では、プログラムに海外インターンシップを取り入れているケースがある。その事例については次節で紹介する。

2. 釜山市における海外インターンシップ事業

釜山市では2004年に「釜山地域青年失業解消の方案 (Busan New Job Plan)」が立案され、「海外インターン就業支援事業」が推進されることになった。この事業は、若者の失業問題を解決するために釜山市が韓国内で初めて取り組んだものである。釜山に居住する大学卒業予定者（卒業後2年以内の者）を対象にしており、2004年から2013年まで63カ国に約5,600人の学生が派遣され、約198億ウォンの釜山市の予算が割り当てられた。この事業は釜山市に所在する大学を通して学生が応募する形になっている。表2はこの事業実績を表している。

表2 釜山市海外インターン就業支援事業の国家別派遣の実績¹³

派遣国	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	合計
中国	360	368	317	217	165	160	127	87	51	41	1,893
日本	59	16	72	133	163	113	86	72	67	56	837
米国	2	0	30	31	51	87	61	87	82	78	509
ベトナム	6	20	54	71	61	67	48	43	21	22	413

釜山市にある東西大学は、参加した大学の中で一番多く学生を海外に派遣している（2004年から2013年まで延べ830人）。ここでは、東西大学の事例を通して釜山市の海外インターン

¹² Campus Job Joy インターネットニュース「青年海外就業支援事業 K-Move, 来年は今年より支援を拡大する」(2015年12月31日付) http://www.jobnjoy.com/portal/jobnews/plan_explan_view.jsp?nidx=128503&depth1=1&depth2=1&depth3=1を参照（2016年6月30日閲覧）。

¹³ 「釜山市海外インターン就業支援事業」の2004年から2013年までの国家別派遣実績のデータに基づいて作成。

ンシップ事業の取り組みの現状について述べる¹⁴。

表2で見るように、海外の派遣国の中、中国には一番多く学生を派遣していた。ただし、派遣学生数は次第に減少していった。その背景には、中国での派遣先は韓国企業の現地法人の場合が多いが、2008年以後にはグローバル金融危機によって現地法人の撤退が相次いだことや、中国政府の規制によりビザ取得が困難になったことなどがある。また、中国はインターンシップの後、就業ビザの取得が厳しいため、就業へつながることは難しいという。

日本への派遣者数の推移は2008年をピークに減少に向かった。2008年のグローバル金融危機、2011年の東日本大震災及び福島原発事故が減少の要因であると考えられる。日本への派遣は、ホテルや旅館などサービス業が多く占めているが、高度な日本語能力を要求されないため、他分野よりは比較的に派遣するのは容易だという。しかし、中国と同じく、日本もインターンシップの後、就業ビザを取得することが厳しいので、就業までつながることは難しいのが現状である。ただし、IT技術者に対する技術ビザの取得は比較的に容易なので、この分野のインターンシップは、その後の就業につながる比率が高いという。東西大学としては、今後も韓国政府や釜山市の海外インターンシップ事業を活用し、派遣国や分野を多様化していく方針である。

2014年まで続いた釜山市のこの事業は、2015年度からは「釜山市中小企業青年インターン事業」という釜山地域の企業での就業を目的としていた事業と統合され、「釜山市青年就業インターン事業」(仮称)となった。釜山市は今後も釜山地域の若者の失業率を解消するために、海外インターンシップと海外就業を進めていく予定である。

3. 釜山の大学による海外インターンシップへの取り組み

釜山市の大学の場合、これまで紹介した公募型事業以外に、大学の自主財源による海外インターンシップも推進している。

例えば、東西大学の場合、国及び釜山市の海外インターンシップ事業で派遣できなかった学生を対象に大学の予算による独自の海外インターンシップのプログラムを運用している¹⁵。また、釜慶大学も大学予算で海外インターンシップを行っているが、派遣先はシンガポールやカナダなど英語圏が多く、日本の場合は英語圏でないため希望する学生はごく僅かであるという。学生自身のキャリアアップや海外経験としてインターンシップに参加するケースが多く、インターンシップは単位として認定されるため、単位取得を目的に派遣事業に応募する学生もいる。そのため、海外での就業へつながるケースは少ないという¹⁶。

2年制の専門大学である慶南情報大学の場合¹⁷、約370カ所の海外企業と協定を結び、飲食、福祉関係、美容、ホテルなど海外のサービス業へ学生を派遣している。また、海外研

¹⁴ 東西大学海外就業支援チームの担当者に対するインタビュー調査に基づく(2015年11月27日実施)。

¹⁵ 同上。

¹⁶ 釜慶大学国際交流本部国際交流チームの担当者に対するインタビュー調査に基づく(2015年11月25日実施)。

修を通した学生のグローバル意識の涵養や海外就業につなげるための職業教育に力を注いでいる。

IV. 釜山から福岡への大学生インターンシップ派遣の現状

本節では、釜山から福岡への大学生インターンシップ派遣事業に関して国際交流の観点からのインターンシップ事業と、就業の観点からのインターンシップ事業に区分しそれぞれの現状について明らかにする。

1. 国際交流の観点からのインターンシップ事業の取り組み

福岡市と釜山市は、1989年10月に行政交流都市締結を結び、さらに2007年2月には姉妹都市締結を結んでおり、行政・経済・文化・人的交流などで関係を深めている。

このような福岡・釜山間における人的交流や人材養成の取り組みとして釜山から福岡への大学生インターンシップ派遣事業が行われている¹⁸。現在は釜山国際交流財団と福岡市国際部がこの事業の窓口になっている。

事業の流れは、釜山国際交流財団を通して募集を行い、毎年7月に12名程度の学生が派遣される。期間は2週間である。この事業はインターンシップだけでなく福岡市の施設見学や文化体験なども含まれている。実際のインターンシップは5日間である。インターンシップに従事する際には日本語能力が問われるので、日本語や日本文化など日本関連のことを専門にする学生の参加が多い。

福岡市は2008年にまず友好都市である中国の広州市から大学生インターンシップ受け入れを開始し、翌年に釜山市から大学生インターンシップの受け入れを始めた。福岡側の事業名称は「福岡－広州－釜山インターンシップ交流事業」である。釜山の学生とともに日本語を学ぶ広州の大学の学生も12名程度参加する。

インターンシップ受け入れ企業および団体は、福岡市役所以外には福岡市で活動しているマスコミや運輸、旅行、さらには港湾関係などであり、各受け入れ先に中国の学生と韓国の学生それぞれ1名ずつ派遣されることが多い。

今回の調査では、2015年度の7月に学生を受け入れた5つの企業・団体の担当者に対してインタビュー調査をおこなった。プログラムは受け入れ先の判断で組み立てられるが、

¹⁷ 慶南情報大学国際交流センターの海外インターンシップ・就業担当者に対するインタビュー調査に基づく（2015年12月28日実施）。韓国における専門大学とは、高等教育機関の一つで、技術と職業実務に重点を置く教育機関であり、教育期間は通常2年間である。

¹⁸ 釜山市による福岡市への大学生インターンシップ派遣事業に関する記述は、釜山国際交流財団交流協力チームの担当者に対するインタビュー調査（2015年11月27日実施）および釜山国際交流財団「2014年度釜山国際交流財団活動成果」に基づく。福岡市側の「福岡－広州－釜山インターンシップ交流事業」についての記述は、福岡市役所国際部の担当者に対するインタビュー調査（2015年12月3日実施）および「福岡市姉妹都市委員会」のブログ <http://fukuokasistercities.blogspot.jp/>）に基づく（2016年6月30日閲覧）。

インターンシップが短期間なので学生に満足してもらえるようにそれぞれ工夫をこらしていた。例えば、あるマスコミ業界の受け入れ先では、報道部が学生を受け入れて実際に取材に同行することでマスコミの仕事を理解してもらうように努めている。また、旅行業界の受け入れ先では実際に海外からの観光客の受け入れ業務を体験するといった内容が盛り込まれていた。それぞれの企業・団体では昼食や夕食を一緒にとるなど、学生との交流機会をできるだけ確保しようとする配慮も加えられていた。そのため、事業終了後も連絡を取り合うケースもある。

学生を受け入れる理由のほとんどは企業の社会的責任に基づくものであり、このインターンシップが実際の就業につながっているわけではない。しかし、この事業を通じて受け入れる側の異文化理解が促進されたり、異なる視点からの意見が社員の刺激になったりするといったメリットも指摘された。これまで大きなトラブルもなく、いずれの企業・団体も今後も学生を受け入れていく予定であるという。

実際にインターンシップに参加した釜山の大学生は、インターンシップでの経験は大変有意義であり、良い経験になったという¹⁹。普段、経験できない日本の企業文化や業務に接することができ、学生の満足度は高いようである。ただし、インターンシップが短期間であるため、その内容は体験的な要素が強く、専門的な技能を習得するところまでには至らないという意見もだされた。

しかし、釜山から参加した学生の中にはこのインターンシップをきっかけに日本とかかわりのある仕事につきたいと希望するケースもあった。このプログラムは国際交流及び人材養成の意味が大きい。直接就業にはつながらないが、長期的な観点から日本と韓国の架け橋になる人材養成を共同でおこなおうとする点において意義深い取り組みであるといえる。

2. 就業の観点からのインターンシップ事業の取り組み

海外インターンシップの派遣の際には、現地の言葉での意思疎通の能力が問われる。そのため、日本へのインターンシップ派遣は日本語を習得している学生の参加率が高い。ここでは先ず、釜山の大学の日本関連学部における日本でのインターンシップの取り組みに関する現状を紹介する²⁰。

釜慶大学日語日文学部と釜山外国語大学日本語創意融合学部は、2014年に「地方大学特性化事業」(CK-1) に選ばれている。釜慶大学は、その事業として同年9月にMICE²¹ 人材

¹⁹ 釜山国際交流財団主催「釜山-日本(福岡)グローバルインターンシップ」に参加した釜山の大学生3人に対するインタビュー調査に基づく(2015年11月26日、2015年12月28日実施)。

²⁰ 以下の記述は、釜慶大学 Global ECO-MICE 事業団の担当者、釜山外国語大学日本語創意融合学部の担当教員、慶南情報大学国際交流センターの海外インターンシップ・就業担当者へのインタビュー調査に基づく(2015年11月25日、26日、12月28日実施)。

²¹ MICE とは、企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称である。

養成事業団（Glocal ECO-MICE 事業団）を発足した。この事業団は日本語や中国語、新聞放送（マスメディア関連）の学部が共同で運用しており、プログラムのカリキュラムには日本だけに限らず、中国やシンガポールなども活動のフィールドになっている。MICE の推進は、釜山市の施策の一つであり、学生は福岡市の MICE 政策課や MICE 関連施設の視察見学にも参加している。

この事業のプログラムには国内外でのインターンシップをカリキュラムに盛り込んでいる。日本語を駆使する学生の場合、日本でのインターンシップを希望する傾向にあるが、事業の方針としては様々な国での経験を通してグローバル人材を養成することにある。

日本へのインターンシップ派遣の場合、先に述べた釜山福岡間の大学生インターンシップ事業に積極的に学生を参加させている。事業団の予算が活用できるので学生の負担が軽減できる。福岡とは MICE を推進するという共通のテーマがあるので、インターンシップ派遣先を発掘したいという要望はある。しかし、インターンシップの派遣期間や宿泊施設、活動内容など受け入れ先との間で解決すべき課題が存在する。

釜山外国語大学日本語創意融合学部の場合、日本語関連の学部だけで CK-1 事業を運用しているために、より日本に特化したプログラムを運用している。同学部は言語文化、通訳翻訳、ホテル観光、IT の 4 つの専攻に分かれている。CK-1 事業の予算を活用したプログラムでは、日本をフィールドにした 2 週間程度のインターンシップが行われており、福岡も対象地域になっている。

インターンシップに関しては、福岡を中心とする九州地域に拡大したいという担当教員側の要望もあって、受け入れ先の発掘に取り組んでいる。インターンシップの形態は、日本語研修を兼ねた企業体験を推進しているが、釜慶大学と同様、期間や宿舍の問題などの課題が存在している。

同学部では日本での就職につなげるためのインターンシップ派遣にも取り組んでいる。IT 関係の場合、就職につながる確率が高いので、福岡を含む日本の IT 企業へのインターンシップを行っている。日本語と実務を兼ねた人材の養成を目指しており、日本語での面接指導や履歴書作成などをサポートするなど、日本での就職に力を入れている。

最後に、専門的な技能を習得する 2 年制の専門大学である慶南情報大学の取り組みを紹介する。この大学では韓国政府の「世界へプロジェクト」事業および「K-Move School」事業などを活用し海外での就業を念頭に入れた取り組みを進めている²²。日本へのインターンシップは日本語を専攻とする学生を中心にホテル・旅館、免税品店、流通などのサービス業への派遣が多い。韓国人の観光客が多く訪れる九州の観光・サービス業においては、

²² 「世界へプロジェクト」は、韓国国内の専門大学の学生の海外進出や失業解消を図るとともに、海外の韓国企業の労働力を確保するために韓国教育部が企画した事業である。2014年に慶南情報大学を含む14事業団が選定された。同事業は、2016年度から韓国雇用労働部の「K-Move School」事業に統合・運用されることになった。慶南情報大学は、専門大学を育成するための特性化専門大学育成事業にも選定されており、政府補助金を活用した海外インターンシップ・就業事業に積極的に取り組んでいる。

韓国人従業員のニーズは高い方だという。福岡の場合も、免税品店やホテル・旅館などの宿泊施設に学生を派遣している。受け入れ先は、大学の海外就業担当の教員のネットワークによって協定を結んだ企業である。

3. 大学生インターンシップの受け入れ体制の現状

では、このような釜山側の動きに対して、福岡におけるインターンシップ受け入れの現状はどうであろうか。

本研究の調査では、釜山から福岡に送り出すインターンシップ事業を検討するために、送り出す側や受け入れる側、そしてインターンシップ事業に参加した学生を対象に聞き取り調査を行った。大学生インターンシップを送り出す側と受け入れる側は、若者を育てるという人材育成の側面からインターンシップ事業に対して肯定的な認識を共有していることが調査を通して明らかになった。

まず、国際交流の観点からの釜山福岡間のインターンシップ事業は、両地域の関係を深め、ともに若者の人材を育成することに意義がある。この場合、企業側としては社会的貢献が主な目的であるため、短期間で大学生を受け入れており、採用にはつながらない。すなわち、人的交流として捉えられ、長期的な観点から日韓関係の架け橋になりうる人材養成の意味がより強い。

次に、就業の観点からのインターンシップ事業に対する受け入れ体制の現状についてみておこう。

上記で触れたように、インターンシップの概念や目的などは一言で語りにくいので、企業によってインターンシップの捉え方は様々であることが聞き取り調査を通して認識できた。

では、大きく、①社員の国際力向上など、企業側にも効果が生み出せるインターンシップの受け入れ、②採用を視野に入れたインターンシップの受け入れの体制についてその現状を述べておく。

企業によっては、社会的貢献だけではなく、若い人材をインターンシップとして受け入れる機会を活用し、企業側にもメリットが生み出せるように工夫を凝らしている場合がある。

韓国からのインターンシップ受け入れに取り組んでいる組織としては地域企業連合会九州連携機構がある。同機構は、福岡県内の中小企業間のつながりを活用し、福岡県内の留学生に加え海外の学生も対象にしたインターンシッププログラムを開発し、地域の企業と学生をマッチングさせる取り組みを行っている。同機構が海外の大学生に対するインターンシップ事業を推進する目的は、企業内の社員の国際感覚や異文化理解を高めることにある。つまり、今後不足する労働力を海外から受け入れるようになった場合に備えて、日本人と外国人の社員が協働できる環境づくりをあらかじめ進めることにある。

さらに、このインターンシップ事業の特徴として指摘できるのは、学生の離職率を防ぐためにも企業と学生が双方の理解を深める期間としてインターンシップをとらえている点にある。近年は日本人新卒者の離職率が問題となっているが、外国人の場合、職場環境と

の不一致による離職の可能性はさらに高いと推測される。インターンシップはこのような不一致をさけるための「お試し期間」でもある。そのため、企業によっては、1か月程度のインターンシップの期間を設定し、専門的な技能を学ばせるとともに、学生の資質を理解した上で採用を決める場合もあるという。もしくは、企業に関する理解を深めてもらうためにインターンシップ事業に積極的に取り組んでいる事例もある。例えば、不動産関係の企業²³の場合、‘きつい’ ‘ハードな業務’ というイメージが強くあまり人気のない不動産業界の業務を大学生に経験させることをインターンシップ事業の目的としている。それによって、業務の内容をもっと理解してもらい、マイナスイメージをできるだけ払拭させることで、企業に対するイメージチェンジを図ることができるという。

次に、採用を視野に入れたインターンシップ受け入れの場合をみておこう。本研究のためにおこなった企業側に対する聞き取り調査では、多くの企業が社員の国際力向上など、企業側にも効果が生み出せるインターンシップの受け入れを目的にすることが多く、採用につながるようなインターンシップの受け入れの事例はごく少なかった。筆者が調査を行った限りでは、IT関係の企業の一か所のみであった²⁴。当企業では、採用を念頭に入れたインターンシップ受け入れを行っており、インターンシップ対象の学生に面接を実施し、インターンシップの趣旨やミッションを丁寧に説明するという。インターンシップの期間中にはプログラム開発のように、実践的な課題が任される。個人もしくはグループでとりかかり、インターンシップの最後の段階でプレゼンテーションをしてもらうという。採用にあたり学生の資質を判断する機会としてインターンシップが活用されている。このように採用を視野に入れたインターンシップは、企業の業務内容、企業経営者の方針などに影響されており、そこまで浸透されていない実情である。

ほかには、海外からのインターンシップの大学生を受け入れていない企業も存在する。その理由には、日本に滞在する留学生を受け入れることで社内の国際力向上を図ることは十分できる、海外から受け入れる場合、宿泊先の斡旋など手間がかかる、日本の社会や生活にある程度慣れていない留学生の方が受け入れやすい、などがあつた。

以上で確認したように、インターンシップの捉え方は受け入れる側によって様々であるが、送り出す側や参加する学生によっても異なることが多い。そこで、インターンシップ事業の目的や要望など、主体間の間で隔たりが生じることがある。

例えば、釜山市の行政側は、大学生の就職率の向上を図り、若者の失業問題を解消することを大学生インターンシップ事業の目的としている。そして、大学側は、大学生に海外で経験を積ませるといった教育的効果や就職率の向上を図るために海外インターンシップ事業を活用している。日本語が駆使できる学生を日本の企業に送り出している実践的な取り

²³ 福岡市所在の不動産関係の企業のインターンシップ及び採用担当者に対するインタビュー調査に基づく（2016年6月17日実施）。

²⁴ 福岡市所在のIT関係の企業のインターンシップ及び採用担当者に対するインタビュー調査に基づく（2016年5月27日実施）。

組みの例で紹介したように、韓国では地方大学出身の学生の就職難の問題が深刻になっているので、海外にも目を向けてインターンシップおよび就業に積極的に取り組んでいる。また、実際にインターンシップに参加する学生の場合、キャリアパスとしてのインターンシップ、海外就業を見据えたインターンシップなど、その目的は学生によって様々である。

一方、受け入れる側の企業としては、社会的貢献や社員の国際力向上などを目的に海外からの学生をインターンシップとして受け入れることが多く、社員としての採用にはなかなかつながらない。現状としては1週間から2週間程度の短期的な職業体験としてのインターンシップを行うことが多い。企業側としては、インターンシップの期間を延長することが負担になるため、短期間の職業体験のインターンシップは行われているが、就業につながるようなインターンシップの受け入れは活発だとは言えない。インターンシップの学生を受け入れる際のプログラムを組む場合に時間的な労力がかかるため、長期に設定することはなかなか難しいという。そして、インターンシップの学生に対して‘お客様’という意識があるため、プログラムの内容は職業体験に留まることが多い。このように、インターンシップの実施をめぐる現状では、主体間のニーズや捉え方などにギャップが生じているため、送り出す側と受け入れる側のミスマッチングを減らし、お互いに相乗効果を生み出すような取り組みが望まれる。

おわりに：展望と課題

これまで述べてきた内容をふまえて、最後に釜山から福岡に派遣されるインターンシップ事業の意義と今後の課題を述べることにしたい。

釜山市と福岡市が提携しておこなっている大学生インターンシップ派遣事業は姉妹都市間における活発な人的交流の構築のみならず、超広域経済圏構想が目指している国境を超えた人材養成という点でも非常に意義のある取り組みであるといえよう。インターンシップの経験は大学生の知見を広げるとともに、今後の釜山と福岡の関係、ひいては良好な日韓関係を構築するための架け橋となる人材を養成することにつながると期待できる。

また、福岡の産業界においては、韓国を含め、海外からインターンシップ受け入れを推進していこうとする取り組みも存在する。本論で指摘したように、その主な目的は、日本人と外国人の社員が協働できる環境づくりを促進することにある。また、インターンシップは職場環境との不一致による離職のリスクを回避するための「お試し期間」としての意義も有している。

しかし、今回の調査では、釜山の大学の方では福岡をはじめとする九州でのインターンシップの拡大を望む声があるにもかかわらず、実際には思うようには進んでいないという課題が浮き彫りになった。その理由としては、受け入れる側の負担の問題などに加えて、現状では釜山の各大学が個別に受け入れ先を開拓するというやり方がとられていることにあると思われる。この問題を解決するためには、福岡と釜山の産学官が一体となってイン

ターンシップ事業を推進するための体制づくりをまずは整えていく必要があると思われる。そして、インターンシップに参加する学生、派遣する大学、受け入れる立場の企業のそれぞれの目的に合わせた多様なインターンシッププログラムを提供していくことが望まれる。また、インターンシップは就職につながるような成果をすぐにはあげにくいので、長期的なスパンで人材育成としての意義を理解することが重要であろう。

今回の調査では釜山と福岡の間の大学生インターンシップ事業に焦点をあてたが、調査の過程で釜山のみならず韓国の他の地域の大学生のインターンシップや韓国の高校生のインターンシップの事例も知ることができた。今後は地域や参加者の対象をさらに広げていくことで、韓国と九州の間におけるインターンシップの実相を明らかにしていきたい。

参考文献

- 石渡嶺司 (2008) 『就活のバカヤロー：企業・大学・学生が演じる茶番劇』 光文社
- 岩渕秀樹 (2013) 『韓国のグローバル人材育成力－超競争社会の真実』 講談社
- 高良和武監修・石田宏之・大田和男・古閑博美・田中宣秀 (2007) 『インターンシップとキャリア－産学連携教育の実証的研究－』 学文社
- 酒井理 (2015) 「インターンシッププログラムの教育効果：職業観形成の視点から」『生涯学習とキャリアデザイン』 12 (2)。
- 武内真美子 (2015) 「インターンシッププログラムが卒業後のキャリア形成に与える影響」『基幹教育紀要』 1号。
- 권경득·김덕준 (2011) 「청년 인적자원의 해외취업 활성화 방안에 관한 연구: 인식조사를 중심으로」『한국인사행정학회보』 10 (2).
- 김영규 (2008) 「해외인턴십을 활용한 지방 4년제 대학 여성인력의 취업활성화방안」『관광연구』 22 (4).
- 이황원 (2011) 「글로벌 인재 양성을 위한 대학생 해외인턴십의 성공요인 분석」『The Korean Journal of Human Resource Development』 13 (1).

印刷全般

(学術書、学会機関誌・ポスター・チラシ、日英翻訳出版、テキスト、名刺等)

学術学会、イベントの運営支援

(最大800人規模の学会用会場提供・運営支援等)

翻訳・通訳 (日↔英)

(翻訳全般、電話通訳、コミュニケーション講座)

西南学院オリジナルグッズ販売

(ボールペン、ポーチ、扇子、西南チロリアン、セナフィー等)

卒業生の就職支援・アルバイト紹介、 生花販売、保険代理事業等



株式会社キャンパスサポート西南は
東アジア学会を全面的にサポート。



学校法人 西南学院グループ

株式会社 キャンパスサポート西南

福岡市早良区百道1丁目14-29

TEL.092-823-3576 FAX.092-823-3590

URL <http://www.cs-seinan.co.jp>



編集後記

『東アジア研究』第20号をお届けいたします

今回は査読付き論文が3本、研究ノートが1本の計4本の論考を掲載しております。2015年度徳島賞受賞者である尹会員の研究成果発表論文は、井原西鶴と樋口一葉それぞれの描く「女」の「恋」を比較し女性の自我獲得の過程を見出す意欲作です。また防災教育の観点から環境教育を再検討した長濱会員、中国の医療制度に関する考察を行った魏会員の論文、さらに韓国のインターンシップ制度の現状と課題に関する鄭会員の研究ノート、いずれも力作がそろいました。投稿者とレフェリーの先生方に厚く御礼申し上げます。

今後とも紙面の充実に努めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

(編集担当企画委員：荒木雪葉・西田顕生)

東アジア研究 (東アジア学会機関誌) 第20号

発行日：2016年9月

発行：東アジア学会

事務局：〒805-8512

福岡県北九州市八幡東区平野1-6-1

九州国際大学 木村貴研究室

Tel: 093-671-8913

Mail: ta-kimura@law.kiu.ac.jp

※本書の無断転載は難くお断りいたします。

予め学会事務局あて許諾を求めてください。



East Asian Studies
vol.20 2016 September

Perspectives on the New Collaborative Medical System in Rural China:
With Fieldwork and Interviews **WEI Qiang**

A Re-examination of Environmental Education
in Schools using the Narrative Approach:
A Case Study of Disaster Prevention Education
in Kamaishi City Schools **NAGAHAMA Hirofumi**

A Study on the “Love” of the “Onna”
in the Saikaku Ihara and Ichiyo Higuchi **YOON Hye Min**

The Current State and Problems of an Internship Program
between Busan, South Korea and Fukuoka, Japan **JEONG Yukyong**